

第 1 期摂津市こども計画  
～こどもまんなかプラン～  
(素案)

令和 6 年 (2024 年) 11 月  
摂津市



## 目次

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定体制	4
第2章 摂津市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況	6
1 人口の状況	6
2 人口動態	9
3 世帯の状況	10
4 保育所等・幼稚園・認定こども園及び学童保育室の入所状況	12
第3章 計画の基本的な方向性	16
1 計画の基本理念	16
2 計画の基本目標	18
3 計画の施策体系	21
第4章 子ども・子育て支援施策の方向	23
1 計画書の見方	23
2 こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり	25
3 こどもを安心して生み、育てることのできるまちづくり	49
4 地域でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり	67
第5章 こどもの成長を支える教育・保育の環境づくり	83
1 提供区域の設定	83
2 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業	●
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容	●
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	●
《資料編》	●
1 摂津市子ども・子育て会議条例	●
2 摂津市子ども・子育て会議委員名簿	●
3 計画策定の経緯(子ども・子育て会議開催状況)	●
4 アンケート調査結果の概要	●
〔1〕子ども・子育て支援ニーズ調査	●
〔2〕生活実態調査	●
〔3〕ひとり親家庭に関する調査	●
〔4〕令和4年度乳幼児健康診査問診回答結果	●
5 用語説明	●

# 第1章 計画の策定趣旨

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています

国においては、少子化の歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

その後、令和5年4月にこども基本法が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

また、こども基本法の制定に伴い、さらなる子どもに関する施策の推進に向けて、国は「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を定めています。

そして、常にこどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といった子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」を新たに創設しました。

このような国の動向の中、大阪府では、「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」や「子どもの貧困対策」にも対応した計画として、平成27年3月に「大阪府子ども総合計画」を策定し、令和2年に後期事業計画を策定しました。

本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度に「摂津市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）、令和2年度に「第2期計画」を策定し、次世代育成支援対策を含む、地域の子育ち・子育て環境の整備・充実に取り組んでいます。第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、新たに母子保健計画も抱合した「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」を策定しました。

## 〔計画の変遷〕

	国の動向	摂津市の動向
平成2年	1.57 ショック(少子化傾向)	
平成6年	「エンゼルプラン」策定 緊急保育対策等5か年事業	
平成9年		児童育成計画(エンゼルプラン)策定 母子保健計画策定
平成11年	少子化基本方針 新エンゼルプラン	
平成12年	児童虐待防止法	
平成13年	仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦等)	
平成14年		第1次健康増進計画 健康せつつ21 (母子保健計画を包含)
平成15年	少子化対策基本法 次世代育成支援対策推進法 母子及び寡婦福祉法の一部改正(基本方針策定)	
平成16年	少子化対策大綱	
平成17年	子ども・子育て応援プラン	次世代育成支援行動計画(前期) ※児童育成計画の後継計画
平成18年	新しい少子化対策について 認定こども園制度	子どもの安全・安心都市宣言
平成19年	ワークライフバランス憲章・仕事と生活の調和 推進のための行動指針 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	ひとり親家庭自立促進計画
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」について	
平成22年	子ども・若者育成推進法	次世代育成支援行動計画(後期)(ひとり親 家庭自立促進計画を包含)
平成23年		市長部局のこども・子育て関連部門を教育 委員会事務局へ移管
平成24年	子ども・子育て支援法(子ども・子育て関連3法)	就学前教育実践の手引き
平成26年	子どもの貧困対策法	第2次健康増進計画 健康せつつ21 (母子保健計画を包含)
平成27年	子ども子育て支援新制度	第1期子ども・子育て支援事業計画 (ひとり親家庭自立促進計画を包含) ※次世代育成支援行動計画の後継計画
令和2年		第2期子ども・子育て支援事業計画 (ひとり親家庭自立促進計画・子どもの貧困 対策計画を包含) 市長部局の母子保健部門を教育委員会事務局 へ移管(こども家庭センターの先駆け)
令和4年	改正児童福祉法	
令和5年	こども基本法・こども家庭庁	就学前教育実践の手引き 改訂版
令和6年		子どもを虐待から守る条例 こども家庭センターを設置
令和7年		第1期摂津市こども計画

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

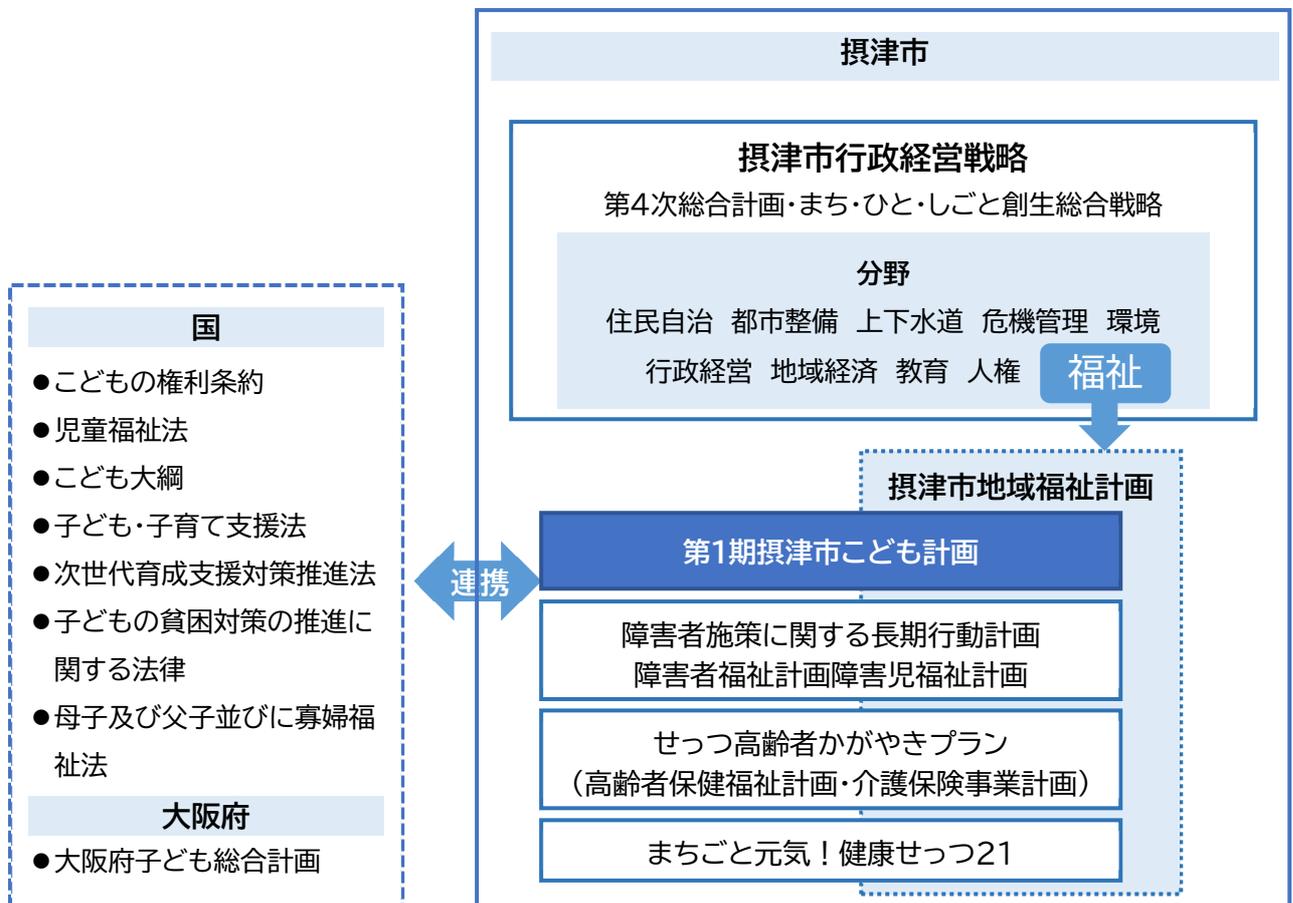
本計画は、摂津市の子ども・子育てにかかる総合的な計画です。こども基本法、こども家庭庁等、国の動きを踏まえるとともに、他の法令に基づく子ども・子育てに関する計画と一体のものとして策定します。

- **第3期子ども・子育て支援事業計画**（子ども・子育て支援法第61条に基づく）
- **次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）**（次世代育成支援対策推進法に基づく）
- **第2期子どもの貧困対策計画**（子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく）
- **第5期ひとり親家庭自立促進計画**（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく）
- **第4期母子保健計画**（成育医療等基本方針に基づく計画策定指針で示された）

### (2) 関係計画等との関係

本計画は、上位計画である「摂津市行政経営戦略」や福祉の各分野において上位計画である「摂津市地域福祉計画」、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定します。

【計画の位置づけ】



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第1期摂津市子ども計画				

### 4 策定体制

#### (1) 子育て家庭におけるニーズの把握

下記の通り、4種類の調査を実施し、子育て家庭における、保育ニーズやサービスの利用状況、利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

##### ① 子ども・子育て支援ニーズ調査

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,500	724	29.0%
小学生児童の保護者	2,500	770	30.8%
合計	5,000	1,494	29.9%

##### ② 子どもの生活に関する実態調査

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	650	212	32.6%
小学5年生の保護者	650	210	32.3%
中学2年生	694	154	22.2%
中学2年生の保護者	694	147	21.2%
学生の合計	1,344	366	27.2%
保護者の合計	1,344	357	26.6%

##### ③ ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
母子・父子家庭（寡婦）	727 (50)	647	90.0%

#### ④乳幼児健康診査問診回答

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
4か月児健康診査対象の親子	658	649	98.6%
1歳6か月児健康診査対象の親子	742	720	97.0%
3歳6か月児健康診査対象の親子	728	704	96.7%

#### (2)摂津市子ども・子育て会議を通じた市民意見の反映

平成25年度（2013年度）より、摂津市子ども・子育て会議条例に基づき、子どもの保護者や子育て支援事業者、学識経験者等で構成する審議会（摂津市子ども・子育て会議）を設置しています。

この会議において、現状と課題を把握するとともに、本計画策定のためのニーズ調査票案のほか、計画案の内容について検討します。

#### (3)庁内での検討・協議

第1期計画策定にあたり、子育て世代の職員を中心に本市の子育て支援の課題を整理し、実施すべき施策や事業等について議論し、報告書をまとめました。

第1期計画の毎年度の進捗把握・検証を庁内で行い、計画の成果と課題を把握します。

本計画にこれらの結果を反映するとともに、関係各課との協議・調整の上、各施策を立案します。

#### (4)パブリックコメントの実施

ニーズ調査及び摂津市子ども・子育て会議での意見に加え、計画に対する子どもや市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設、市内公私立保育所・幼稚園等で計画案を公開し、パブリックコメント（意見公募）を行いました。

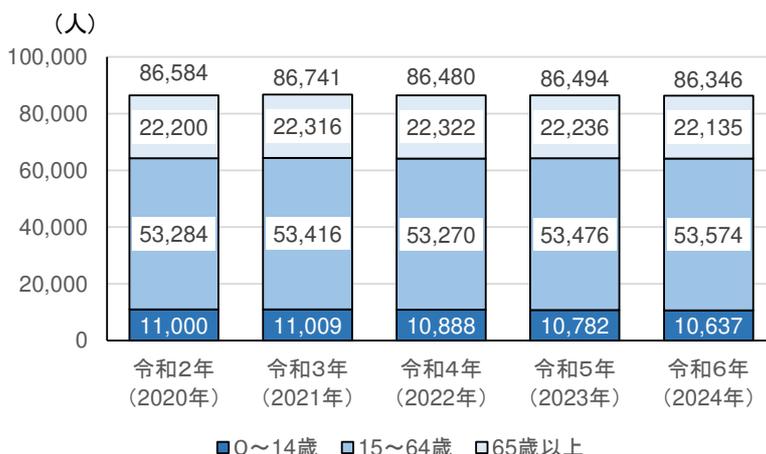
## 第2章 摂津市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

### 1 人口の状況

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は、増減を繰り返しており、令和6年（2024年）は86,346人となっています。

年齢3区分別人口で見ると、0～14歳、65歳以上は減少傾向にある一方で、15～64歳は増加傾向にあります。



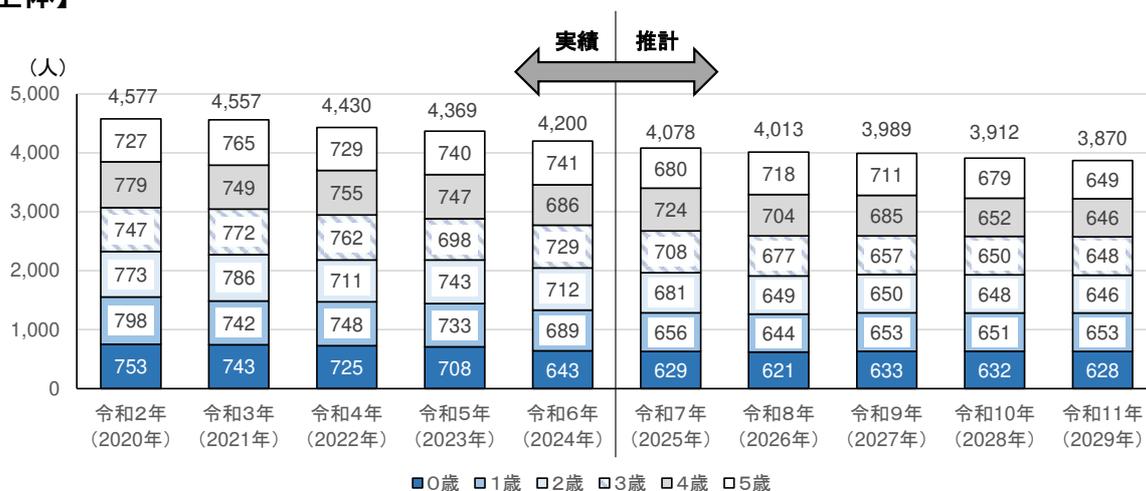
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (2) 0～5歳人口の推移

0～5歳人口は、年々減少しており、令和6年（2024年）には4,200人となっています。

推計では、全体として緩やかに減少していくことが予測されます。

#### 【市全体】

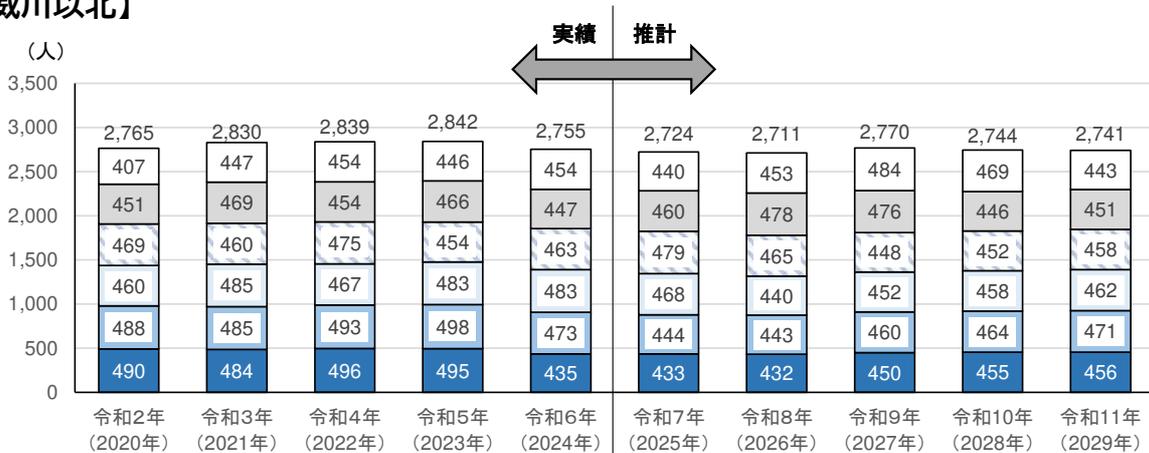


資料：住民基本台帳（実績は各年4月1日現在、推計は実績データをもとにコーホート変化率法により推計）

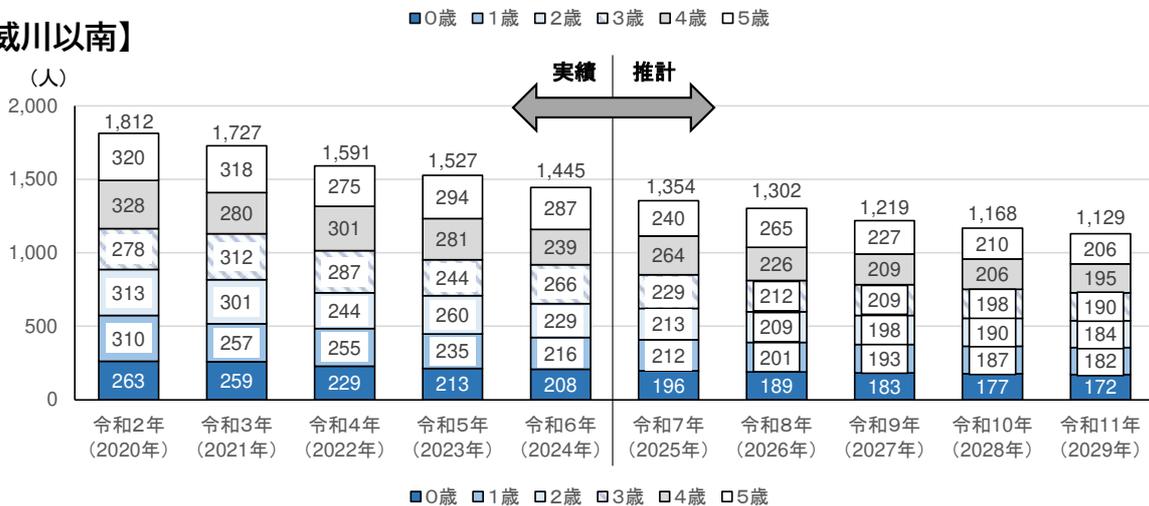
0～5歳人口は、安威川以北圏域では、令和5年（2023年）にかけて増加傾向にありましたが、令和6年（2024年）には2,755人と減少し、その後は増減していく見込みです。

一方で、安威川以南圏域の0～5歳人口は、年々減少し、今後も減少していく見込みです。

### 【安威川以北】



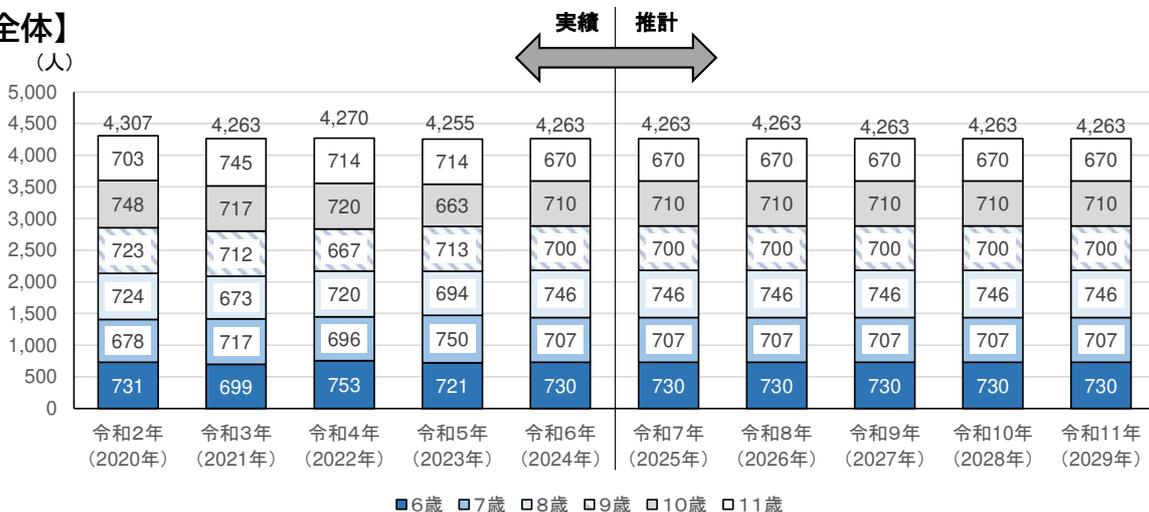
### 【安威川以南】



### (3) 6～11歳人口の推移

6～11歳人口は、増減を繰り返しています。

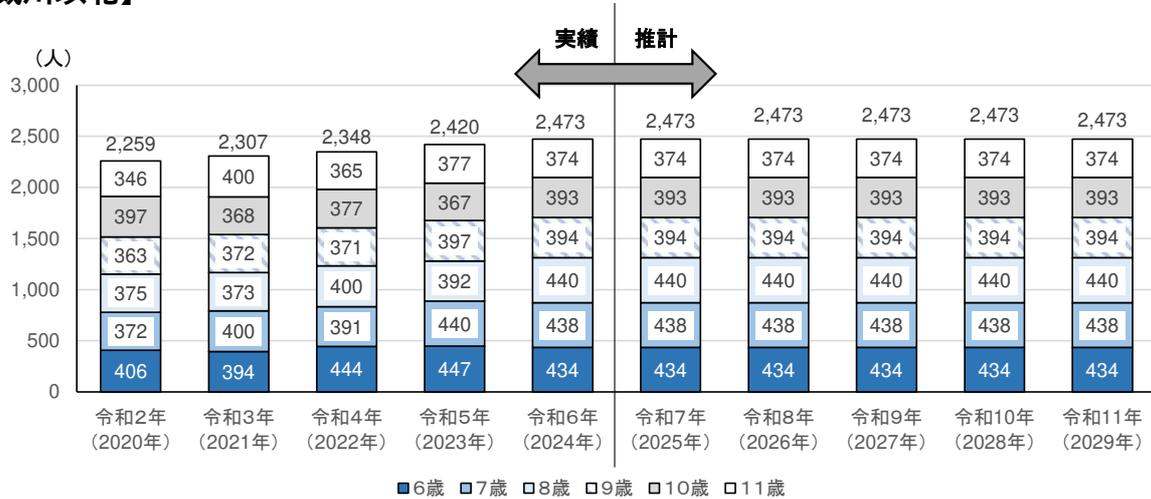
### 【市全体】



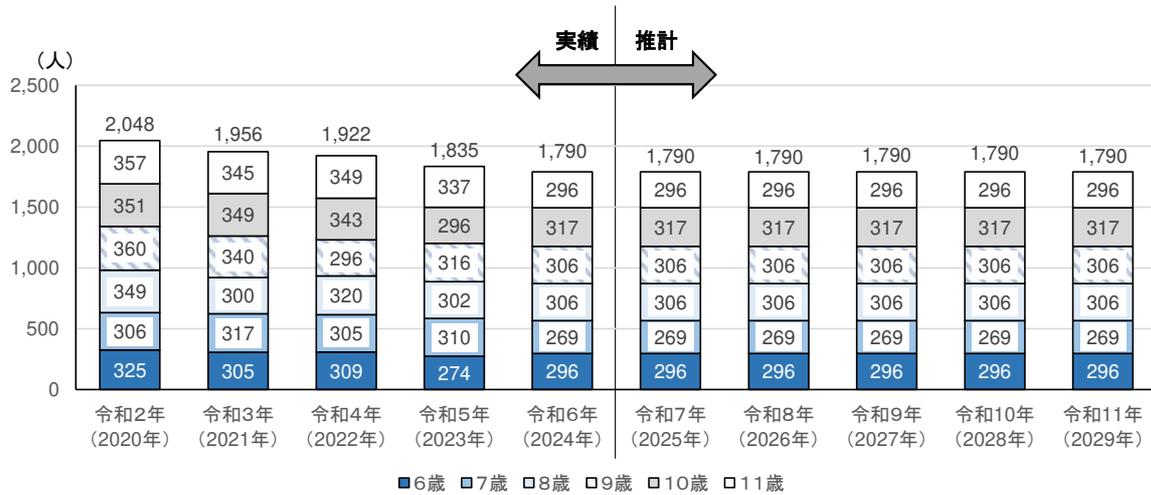
資料：住民基本台帳（実績は各年4月1日現在、推計は実績データをもとにコーホート変化率法により推計）

6～11 歳人口は、安威川以北圏域では、増加傾向にあります。  
 一方で、安威川以南圏域の6～11 歳人口は、減少傾向にあります。

### 【安威川以北】



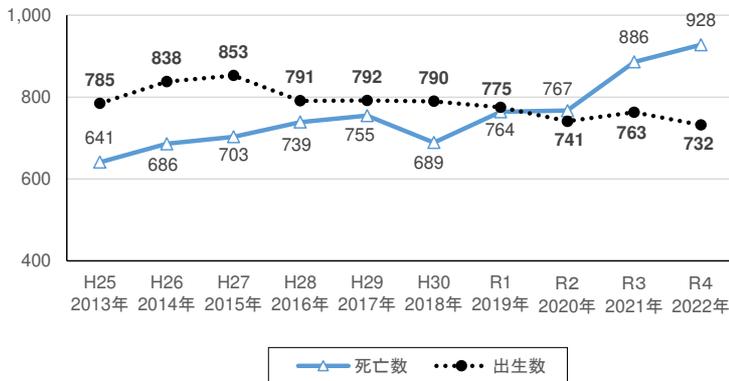
### 【安威川以南】



## 2 人口動態

### (1) 出生数と死亡数の推移

(人)



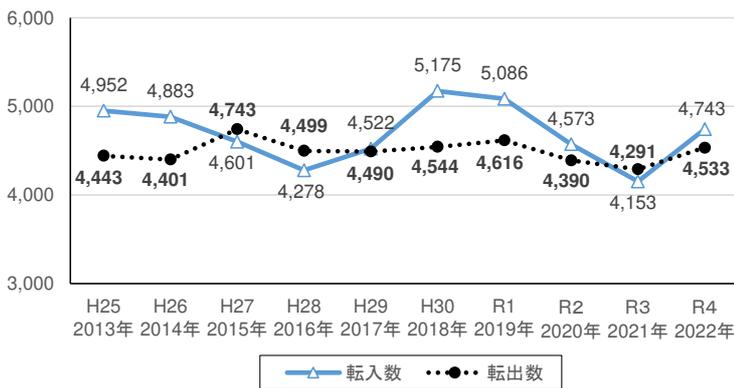
出生数と死亡数による自然動態では、令和2年以降の死亡数が大幅に増加しています。

しかし、出生数は減少傾向にあり、近年は死亡数を下回っています。

資料：摂津市統計要覧

### (2) 転入数と転出数の推移

(人)

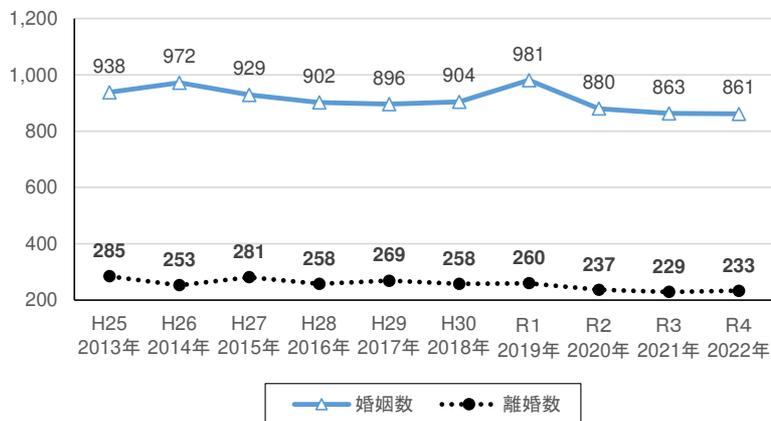


転入数と転出数による社会動態では、近年の転入数は減少傾向にあり、令和3年は転出数を下回りましたが、令和4年には転入数が大幅に増加し、転出数を上回っています。

資料：摂津市統計要覧

### (3) 婚姻数と離婚数の推移

(人)



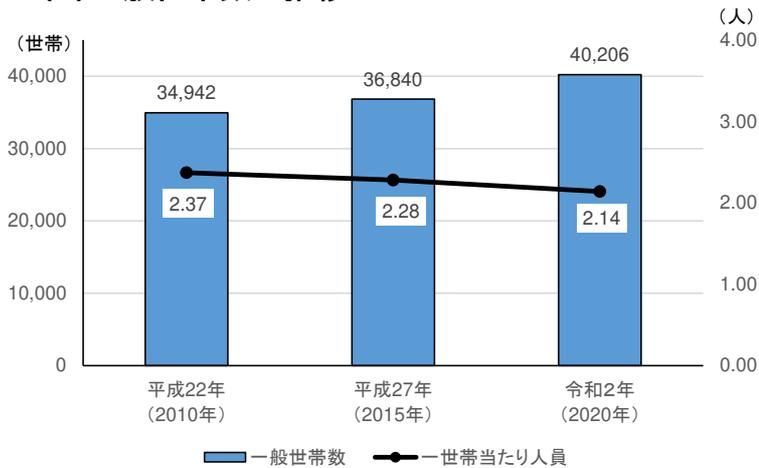
婚姻数と離婚数の推移では、婚姻数は令和元年（2019年）は981件でしたが、近年は減少傾向にあり、令和4年（2022年）は861件となっています。

離婚数も、増減はありますが、減少傾向にあります。

資料：摂津市統計要覧

### 3 世帯の状況

#### (1) 一般世帯数の推移



一般世帯数の推移では、増加傾向にあり、令和2年(2020年)は40,206世帯となっています。

一方で、一世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和2年(2020年)には2.14人となっています。

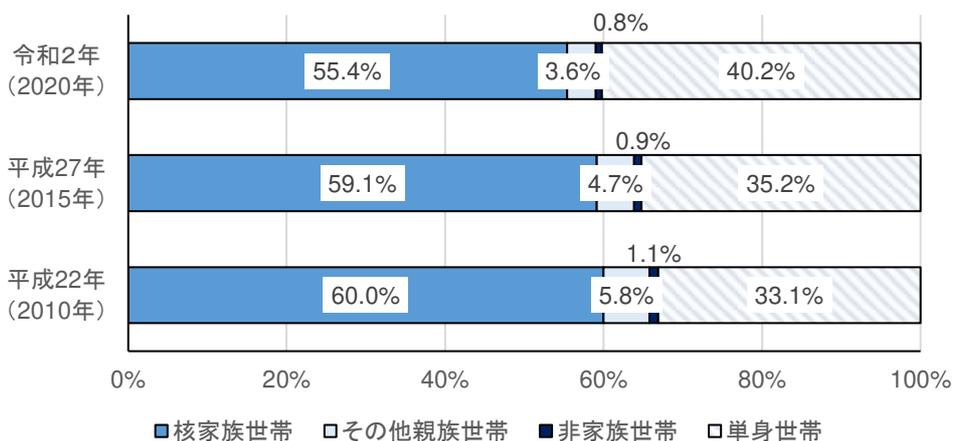
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

#### (2) 家族構成別世帯数の推移

家族構成別世帯では、核家族世帯、その他親族世帯、非家族世帯は減少傾向にあります。一方で、単身世帯は増加傾向にあり、令和2年(2020年)には4割を占めています。

		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数 計	世帯数	34,942	36,840	40,206
	%	100.0	100.0	100.0
核家族世帯	世帯数	20,953	21,785	22,271
	%	60.0	59.1	55.4
その他親族世帯	世帯数	2,035	1,746	1,445
	%	5.8	4.7	3.6
非家族世帯	世帯数	380	316	328
	%	1.1	0.9	0.8
単身世帯	世帯数	11,568	12,973	16,162
	%	33.1	35.2	40.2

(※家族類型不詳は総数に含む) 資料：国勢調査(各年10月1日現在)



### (3)ひとり親世帯(20歳未満の子どもがいる世帯)の推移

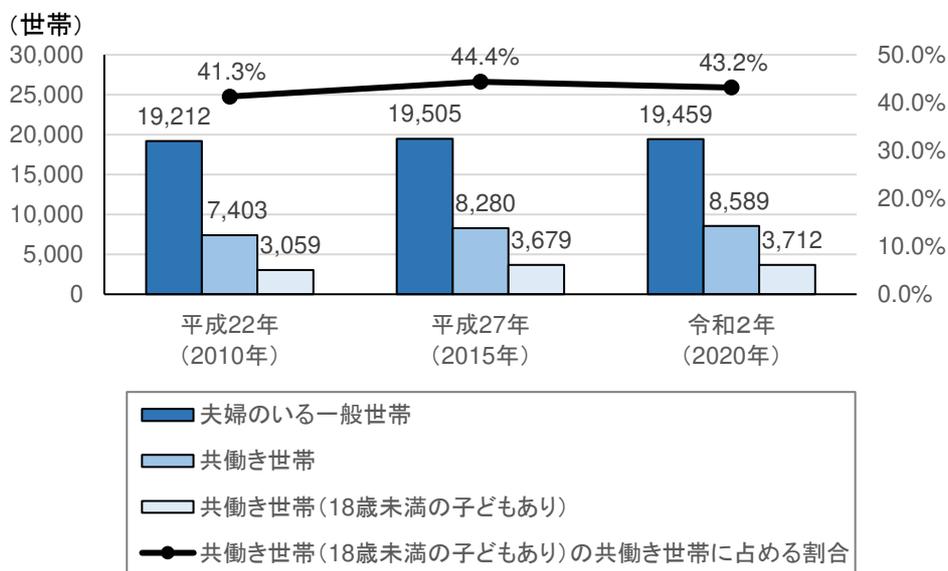
20歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、令和2年(2020年)は大幅に増加しており、一般世帯に占める割合は約3%となっています。

		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数 計	世帯数	34,942	36,840	40,206
	%	100.0	100.0	100.0
ひとり親世帯 計	世帯数	714	712	1,164
	%	2.0	1.9	2.9
(うち) 母と20歳未満の子がいる世帯	世帯数	617	627	1,039
	%	1.7	1.7	2.6
(うち) 父と20歳未満の子がいる世帯	世帯数	97	85	125
	%	0.3	0.2	0.3

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

### (4)共働き世帯の推移

共働き世帯は、増加傾向にあります。18歳未満の子どもがいる共働き世帯も増加傾向にあり、共働き世帯に占める割合は4割となっています。

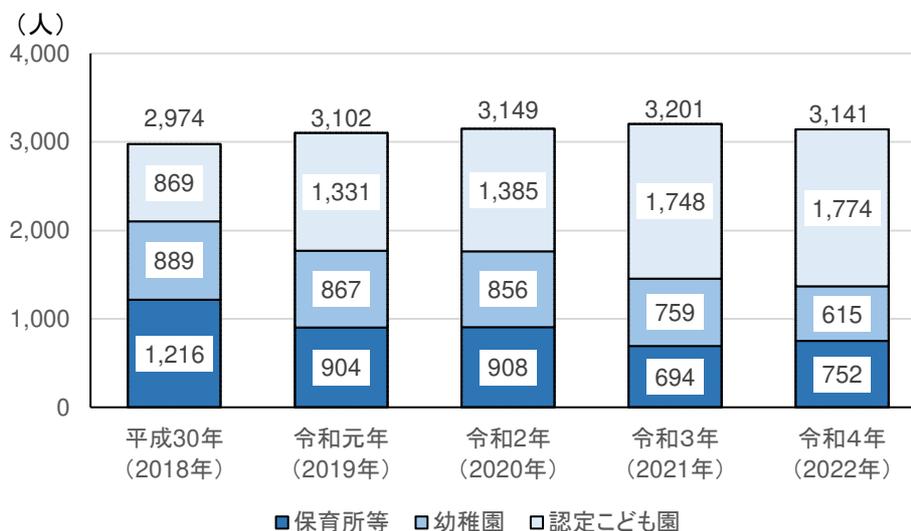


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

## 4 保育所等・幼稚園・認定こども園及び学童保育室の入所状況

### (1) 保育所等・幼稚園・認定こども園の児童数

令和元年以降は、幼保連携型認定こども園に移行する施設が複数あり、認定こども園の入所児童数は年々増加しています。保育所、幼稚園の入所児童数は減少傾向にありますが、認定こども園においては、令和4年（2022年）は前年よりも26人増加しています。



資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

## (2)施設別にみる保育所等・幼稚園・認定こども園の利用状況

### ◆保育所等の利用状況

(人)

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
公立	別府保育所	72	72	69		
	鳥飼保育所	93	82	69		
	子育て総合支援センター	147	144	127		
私立	鳥飼さつき園	168				
	摂津ひかり保育園	85				
	正雀ひかり保育園	103				
	認定こども園こどもの杜藤森学園 (旧藤森保育園)	52	61	71	75	73
	千里丘愛育園	127	160	168	173	195
	勝久寺保育園	73	72	76	78	79
	摂津さつき保育園	98	100	101	100	99
	摂津ひかりにこにこ保育園	92	93	92	93	93
	わかば保育園	27	28	26	29	24
	ポポラー大阪南千里丘園	31	28	29	29	30
	摂津ポッポせんりおか保育園				34	40
	認定こども園あとりえらぼ遊育園					42
	こどもなーと摂津保育園	10	11	12	12	12
	こどもなーと千里丘保育園	19	18	18	19	19
	摂津ポッポ保育園 正雀校	19	19	18	19	16
	こどもなーと正雀保育園		16	18	19	18
摂津ポッポ保育園香露園校			14	14	12	
合計		1,216	904	908	694	752

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

※「別府保育所」は「べふ幼稚園」と統合して「べふこども園」に、「鳥飼保育所」は「とりかい幼稚園」と統合して「とりかいこども園」に名称変更し、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「子育て総合支援センター」は、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「鳥飼さつき園」「摂津ひかり保育園」「正雀ひかり保育園」は、平成31年4月1日から「認定こども園鳥飼さつき園」「認定こども園摂津ひかり保育園」「認定こども園正雀ひかり園」に名称変更し、幼保連携型認定こども園に移行。

※「藤森保育園」は、令和2年4月1日から「認定こども園こどもの杜藤森学園」に名称変更し、保育所型認定こども園に移行。

※「摂津ポッポせんりおか保育園」は令和2年12月1日から、「認定こども園あとりえらぼ遊育園」は令和3年6月1日から、「こどもなーと正雀保育園」は平成31年4月1日から、「摂津ポッポ保育園香露園校」は令和2年4月1日から開設。

## ◆幼稚園の利用状況

(人)

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
公立	せつつ幼稚園	96	88	81	75	
	べふ幼稚園	58	43	27		
	とりかい幼稚園	36	26	20		
私立	三島幼稚園	133	126	136	122	114
	かおり幼稚園	248	269	300	302	268
	摂津ひかり幼稚園	318	315	292	260	233
合計		889	867	856	759	615

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

※「べふ幼稚園」は「別府保育所」と統合して「べふこども園」に、「とりかい幼稚園」は「鳥飼保育所」と統合して「とりかいこども園」に名称変更し、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「せつつ幼稚園」は、令和4年4月1日から「認定こども園せつつあそびまち遊育園」に民営化し、幼保連携型認定こども園に移行。

## ◆認定こども園の利用状況

(人)

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
公立	べふこども園				91	91
	とりかいこども園				86	80
	子育て総合支援センター				121	123
私立	せつつ遊育園	167	164	180	186	179
	とりかいひがし遊育園	109	117	115	129	128
	正雀愛育園	136	140	137	147	149
	一津屋愛育園	132	137	134	139	143
	みなみせんりおか遊育園	158	156	157	155	154
	つるのみまわり園	118	111	102	107	105
	とりかい遊育園	49	58	62	62	54
	KENTOひまわり園		86	110	126	141
	正雀ひかり園		121	146	160	173
	摂津ひかり保育園		88	86	87	82
	鳥飼さつき園		153	156	152	141
	せつつあそびまち遊育園					31
合計		869	1,331	1,385	1,748	1,774

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

※「べふこども園」「とりかいこども園」「子育て総合支援センター」は、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「KENTOひまわり園」は、平成30年11月1日から開設。

※「正雀ひかり園」「摂津ひかり保育園」「鳥飼さつき園」は、平成31年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「せつつあそびまち遊育園」は、令和4年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

### (3)小学校別にみる学童保育室の入室状況

#### ◆学童保育室の入室状況(令和6年度(2024 年度))

(人)

		児童数			入室児童数			入室率		
		1～3 年生	1～4 年生	4年生	1～3 年生	1～4 年生	4年生	1～3 年生	1～4 年生	4年生
公立	千里丘	302			146			48.3%		
	三宅柳田	239			121			50.6%		
	摂津	472			273			57.8%		
	味舌	271			146			53.9%		
	別府	218			111			50.9%		
	味生	133			65			48.9%		
	鳥飼西	208	281	73	84	100	16	40.4%	35.6%	21.9%
	鳥飼北	152	204	52	74	84	10	48.7%	41.2%	19.2%
	鳥飼	70	109	39	26	34	8	37.1%	31.2%	20.5%
	鳥飼東	70	94	24	35	38	3	50.0%	40.4%	12.5%
	合計	2,135	688	188	1,081	256	37	50.6%	37.2%	19.7%

令和6年(2024年)4月1日現在

## 第3章 計画の基本的な方向性

### 1 計画の基本理念

本市では、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。」という子ども・子育て支援法の第2条における理念に基づき、「**“子育てを支え” 育む・つながる 人間基礎教育のまち せつつ**」を計画の基本理念として第1期計画より継承してきました。

本計画においても、教育・保育の連携や、父親と母親、家族の協力による子育てと、企業、地域、行政の連携など、本市に住むすべての人や、地域全体で子育てを支援する方向のもと施策を推進し、子育てしやすいまち、地域のつながりが生まれ、元気や活力に満ちたまちの実現を目指します。

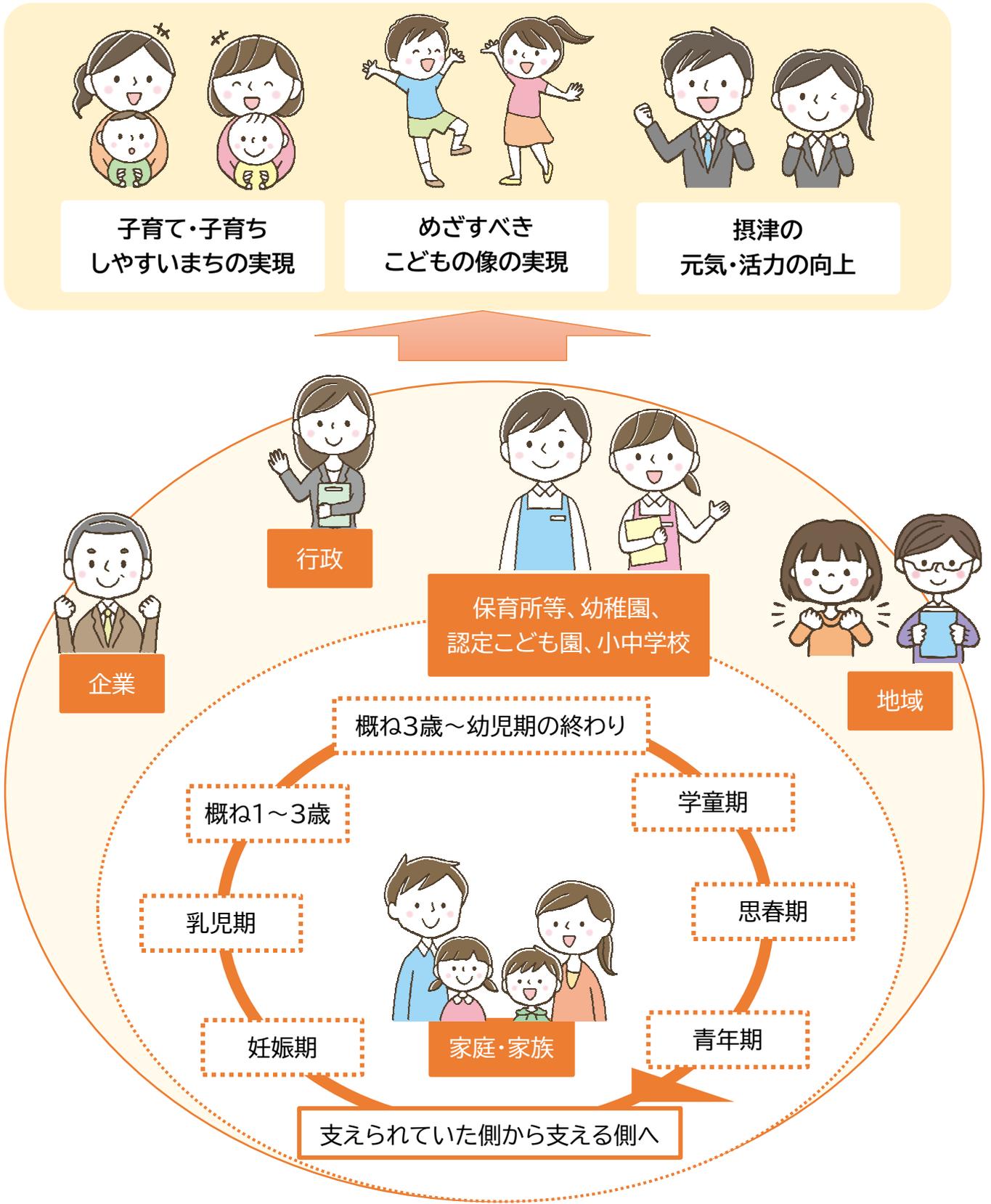
また、子どもの育ちは、多様性を尊重し、包括的に支援するとともに、就園、就学等の節目での環境変化に応じて切れ目のない連続的な支援が重要となります。そのため、育ちの環境を切れ目なく作り上げ、誰もが健やかに育つことができ、成長した人が次代を支えるといった好循環をつくる環境が必要です。そして、本市に住む一人ひとりがそのまちづくりに取り組むことを目指し「**こどもを安心して生み、育てることができ、こどもがひとしく、健やかに成長できるまちをみんなでつくる**」を基本理念とします。

【基本理念】

こどもを安心して生み、育てることができ、  
こどもがひとしく、健やかに成長できるまちを  
みんなでつくる



■計画基本理念の概念図



育ちの環境を切れ目なく作り上げ、次代を支える好循環をつくる

参考：こども家庭庁

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり

すべてのこどもの豊かな心を育成し、生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備に努めるとともに、まちづくりにおいて子どもが主体的に参加できる仕組みづくりに取り組み、子どもまんなか社会の実現を目指します。

また、子どもや若者が社会との関わりを通じて健やかに成長できるよう、体験活動の機会や居場所の提供を充実し、青少年の自立促進のための支援を推進します。

障害のある子やその家族が早期に必要な支援を受けることができるよう、医療・福祉・教育が連携し、療育体制の充実を図ります。また、増加している児童虐待への対応として、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援に一層取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携強化を図ります。

いじめ、不登校、子どもの貧困等、困難を抱えるこどもやその家庭が、将来的な選択肢を狭めることがないように、子育て、教育、福祉、健康、就労の分野で横断的に連携して支援を行います。

#### 基本施策1 こどもの権利を保障し、こどもの主体性を育む

こどもを支援の対象とするだけでなく、こども・若者が社会の一員として主体的に行動することができるよう、意見反映の仕組みづくりや、社会への参画促進の取組を推進します。

#### 基本施策2 就学前教育・保育の充実

就学前教育・保育の充実を図るために、令和4年度に改訂した「就学前教育・保育実践の手引き」に基づいた教育・保育が行われるよう、普及促進を行うとともに、研修等を通じた保育士等の人材育成に努めます。また、保育所、幼稚園、認定こども園等から、小学校へ円滑につなぐことができるよう、職員等における交流や情報共有の機会を設け、相互理解を進めます。

また、障害のある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもなど、配慮を必要とする子どもが、その特性や発達に応じて保育・教育を受けることができる環境を整えます。

#### 基本施策3 学校教育等の充実

次代を担うこどもの個性や能力を伸ばすとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する力、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を育む教育を推進します。

#### 基本施策4 困難を抱えるこども・家庭への支援

不登校やいじめ、ひきこもり、障害や児童虐待、ヤングケアラー等、こどもや家庭が抱える課題は多岐にわたっていることから、関係機関や団体で情報共有、かつ連携し、それぞれの専門性を生かして、一人ひとりの実情に応じた支援を行います。

## 基本目標2

## 子どもを安心して生み、育てることのできるまちづくり

すべての子育て家庭や妊娠している人が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実します。また、親と子の健康づくりに関し、心身の両面で取組みの充実を図るとともに、子どもころから正しい食習慣を身につけ、食の楽しみや食への興味を高められるよう、食育を推進します。

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育て当事者が不安・負担を抱えて孤立することがないように、また、必要とする支援や子育てに関する情報を十分に受けることができるよう、相談体制及び情報提供体制を強化します。

また、働き方・生活様式が多様化する中、多様で柔軟な働き方を推進し、性別に関わらず、家事や子育てと仕事を両立できるよう、多様化する保育ニーズに向けて、保育所、幼稚園、認定こども園等の整備と、保育・幼児教育を担う人材の確保・育成による質の向上に一体的に取り組めます。

そして、子育てで課題となる経済的な負担に対しての助成や支援を広く周知するとともに、ひとり親家庭の生活の安定・向上に向けて、個々の家庭の実情に応じた生活・就業等の自立支援を進めます。

### 基本施策1 妊娠から乳幼児期までの保健施策の充実

誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てで切れ目ない支援を充実し、心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後にわたり、必要な支援につなぐことができるよう、相談支援体制を強化します。

また、個々の家庭が抱える課題に応じて必要な援助を行うことができる体制づくりと、制度の活用のための情報発信を行います。

### 基本施策2 子育てと仕事の両立支援

男女がともに働きやすく、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりに向けて、地域の保育・教育ニーズに対応するための保育・教育の場の確保を進めます。また、一時預かり事業等の各種事業の充実に向けて、保育・教育を担う人材の確保を支援します。

保護者の多様な働き方への対応を図るとともに、子育ての負担感軽減のため、一時預かりや病児保育の各種事業について、必要とする人が利用できるようサービスの充実と人材確保の支援を行います。

### 基本施策3 こどもの健康増進施策の充実

子どもが健やかに成長していくために、小児医療の体制を整備するとともに、食事や運動等、健康への意識の醸成や、習慣の構築に努めます。

### 基本施策4 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報の充実と提供

希望する人が、結婚、妊娠、出産、子育てを選択することができるよう、関係する正しい知識や情報を発信します。

## 基本目標3

## 地域でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり

子どもやその家族等に配慮した公共施設の整備や交通バリアフリーを進め、誰もが利用しやすい環境の整備に努めます。加えて、子どもたちが安全に、安心して遊ぶことができるよう、安全に配慮した遊び場の環境を維持・向上させるとともに、自然に配慮し、親しむことができる環境の整備に努めます。

また、地域における子育て支援の場や機会を拡充し、地域全体で子育てを見守る環境づくりを進めるとともに、まちづくりにおいて子どもが主体的に参加できる仕組みづくりに取り組み、子どもまんなか社会の実現を目指します。

### 基本施策1 地域の安全・安心の充実

こどもや子育て家庭を事件や事故から守るため、通学路等における安全対策や地域活動の支援を通じ、安全・安心な地域づくりを推進します。

### 基本施策2 地域・学校・行政の連携促進

学校、行政と地域における多様な団体が関り、連携することで、こどもやその家族を地域全体で育む環境づくりを進めます。

### 基本施策3 世代間、団体間の交流の促進

地域に住む幅広い年代の市民や、多様な団体が関わることにより、地域と一体となった交流の機会や、幅広い世代の人とふれあい、協調性や社会性を身につけることを支援します。

### 3 計画の施策体系

基本理念

こどもがひとしく、健やかに成長できるまちをみんなで作る

こどもを安心して生み、育てるこじごができ、

基本目標

1

こどもがひとしく、  
健やかに成長できる  
まちづくり

2

こどもを安心して生み、  
育てることのできる  
まちづくり

3

地域でこどもと  
子育て家庭を支える  
まちづくり

## 基本施策

## 施策の方向性

こどもの権利を保障し、  
こどもの主体性を育む

- ①こどもの権利に関する理解の促進
- ②こどもの意見表明・参加の促進

就学前教育・保育の充実

- ①就学前教育・保育実践の手引き(令和4年度改訂版)の学校園での普及促進
- ②保育士・幼稚園教諭等の資質・能力・専門性の向上
- ③保・幼・こ・小の連携強化

学校教育等の充実

- ①学校教員等の資質の向上
- ②生きる力を育む教育の推進
- ③いじめ、不登校等への対策

困難を抱えるこども・家庭への支援

- ①児童虐待の未然防止等
- ②ひとり親家庭等への支援
- ③貧困家庭等への支援
- ④障害児・支援児等への支援
- ⑤ヤングケアラー等への支援

妊娠から乳幼児期までの  
保健施策の充実

- ①妊産婦への支援と健康診査の充実
- ②乳幼児期の支援と健康診査の充実

子育てと仕事の両立支援

- ①就学前施設の充実
- ②学童保育の充実

こどもの健康増進施策の充実

- ①小児医療の体制整備
- ②食育の推進
- ③スポーツ活動の機会の醸成

結婚・妊娠・出産・子育てに関する  
情報の充実と提供

- ①情報発信の強化

地域の安全・安心の充実

- ①犯罪、交通事故等の抑制
- ②地域における見守り体制の強化
- ③こどもの居場所づくりの推進

地域・学校・行政の連携促進

- ①地域における子育て支援の充実
- ②保護者の孤立防止
- ③地域と学校の連携強化

世代間、団体間の交流の促進

- ①地域における子育て支援団体の連携と充実
- ②地域における子育て支援交流の充実

## 第4章 子ども・子育て支援施策の方向

### 計画書の見方



基本目標1 こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり

基本施策1 こどもの権利を保障し、こどもの主体性を育む

## 1-1-1 こどもの権利に関する理解の促進

主な対象

関連計画



基本  
方向

すべてのこどもたちの権利が尊重され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる地域づくりをめざします。

### 現状と課題

こども基本法においては、日本国憲法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが示されています。

近年では、世帯間の経済格差の拡大や家庭における養育力の低下などによるこどもの貧困やヤングケアラーの問題が顕在化するなど、こどもを取り巻く課題は複雑多岐にわたっており、こどもの権利擁護については幅広い観点での対策が求められています。

本市においても、こどもの権利について、市民の一人一人が理解を深めることができるよう、様々な機会を活用した普及・啓発が必要です。

### 具体的な取組

#### こどもの権利等の啓発【こども家庭相談課・こども政策課・人権女性政策課】

- 児童虐待防止推進月間などの機会に、こどもの権利に関するパンフレットやポスター等を活用した啓発活動を行います。
- こどもの権利について社会全体で共有するため、こどもだけではなく、子育て中の親や子育て支援関係者をはじめ、すべてのおとなに対し、様々な機会や媒体を通じて広く周知します。

#### 幼児・児童・生徒に対する人権教育の推進【学校教育課・人権女性政策課・保育教育課】

- 学校の授業や各種講座・イベント等の様々な機会を捉え、子どもの発達段階に応じた人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見及び子どもの権利条約について等、幅広い意識啓発を行います。
- あらゆる教育活動の中で人権教育に取り組み、生命の大切さや他人を尊重する気持ち、仲間づくりなどの学びを推進します。

## 1-1-2 こどもの意見表明・参加の促進

主な対象

関連計画



基本  
方向

こどもが、多様な意見を表明し、本市の施策やまちづくりへその意見を反映するための仕組みづくりを進めます。

### 現状と課題

こども基本法では、すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」や「すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

家庭や学校、地域など、日常の様々な場面で、こどもが意見を表明する機会を保障する必要があり、本市においてこどもの意見を施策等へ反映する仕組みづくりを構築します。

### 具体的な取組

#### こどもの意見を表明する機会の充実【こども政策課】

- こどもが自由に意見を表明することができる機会の提供を図るとともに、こどもが意見を表明しやすい気運の醸成に向けた周知・啓発を行います。
- こどもの意見を尊重し、こどもの意見を反映したこども施策を推進するよう努めます。

## 1-2-1 就学前教育・保育実践の手引き(令和4年度改訂版)の学校園での普及促進

主な対象

関連計画

基本  
方向

就学前の課題を見据えた内容や、平成29年告示の就学前施設の各要領・指針に基づいた乳幼児の教育・保育を推進します。また、乳幼児期の運動能力向上に向けた取組や、家庭・地域・関係機関との連携体制を構築します。



### 現状と課題

本市では、平成24年3月に、学識経験者や私立幼稚園・保育所の代表、保護者代表、療育機関や子育て支援団体の代表などの意見を反映し、「就学前教育・保育実践手引き」を策定しました。また、令和4年度には、前手引きの考え方を引き継ぎながら、保幼小連携・接続期の教育及び保育に重点を置き、令和4年に「就学前教育・保育実践の手引き」とし、市内公私立園や小学校に配付しました。

同手引きは、今後も必要に応じて見直しを重ねつつ、各学校園での継続的な活用を推進していきます。



### 具体的な取組

#### 就学前教育・保育の充実【保育教育課】

- 市内公私立園研修や保幼小合同研修会等において、「就学前教育・保育実践の手引き」を活用したり、双方の教職員による意見交換会等を実施する等、更なる就学前教育・保育の充実を図ります。

## 1-2-2 保育士・幼稚園教諭等の資質・能力・専門性の向上

主な対象

関連計画

基本  
方向

幼稚園・保育所・認定こども園職員の資質・能力の向上及び専門スキル獲得に向け、市内公私立園研修の機会を充実し、質の高い乳幼児教育・保育に向けた専門性を高める場を提供します。

### 現状と課題

子育て家庭に置かれる状況が多様化することにより、支援ニーズについても複雑化・複合化しています。個々の子育て家庭に寄り添った対応や、個別的な対応の充実が求められる中、就学前教育・保育の担い手一人ひとりの専門性向上のための機会が必要となっています。

### 具体的な取組

#### 幼稚園・保育所・認定こども園職員の資質・能力の向上【保育教育課】

- 公私立合同研修等により市内公私立園職員の資質向上を図ります。
- 公立園においては派遣研修や園内専門研修を実施するとともに、私立園に対して各種研修の情報提供を行います。
- 保育所・認定こども園等では、派遣研修等を活用し、人権意識の醸成と指導力の向上を図ります。また、自己評価チェックシートを活用し、自身の保育のあり方を振り返る機会を作ります。

## 1-2-3 保・幼・こ・小の連携強化

主な対象

関連計画

基本  
方向

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校にて、様々な保幼小連携事業を実施する中で、学校園の相互参観や教職員同士が互いの取組や考え方を知ることができる機会を持ち、幼児期から児童期への円滑な移行を目指します。

### 現状と課題

入学直前期である5歳児クラスの園児においては、それまでの園生活で培った資質・能力を生かしながら、就学前の各要領・指針等や小学校学習指導要領にも示されている『幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿』の育成に向け、自ら考え、自ら主体的に行動する中で、様々な環境に関わり、遊びの中から学びへ繋がる素地づくりのための大切な時期となります。しかしながら、こどもが、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校へ移行する際に、新しい環境や生活の変化にうまく適応できない場合があります。

こどもの成長を切れ目なく支えるために、就学前施設と小学校が連携してそれぞれの役割を担うとともに、円滑に小学校へ接続できるよう、必要な情報を双方の教職員が共有する必要があります。

## 具体的な取組

### 5歳児園児による学校探検・園児と児童の交流【保育教育課】

- 市内公私立園の就学直前の5歳児が、進学する小学校や地域の小学校を訪問し、学校施設の見学や授業参観、1年生等と交流を行うことで、小学校を身近に感じ、入学に期待がもてるような取組を実施します。

### 就学前施設職員と小学校教職員の連携【保育教育課・学校教育課】

- 公私立園職員と市内学校園教職員を対象とした、双方の連携や資質向上を目的とした合同研修会の実施、意見交換の場の設定、公私立園・小学校による相互参観、昨年度の5歳児担任による卒園児参観等を実施します。

## 1-3-1 学校教員等の資質の向上

主な対象

関連計画

基本  
方向

多様化する教育ニーズや、こどもとその家族が抱える課題に対応することができるように、学校教員の専門性向上のための研修等を充実します。

### 現状と課題

社会状況やこどもを取り巻く環境が急激に変化しているおり、学校教育における課題も、より複雑化・多様化しています。変化に対応するためには、教員一人ひとりの指導力を向上させるとともに、複雑化・多様化に対応するための幅広い知識等を備える必要があります。また、昨今の情報化社会に対応するための、情報リテラシーやモラルを身に着けることも重要です。

## 具体的な取組

### 就学前施設職員と小学校教職員の連携【保育教育課・学校教育課】

- 公私立園職員と市内学校園教職員を対象とした、双方の連携や資質向上を目的とした合同研修会の実施、意見交換の場の設定、公私立園・小学校による相互参観、昨年度の5歳児担任による卒園児参観等を実施します。

### 就学相談による支援の充実【教育支援課】

- 近隣市も含めた就学前施設や関係機関との連携を強化し、教育上配慮を要する就学予定者とその保護者に、適切な就学先決定に向けた早期からの就学相談を実施します。

### 支援教育の充実【教育支援課】

- 府立摂津支援学校と連携し、教員が児童生徒の障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導方法を学ぶことを目的とした学校訪問相談や研修を行い、支援教育のさらなる充実を図ります。

### 「豊かな心」の育成【学校教育課・教育支援課】

- 教員に対して、人権教育や「特別の教科道徳」の授業力向上や評価方法の充実に向け、研究授業を伴った研修や情報提供を行います。
- 各小中学校に国際理解教育社会人講師を派遣し、国際理解教育の推進を図ります。
- 各小中学校では人権教育に係る研究授業を実施し、人権教育に係る指導力向上を図ります。
- 教員等を対象に、人権問題に関する研修を実施するなど、人権意識の醸成と指導力の向上を図ります。

### 情報化教育(ICT教育)の推進【学校教育課】

- 授業における ICT 機器の効果的な活用方法について研究を推進し、授業の改善を図ります。
- 情報社会で適切に行動するための考え方や態度を育てるための情報モラル教育を推進します。

## 1-3-2 生きる力を育む教育の推進

主な対象

関連計画

基本  
方向

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善や創意工夫を生かした教育活動を通して「生きる力」を育みます。

### 現状と課題

現在、我が国は平成20年をより人口減少と少子高齢化が進んでおります。また、AIをはじめとする技術革新が一層進展しており、こどもを取り巻く社会や生活は大きく変化を遂げています。

このように、複雑で予測困難な時代の流れであっても、夢と志を持って人生や社会を生き抜くために、こども一人ひとりの多様な個性や違いを尊重し、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む必要があります。

## 具体的な取組

### 「確かな学力」の育成【学校教育課】

- 各小中学校が、学力向上プランを作成し、各校の課題に正対した学力向上の取組みを実施します。
- 学校マネジメント支援事業において重点校を定め、研究発表会等を通して授業改善を中心に確かな学力の育成に向けた取組みを教職員で共有します。
- 各学校に学習サポーター等の支援人材を派遣し、学習支援を行います。

### 安全・安心なインターネットの利用環境の普及【学校教育課】

- 情報社会で適切に行動するための考え方や態度を育てるための情報モラル教育を推進します。

### キャリア教育の推進【学校教育課】

- 商工会や地域企業、事業所等と連携したキャリア教育を進めます。
- 学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲につながるようキャリアパスポートの活用を推進します。

### 国際理解教育の推進【学校教育課・教育支援課】

- 市内小中学校に英語指導助手（ALT）を通年派遣するとともに、小学校で1日を通じて英語に親しむ「Englishday」を実施します。
- 国際理解教育社会人講師を派遣し、世界の国々の様子を学ぶ授業を実施します。
- 新学習指導要領に基づき、小学校3・4年の外国語活動、5・6年の教科としての外国語、中学校の外国語について、教育課程を適切に編成します。

### 思春期健康教育・性教育・家庭科教育の充実【学校教育課・出産育児課】

- 家庭科や保健体育等の授業を中心に性差やその役割等を学ぶとともに、助産師等を講師とし、新生児人形、妊婦体験ジャケットを用いたふれあい体験など、体験的・活動的な学習を実施します。

### 環境教育の推進【学校教育課・環境政策課】

- こども版環境家計簿「せつつこどもエコノート」の活用や、家庭科や理科、社会科等に関連づけて、環境教育を行います。

### 「健やかな体」の育成【教育政策課・学校教育課】

- 食育担当者会を実施するとともに地域の食文化について理解する取組みを推進します。
- 各小中学校が「体力づくり推進計画」をもとに体力向上の取組みを実施します。

## 1-3-3 いじめ、不登校等への対策

主な対象

関連計画

基本  
方向

いじめや不登校など、困難に直面したこどもへ、個々の状況に合わせた適切な支援を迅速に行い、問題解決に取り組みます。

### 現状と課題

本市においては、スクールソーシャルワーカーの配置に積極的に取り組み、市内全中学校区に配置しています。そのほか、教育活動支援員等の支援人材を配置するなど、課題を抱える児童生徒の生活面や学習面への支援に組織的に取り組んでいます。一方、いじめや暴力行為の件数は依然として多い傾向にあります。の認知件数は増加しており、研修等を通じて教職員の意識の向上を図り、児童生徒の些細な変化への気づきや、いじめ等を積極的に認知し、丁寧な対応を行っています。

アンケートでは、ひきこもり傾向があるとする学校の欠席が30日以上である子どもが、小学生で1.5%、中学生で2.1%となっています。ひきこもりの長期化は、学校関係者や友人から疎遠になり、支援が困難になるおそれがあることから、その初期段階から学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制や多様な学びの場の充実が必要です。

### 具体的な取組

#### 学校での教育相談の充実【教育支援課・学校教育課】

- 各学校に配置しているスクールカウンセラーが保護者の悩みの早期解決をめざし、相談面接を行います。
- 各学校に配置しているスクールソーシャルワーカーが、各関係機関と連携して不登校や虐待等、課題を抱える児童生徒やその過程の生活基盤の改善を支援します。また、スクールソーシャルワーカー連絡会を開催し、関係機関連携や支援方法等についての情報の共有を図ります。

## 具体的な取組

### 子どもの心の悩みなどを受けとめる相談機会の充実

#### 【学校教育課・教育支援課・こども家庭相談課】

- 市内の小中学校に配置したスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー・臨床心理士が連携し、不登校など様々なケースに対応します。
- 教育センターに毎日2名のカウンセラーを配置し、安心して相談できる場を設け、様々な相談に応じます。
- 子どもが相談できる電話やSNSなどの様々な社会資源の周知に努めます。

### 教育センターでの教育相談の充実【教育支援課】

- 児童生徒・保護者・教職員に対し、臨床心理士等による教育相談、心理療法、親子並行面接などを実施、「おなやみ相談電話」などを設置します。

### 生徒指導の充実【学校教育課】

- 暴力行為等問題行動に対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携のもと『チーム学校』の観点をふまえ、組織的な対応を支援します。

### いじめなどに関する相談体制の充実【学校教育課】

- 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう校内組織体制の充実に努めます。

### 不登校の子どもと家庭への支援【教育支援課・学校教育課】

- 全小学校と教育センターに臨床心理士及びスクールカウンセラーを配置し、不登校の子どもや保護者の心のケアを行います。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど専門家や関係機関と連携した不登校支援を行います。

### 教育支援ルーム(パル・アミ・メイト)の充実【教育支援課】

- 市内3カ所に教育支援ルーム(パル・アミ・メイト)を開設し、不登校児童生徒を対象に社会的な自立に向けた支援を実施します。
- 通室児童生徒には、社会への適応力向上に向けたソーシャルスキルトレーニングをはじめとする様々な支援を行います。
- 各学校と連携しながら、さわやかフレンドの学校・家庭派遣等を実施し、不登校児童生徒の支援を行います。

## 1-4-1 児童虐待の未然防止等

主な対象

関連計画

基本  
方向

家庭、学校、地域等関係機関と連携し、虐待の未然防止と早期対応を行います。

### 現状と課題

本市では、令和3年8月に、3歳男児が虐待により亡くなるという痛ましい事案が発生し、二度と同じような事案が起こらないように、職員体制の強化や関係機関等との連携強化に取り組んでいます。そして、より一層、保護者及び関係機関、市民等が一体となって子どもを虐待から守る取組を推進し、虐待のない地域社会を実現するために、「摂津市子どもを虐待から守る条例」を制定し、令和6年4月に施行しました。

乳幼児健康診査でのアンケートによると、乳幼児期における体罰や暴言、ネグレクト等に繋がるような不適切な経験が家庭内であった割合が、子どもが3歳児の時点では34.5%と少なくありません。また、小学生、中学生の保護者が生活の中で「イライラする」や「不安な気持ちになる」ことの割合も2～4割と少なくありません。就学前児童、小学生児童の保護者へのアンケートでも、「児童虐待から子どもを守る環境が整っていると思うか」という問いへ「はい」と回答した割合は、およそ1割となっています。そのため、虐待事案の早期発見に向けた通告に関する周知や、支援につなげるまでの関係機関の連携強化が必要です。

## 具体的な取組

### 児童虐待防止ネットワークの推進、虐待等防止ネットワーク会議での連携

#### 【こども家庭相談課・人権女性政策課】

- 要保護児童対策地域協議会の開催を通じ、関係機関の連携強化を図りながら、関係者の意識向上に努め、虐待の未然防止等に取り組みます。
- 虐待等防止ネットワーク会議により庁内において組織を横断し情報共有、かつ連携した支援を行います。

### こどもの養育等の相談体制の充実【こども家庭相談課】

- 心理士や社会福祉士などの専門職を配置し、発達や虐待など子どもに関する様々な相談を行うとともに、外部からスーパーバイザーを招へいし、専門職のスキルアップを図ります。

### 教職員・保育士等に対する研修等の充実【保育教育課・学校教育課・こども家庭相談課】

- 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校教職員等を対象に虐待防止や課題解決のスキルを身につけるための研修を実施します。
- スクールソーシャルワーカーと各関係機関が連携し、児童虐待防止マニュアルに基づいた虐待防止の体制づくりに取り組みます。

### 児童虐待防止の啓発【こども家庭相談課・人権女性政策課】

- 児童虐待防止月間に、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携しながら、児童虐待防止の啓発活動に取り組みます。
- DV 防止を啓発するパープルリボンキャンペーンと共催し、市民向けの啓発セミナーを実施します。

### こども家庭センターの機能強化【こども家庭部】

- 妊娠期から子育て期までの相談を受け、支援につなぐためのサポートプランを作成します。

### 妊婦健診及び乳幼児健診の未受診者の把握【出産育児課】

- 妊娠届出のあった妊婦及び乳幼児健康診査の未受診者の把握を行います。

## 1-4-1 児童虐待の未然防止等

### 具体的な取組

#### 全数面接の実施【出産育児課】

- 母子保健手帳交付時に保健師・助産師による全数面接を実施し、相談しやすい支援体制を図り、安心して子育てができるように支援します。

#### 産後のメンタルヘルスへの支援【出産育児課】

- 産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業の充実に努めます。
- 出産前又は出産後において体調不良等の理由により家事又は育児を行うことに支障がある者の属する世帯に対し、産前産後ヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持するとともに、子育てを支援します。

#### 育児の負担感の大きい人への支援【出産育児課・こども家庭相談課】

- 支援が必要な家庭には訪問や電話などを行い、ニーズに合わせて、地域の子育て資源と結びつけ、安心して子育てができるように支援します。

#### 親支援プログラムへの参加促進【出産育児課・こども家庭相談課・生涯学習課】

- 子育てに負担感・不安感などがある保護者に対し、「前向き子育てプログラム（トリプルP）」や衝動的に怒りの感情が沸き、子どもに虐待をしてしまう保護者に対し、「親支援回復プログラム（MYTREE）」を実施します。

#### 子どもの回復プログラムと被虐待児童への心のケア【保育教育課】

- 5歳児クラスの園児に、人間関係を築く上で大切な情緒的回復力と社会的スキルを身に付けるプログラムを実施し、自分や友だちの気持ちを理解したり、前向きな考え方ができる姿勢を育てます。

ページ構成上、空きがでるため、コラムや体制図などを入れる必要があります。

## 1-4-2 ひとり親家庭等への支援

主な対象

関連計画

基本  
方向

ひとり親家庭の安定的な生活に向け、仕事や暮らし、子育てに関する支援や経済的な負担軽減、就労の支援などを総合的に提供します。

### 現状と課題

ひとり親家庭においては、保護者が就労と子育ての負担を一人で担う必要があることから、日常生活において様々な困難や課題を抱えやすい状況にあります。

ひとり親を対象としたアンケートでは、非正規雇用が多く、年間収入が少ないことが浮き彫りになっており、個々の家庭の生活状況や就業意向等に応じた経済的、日常生活支援を行う必要があります。また、経済的支援とともに、就労支援や養育費の確保に向けた取り組みが求められます。

## 具体的な取組

### 相談支援体制の充実【こども政策課】

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な問題、子どもの教育、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などに対して相談を行います。
- 就労については、ハローワークと連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- 養育費確保に関する一般的な知識が得られるよう、広報・啓発活動を行います。

### 自立支援給付金事業の推進【こども政策課】

- 経済的な自立を支援するため、就業やキャリアアップに有効な資格の取得をサポートする給付金を交付します。

### ひとり親家庭医療費助成事業の継続的な実施【こども政策課】

- ひとり親家庭の経済的負担軽減を目的として、医療費の一部助成を行います。

### 児童扶養手当支給事業の継続的な実施【こども政策課】

- 父母の婚姻解消によりひとり親となった児童や、未婚のひとり親の児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童を監護・養育している父母または養育者などに手当を支給します。

### 養育費確保等の支援【こども政策課】

- 養育費の確保に向けた支援策について検討します。

### 利用料の補助や割引制度の周知【出産育児課・こども政策課】

- ひとり親、養育者等に対し、ファミリーサポートセンター利用料の補助やJR通勤定期乗車券、万博公園等の特別割引制度などを周知します。

### 母子生活支援施設を通じた自立促進【こども政策課】

- 関係機関と連携し、緊急避難的な施設を必要とする母子に対する支援を行います。

### 地域就労支援の充実【産業振興課】

- 各種就職フェア、資格取得のための講座を開催し、求職活動の支援を行います。

### 進路指導の充実【教育支援課】

- すべての子どもたちが家庭事情や経済的理由により、進学等をあきらめることがないよう、奨学金活用等に関する進路相談を実施します。

### 1-4-3 貧困家庭等への支援

主な対象

関連計画

基本  
方向

生活に困窮する家庭の安定した生活を実現するために、仕事や子育て、住む場所や、過ごす場所等、日常生活に関する支援を総合的に行います。

#### 現状と課題

アンケートによると、小学生、中学生の子育て世帯では、経済的に「赤字である」割合がおよそ2割となっており、また、子どもの将来のために「貯蓄をしたいができていない」割合がおよそ3割となっています。経済的な理由で子どもにできなかったこととしては、家族旅行ができなかったことや、子どもを学習塾に通わせることができなかったことが挙げられています。大阪府全体と比べて、本市は最も困窮している家庭（困窮度Ⅰ）の割合はやや低くなっています。また、上位の家庭であるほどその傾向にあることが示されており、貧困によって生じる学校外での体験格差や、学習格差の解消に向けた取り組みが必要です。

## 具体的な取組

### 子どもの貧困対策の推進【こども政策課】

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき示された大綱や「大阪府子ども総合計画」等を踏まえ、大綱に掲げる4つの重点的支援方針、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」に沿って取り組みます。

### 低所得妊婦初回産科受診料助成事業【出産育児課】

- 初回受診において妊娠判定を受ける低所得の妊婦に対し、その受診に要する費用の全部又は一部を助成します。

### 助産の実施【出産育児課】

- 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設への入所や出産費用を助成します。

### 実費徴収に係る補足給付を行う事業【保育教育課】

- 教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、その世帯の所得の状況に応じて、日用品、文房具や行事への参加に要する費用、副食材料費に要する費用を助成します。

### 小・中学校の就学援助の実施【こども政策課】

- 経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費の給付等による援助を行います。
- 制度周知のため、広報誌やホームページのほか、小中学校を通じて案内文書や申請書を全児童・生徒に配布します。

### 進路指導の充実 再掲【教育支援課】

- すべての子どもたちが家庭事情や経済的理由により、進学等をあきらめることがないよう、奨学金活用等に関する進路相談を実施します。

### こども食堂の拡充【こども政策課】

- こども食堂運営事業補助金を交付し、こども食堂の拡充を図ります。
- こども食堂ネットワークと連携し、情報交換を行うとともに、イベント等の開催により、こども食堂の周知を図ります。

## 1-4-4 障害児・支援児等への支援

主な対象

関連計画

基本  
方向

障害のある子どもとその家族が就学前施設や学校、地域で孤立することがないように、関係機関と連携し、切れ目の無い支援を行います。

### 現状と課題

本市においても、発達に課題のあるこどもや、障害のあるこどもが増加傾向にあり、こどもの特性や、こどもとその家族を取り巻く状況を踏まえた支援体制を整備する必要があります。

また、幼稚園や保育所、認定こども園において、医療的ケア児等、支援を必要とするこどもを受け入れることができる体制づくりが求められています。

障害のあるこどもとその家族においては、進学や進級をする際に、これまでの療育内容や必要な情報等を共有・引き継ぎをしてもらえるかの不安を抱えていることが多い傾向にあります。

障害のあるこどもの健やかな発達をめざし、療育教育体制の充実を図るとともに、家族の過度な負担を軽減する取組が求められています。

### 具体的な取組

#### 障害児保育の充実【保育教育課】

- 保育所等における障害のある子どもや支援の必要な子どもに対する保育の取組みについて、障害児保育研修や事例検討会を開催し、保育士等の能力の向上を図ります。
- 障害のある子どもや支援が必要な子どもが通う保育所等に対して、臨床発達心理士等による巡回指導・巡回相談を実施します。
- 保育所等での医療的ケア児の受入れについて、公立園だけでなく私立園でも受入れが進むよう、必要な支援を行います。

## 具体的な取組

### 医療的ケア児の受入体制の整備【保育教育課】

- 医療的ケア児の受入れを可能にするため、看護師等を配置する等の体制を整備します。

### 切れ目のない支援の提供に向けた連携の強化【こども政策課・障害福祉課】

- 発達に課題のある児童が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく支援を受けられるよう、関係部署、関係機関の連携を強化します。

### 障害児相談連絡会での連携【こども家庭相談課】

- 障害児相談や支援の現状等を関係機関で共有し、発達支援等の充実につなげます。

### 乳幼児の疾病等の早期発見のための乳幼児健康診査体制の充実【出産育児課】

- 各種乳幼児健診や二次健診において、疾病等の早期発見に努め、関係機関と連携し、支援を行います。

### 健康親子教室の充実【出産育児課】

- 健康親子教室（すこやかルーム）を実施し、育児不安の軽減と必要に応じて発達支援の機関連携につなげるなど、個々に合わせた早期発達支援を図ります。

### こども家庭相談課の親子教室の充実【こども家庭相談課】

- 子どもの発達や親の子どもに対する理解を支援する親子教室を実施します。

### 児童発達支援センターを核とした支援体制の構築【こども政策課・こども家庭相談課】

- 関係機関や福祉サービス事業所と連携し、発達に課題のある児童を早期に捉え、療育につなげるとともに、児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実を努めます。
- 発達に不安がある児童への発達検査や親子教室を実施し、療育体制の充実を図ります。
- ペアレントプログラムを実施し、保護者の子育てに関する悩みの解決を図ります。
- 児童発達支援センターで発達検査と親子教室を実施し、療育体制の充実を図ります。

### 保護者グループへの支援【こども政策課・出産育児課】

- 保護者同士が自主的に結成した保護者グループに対し必要な支援を行うとともに、つどいの広場や障害福祉施設等での交流や情報交換を行います。

### 各種福祉サービスの提供【こども政策課・障害福祉課】

- ニーズに応じ、障害児通所支援サービスや障害福祉サービス等を提供します。

### 各種手当の支給【障害福祉課】

- 特別児童扶養手当や障害児福祉手当などを支給し、児童福祉の増進を図ります。

## 1-4-5 ヤングケアラー等への支援

主な対象

関連計画

基本  
方向

ヤングケアラー当事者が相談できる窓口を周知するとともに、個々の課題に応じて福祉・介護・医療等の支援やサービスにつなげることで当事者の負担軽減を図ります。

### 現状と課題

アンケートによるとヤングケアラーに該当すると考えられる、家庭で子どもが世話をしている人が「いる」割合は、小学生で25.0%、中学生で17.5%と多い傾向にあります。そのうち、世話を  
する頻度についても「ほぼ毎日」である子どもがおよそ半数となっています。日常の世話による影  
響が、家庭の中で保護者の生活を支えていることが見受けられる一方で、「とても疲れることがあ  
る」や「イライラする」といった影響もみられるため、学校生活や友人関係といった子どもの生活  
に影響を与えることが内容に当事者やその家族を支援する仕組みづくりが必要となります。

## 具体的な取組

### ヤングケアラーへの支援【学校教育課・こども家庭相談課】

- こども家庭相談課と市内の小中学校に配置したスクールソーシャルワーカーや教職員が連携し、ヤングケアラーに該当するケースの発見と相談支援を実施します。

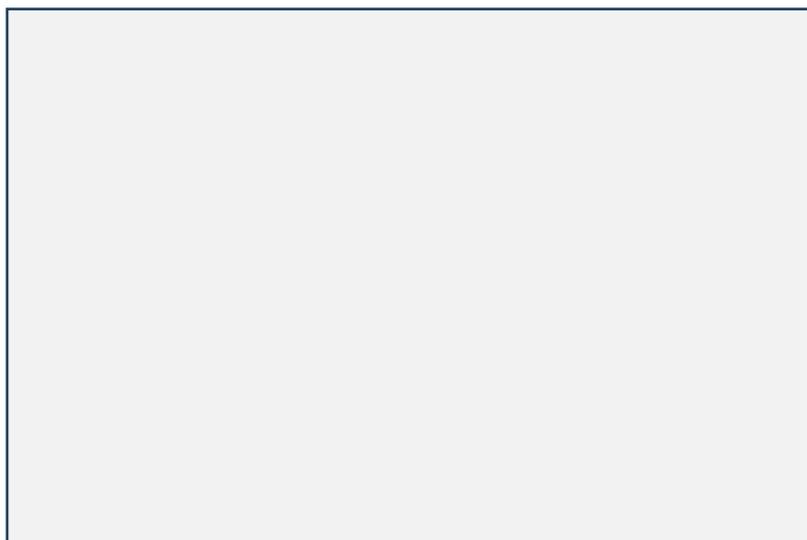
### 子どもの心の悩みなどを受けとめる相談機会の充実【再掲】

#### 【学校教育課・教育支援課・こども政策課・こども家庭相談課】

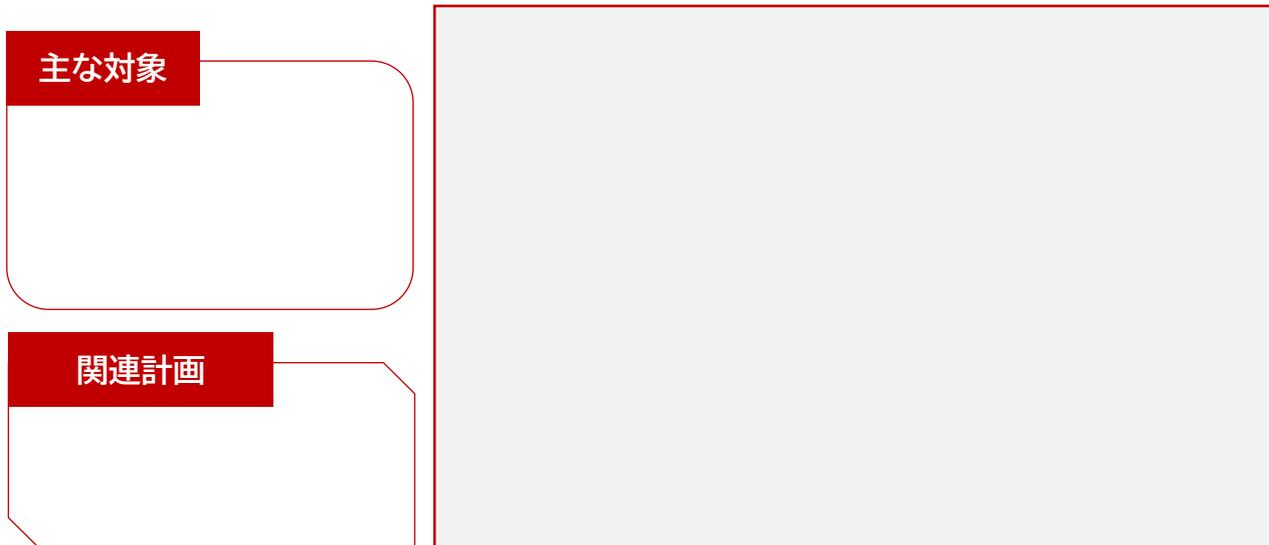
- 市内の小中学校に配置したスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー・臨床心理士が連携し、不登校など様々なケースに対応します。
- 教育センターに毎日2名のカウンセラーを配置し、安心して相談できる場を設け、様々な相談に応じます。

### 進路指導の充実【教育支援課】

- すべての子どもたちが家庭事情や経済的理由により、進学等をあきらめることがないよう、奨学金活用等に関する進路相談を実施します。



## 2-1-1 妊産婦への支援と健康診査の充実



### 基本方向

妊娠や出産、その他の健康やその他の課題について、身近な地域で相談できるよう、関係機関と連携して相談支援体制を整備します。  
誰もが安心して妊娠し、出産を迎えることができるように妊産婦健康診査を充実し、妊娠、出産に係る経済的負担も軽減します。

### 現状と課題

核家族化の進行と地域のつながりが希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦や、その家族は少なくありません。

本市では、妊婦や子育て世帯の出産・子育ての相談に応じ、面談等を実施することで、出産・育児の見通しを立てるとともに、必要な支援を行う伴走型相談支援を行っています。また、プレママサロンなど、妊娠・分娩・子育てについて、他の保護者と交流できる機会を設け、妊娠や出産、子育てに対して前向きになれるよう場を設けています。

妊婦健康診査とは、母親の健康状態や、こどもの成長を確認し、病気などの早期発見、早期対応を可能とし、すべての妊婦が安心して妊娠、出産するための重要な取り組みです。

本市では、令和4年4月から、多胎妊娠をしている人を対象に、妊婦健康診査の費用を追加で公費助成するなど、サービスを拡充しています。引き続き、すべての妊産婦に対して健康診査を実施し、安心して出産を迎えることができる環境づくりを行います。

また、妊娠や出産時には、働くことができない期間による収入減、各種健診やその他にも子育てに係る費用により不安を抱くことや、経済的負担により、こどもを持つことを諦める可能性もあります。

各種健診に係る費用を助成することで、安心して妊娠・出産・子育てに臨むことができる環境を整えます。

## 具体的な取組

### 妊娠初期からの子育て支援【出産育児課】

- 母子健康手帳発行時に、すべての妊婦に対し、保健師または助産師による、全数面接を実施し、妊娠期におけるリスクアセスメント、保健指導等を実施します。

### 全数面接の実施 再掲【出産育児課】

- 母子保健手帳交付時に保健師・助産師による全数面接を実施し、相談しやすい支援体制を図り、安心して子育てができるように支援します。

### 妊産婦訪問指導の充実【出産育児課】

- 産婦の状況に応じて、訪問指導を実施し、個々のニーズに合わせた情報提供、保健指導、適宜機関連携を図ることで、安心した子育ての環境づくりに努めます。

### 妊娠・出産・育児等に関する知識の普及【出産育児課】

- 妊婦教室（プレママサロン）を通じて、妊娠、出産、育児に関する知識を普及します。

### 妊産婦一般健康診査の充実【出産育児課】

- 妊婦一般健康診査の受診券 14 回（12 万円分）を妊娠届提出時に配布し、金銭的負担を軽減し、安心した妊娠、出産につなげていきます。

### 妊婦歯科健康診査の実施【出産育児課】

- 妊婦歯科健康診査の受診券 1 回を妊娠届出時に配付し、妊婦の心身の安定を図り、安心した妊娠、出産につなげていきます。

### 多胎児を妊婦した妊婦健康診査の充実【出産育児課】

- 妊婦一般健康診査の受診券 14 回（12 万円分）に受診券 5 回（2 万 5 千円分）を妊娠届提出時に追加で配布し、金銭的負担を軽減し、安心した妊娠、出産につなげていきます。

### 妊婦健診及び乳幼児健診の未受診者の把握 再掲【出産育児課】

- 妊娠届出のあった妊婦及び乳幼児健康診査の未受診者の把握を行います。

## 2—1—1 妊産婦への支援と健康診査の充実

### 具体的な取組

#### 外国人家庭への母子健康手帳や予防接種などに関する情報の提供【出産育児課】

- 子育て中の外国籍の妊婦に対し、外国語版母子健康手帳を配布するとともに、予防接種などの情報を提供し、翻訳機を用いた相談支援を行います。

#### 不育症治療費助成事業【出産育児課】

- 不育症治療を受けた夫婦に対し、当該不育症治療に係る費用の一部を助成します。

#### 出産・子育て応援給付金事業【出産育児課】

- 妊婦及び子育て世帯に対し、伴走型相談支援の実施及び出産・子育て応援給付金を支給することにより、全ての妊婦及び子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう支援します。

#### 産前・産後ヘルパー派遣事業【出産育児課】

- 出産前又は出産後において体調不良等の理由により家事又は育児を行うことに支障がある者の属する世帯に対し、実施する産前産後ヘルパーにおいて、利用世帯の所得の状況に応じ、利用者負担額を軽減します。

ページ構成上、空きがでるため、コラムや体制図などを入れる必要があります。

## 2—1—2 乳幼児期の支援と健康診査の充実

### 主な対象

### 関連計画

### 基本 方向

身近な地域で子育ての相談できるよう、関係機関と連携して相談支援体制を整備します。乳幼児の健康保持及び増進のために、発達や心身の状態の確認のための乳幼児健康診査を充実し、経済的負担も軽減します。

### 現状と課題

乳幼児期は、生活習慣の基礎作りが行われる時期であり、こどもの健やかな発達にふさわしい環境づくりを心掛け、スキンシップを多く持つことが必要です。そのため、育児相談や親子教室など相談支援を充実させ、子育てに対する負担感や不安感を解消するための取組が重要となります。

健康診査については、4カ月児健診や、1歳6か月健診、3歳6か月健診を実施し、乳幼児の発育・発達を支援しています。本市における乳幼児健康診査は、受診率が9割以上で推移しており、また、未受診者には受診勧奨だけでなく、訪問による個別支援など、関係機関と連携することで、全乳幼児を把握し、養育状況の確認と必要な支援を行っています。

### 具体的な取組

#### 子育て講座の実施【出産育児課】

- 子育てに負担感・不安感などがある保護者に対し、「前向き子育てプログラム（トリプルP）」などを実施し、育児に関する知識の普及を行います。
- 市内公民館等で、「親子でリトミック」や「夏休み工作講座」等、子どもや親子で参加できる講座を開催します。また子どもの日頃のクラブ活動の成果発表として、「キッズなかよし発表会」を開催します。
- 男女共同参画センターで親子向け講座等を実施し、参加者同士の交流、情報交換ができる場を提供することで、子育てに前向きになれるよう支援します。

## 具体的な取組

### 乳幼児訪問指導の充実【出産育児課】

- 保健師、助産師、栄養士、保育士による訪問を行い、保護者の悩み等に応じた、相談支援を実施します。また、地域で安心して子育てができるように支援します。

### つどいの広場における相談支援の充実【出産育児課】

- 保育士等が、育児相談や遊び方、関わり方等の支援を行い、子育ての不安軽減を図ります。

### 産後のメンタルヘルスへの支援【出産育児課】

- 産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業の充実に努めます。
- 出産前又は出産後において体調不良等の理由により家事又は育児を行うことに支障がある者の属する世帯に対し、産前産後ヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持するとともに、子育てを支援します。

### 多胎児家庭への支援【出産育児課】

- 多胎児を養育する者に対し、多胎児移動支援サポーターを派遣することにより、多胎児家庭の外出の困難さの支援を行います。

### 家庭教育学級の充実【生涯学習課】

- 家庭教育学級・幼児家庭教育学級・女性学級への学習機会の提供と、子育てや人権に関する講座を実施します。

### ブックスタート事業の充実【出産育児課】

- 4か月健診時に、絵本の配布をとおして、親子の関わりを支援します。

### 読書活動の推進【生涯学習課】

- 読み聞かせや、ぬいぐるみお泊り会等のイベントを行い、本と触れ合う機会を増やすことで、読書活動や調べ学習の推進を図ります。

### 乳幼児期からの生活習慣の確立支援【出産育児課・保育教育課】

- 保健師や栄養士が各種健康診査、親子教室などの様々な機会を通じて生活習慣などの指導を行うとともに、乳幼児の発達発育を促進します。
- 保育所や認定こども園等の就学前施設で様々な機会に、保護者に生活習慣の重要性について啓発します。

## 2—1—2 乳幼児期の支援と健康診査の充実

### 具体的な取組

#### 乳幼児健康診査の充実【出産育児課】

- 児と保護者が安心して受診できる体制づくりと、引き続き受診率の維持をめざします。
- 健診未受診者に対し、再案内の通知や個別支援を行うなど、受診勧奨を行います。

#### 産婦健康診査【出産育児課】

- 産後2週間、産後1か月など産後間もない時期の産婦に対する健康診査を助成します。

#### 乳幼児一般健康診査【出産育児課】

- 生後1か月の乳児など産後間もない乳幼児に対する健康診査を助成します。

#### 妊婦健診及び乳幼児健診の未受診者の把握【出産育児課】

- 妊娠届出のあった妊婦及び乳幼児健康診査の未受診者の把握を行います。

#### 出産・子育て応援給付金事業【出産育児課】

- 妊婦及び子育て世帯に対し、伴走型相談支援の実施及び出産・子育て応援給付金を支給することにより、全ての妊婦及び子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう支援します。

#### 産前・産後ヘルパー派遣事業【出産育児課】

- 出産前又は出産後において体調不良等の理由により家事又は育児を行うことに支障がある者の属する世帯に対し、実施する産前産後ヘルパーにおいて、利用世帯の所得の状況に応じ、利用者負担額を軽減します。

#### 産後ケア事業【出産育児課】

- 産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業において、利用世帯の所得の状況に応じ、利用者負担額を軽減します。

ページ構成上、空きがでるため、コラムや体制図などを入れる必要があります。

## 2-2-1 就学前施設の充実

主な対象

関連計画

基本  
方向

保護者のニーズを踏まえながら、就学前施設の施設配置を行うとともに、多様な保育サービスを充実します。

### 現状と課題

共働きの子育て家庭が増加を続けており、今後も働きながら子どもを育てることができる環境の整備が求められています。アンケートでは本市において「保育サービスが充実しているか」に対する回答として「いいえ」の割合が増加しており、ニーズの充足度は不十分であることが示されています。子育て家庭の潜在ニーズにも対応した教育・保育サービスの提供量の確保に向けて、多様な受け皿の確保に努めていく必要があります。

また、令和8年度から新たな給付制度としてスタートする乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）をはじめとして、保育以外の多様な事業を展開していくために、保育士等の確保策を展開していく必要があります。

## 具体的な取組

### 就学前教育・保育施設の整備【保育教育課】

- 教育・保育施設の利用状況やニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに必要定員総数を定め、確保に努めます。

### 保育士・保育教諭の確保への支援【保育教育課】

- 保育所等が定員までこどもを受け入れられるとともに、一時預かり事業や乳児等通園支援事業を適切に実施できるよう、保育士や保育教諭の確保に対する支援を実施します。

### 時間外保育の実施【保育教育課】

- 保護者の就労形態等の事情により、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育が必要な在園児を対象に、時間外保育（延長保育）を実施します。

### 夜間・休日保育の充実【保育教育課】

- 夜間保育は開所時間が午前11時から午後10時までの11時間で、開所時間の前後に7時間までの延長保育が実施できるもので、本市に実施施設は無く、隣接する市にある1か所で、申込みがあれば委託により実施します。
- 休日保育は、就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日勤務の保護者向けに実施するもので、私立認定こども園1か所で年始（1日～3日）を除く日曜・祝日の保育を実施します。

### 一時預かり事業【保育教育課】

- 幼稚園在園児を対象とした預かり保育を行います。
- 保育所や認定こども園での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに一時預かりを行います。

### 病児・病後児保育事業【保育教育課】

- 病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童について、保育所や医療機関等に併設された専用室で保育を実施します。

### 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施【保育教育課】

- 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施します。

## 2-2-2 学童保育の充実

主な対象

関連計画

基本  
方向

こどもが放課後等に安心・安全に過ごせる学童保育の充実とサービス向上に取り組めます。

### 現状と課題

本市では、市内の10か所で学童保育室を実施しており、放課後や夏休みの長期休業期間中に児童の預かりを行っています。これまで、延長保育の実施、土曜日保育の毎週実施、4年生保育の開始などサービスを拡充してきましたが、高学年保育の拡大や長期休業期間中の昼食提供など、さらなるサービスの向上が求められています。

また、共働きの保護者が増加している傾向により学童保育の需要は年々増加し、待機児童の解消や保護者のニーズに対応していくためには、保育室および指導員の確保が必要となります。

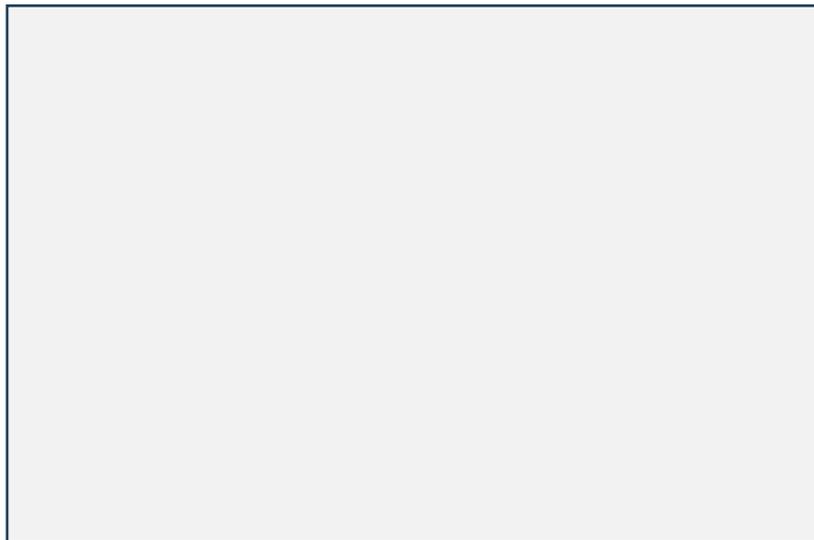
## 具体的な取組

### 学童保育の安定的な運営【こども政策課】

- 学童保育室の整備や改修を行い保育場所の確保を行います。また、安定的な人材確保と指導員の資質向上に努めます。

### 学童保育サービスの充実【こども政策課】

- 高学年保育のさらなる拡大、昼食提供など保護者ニーズを踏まえたサービスを踏まえたサービスの向上を進めます。



## 2-3-1 小児医療の体制整備

主な対象

関連計画

基本  
方向

次世代を担うこどもが心身ともに健やかに育つために、医療、保健、福祉が連携し、健康・医療のまちづくりを推進します。

### 現状と課題

こどもは、意思表示をする力が弱いため、自らの症状についての的確に伝えることが困難な場合があります。また、核家族化、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者のこどもの健康に関する相談相手が少ないこと、こどもの体調の変化に気づくのが遅れてしまうことなど、こどもが小児医療につながるまでの課題があります。そのため、こどもの病気についての知識や、緊急時の相談連絡先を保護者に周知・啓発するとともに、つながりやすい小児医療の体制整備・充実が必要となっています。

## 具体的な取組

### 予防接種事業の充実【出産育児課】

- 各種健康診査などの様々な機会を通じて予防接種の必要性を周知し、接種勧奨を行います。

### 子ども医療費助成事業の継続的な実施【こども政策課】

- 子育て世帯の経済的負担軽減と、子どもの健やかな育成を目的として、高校修了までの入院・通院医療費を助成します。

### 小児救急医療体制の充実【保健福祉課】

- 初期救急医療体制の整備を行い、休日や夜間も安心して医療を受けることができる環境を整えることで、子育ての不安軽減を図ります。また、関係機関と連携し、小児救急医療広域運営事業に取り組むとともに、三島二次医療圏救急医療検討会に参加し、三島二次医療圏における望ましい救急体制のあり方について協議します。

## 2-3-2 食育の推進

主な対象

関連計画

基本  
方向

こどもの頃から、食の楽しみを知り、食に対する関心を深めるとともに、正しい食習慣を身につけることができるよう、食育を推進します。

### 現状と課題

こどものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていく基礎になります。

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要です。令和5年度全国学力・学習状況調査では、朝食を毎日食べている本市の児童生徒は、小学6年生では78.9%(全国83.7%)、中学3年生では76.9%(全国78.6%)とどちらも全国平均に比べ、低い状況です。

こどもが基本的な生活習慣を身につけるためには、認定こども園や学校等の教育機関や、民間事業者等を含む地域全体が、家庭と連携・協働し、こどもとその保護者が一緒に意識を高め行動するための取組を推進することが必要です。本市では離乳食講習会や講座、家庭訪問等により、栄養・食生活に関する正しい知識や情報を伝え、家庭における不安解消を進めています。また、保育所、幼稚園、認定こども園、学校では、「給食だより」や「えいようだより」を配布し、保護者に対する食や栄養の関心を高めるとともに、クッキングや菜園活動等を行い、こどもが自身で楽しみながら正しい食習慣を身につけられるよう、食育を行っています。

## 具体的な取組

### 離乳食講習会の充実【出産育児課】

- 離乳食講習会（12回）、後期食講習会（12回）を開催し、児の月齢に応じた適切な食習慣の習得と不安の解消につなげていきます。

### 乳幼児の食事に関する講座等の充実【出産育児課】

- 摂津市栄養士会と連携して、乳幼児健診会場での指導・周知や、保育所等の地域活動事業やつどいの広場での栄養講座等を実施します。

### 保育所・幼稚園・認定こども園での食育の充実【保育教育課】

- 給食展示や給食だよりの発行などにより、家庭に対する食育を推進するとともに、クッキング保育や菜園活動などを通じてこどもたちの食への関心を高めます。

### 小中学生およびその保護者に対する食育の推進【学校教育課・教育政策課】

- 小中学校食育担当者などを対象に、食育担当者会議を実施し、取組みの共有化を図ります。
- 調理実習や新献立・リクエスト献立募集の実施、えいようだより・食育だより・給食通信等の発行を通じて、児童・生徒およびその保護者の食への関心を高めます。

### 給食センターの設置【教育政策課】

- 学校給食を活用した食育を推進するため、調理場の見学などに対応できる見学スペースや、教職員向けの研修を行う会議室等の整備について検討します。
- 地域の食事・食文化への理解を深めるため、給食の食材として積極的に地場産物を使用します。
- 関係機関と連携し、給食センターを活用した食育の取組について協議・検討します。

### 摂津市公式キッチンによる食育の啓発【保健福祉課・出産育児課】

- 食から健康を実現するために開設した日本最大の料理レシピサービス「クックパッド」の摂津市公式キッチンを活用し、妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまで、離乳食、健康づくり、学校給食、若いうちからのフレイル予防など管理栄養士が考えた今日から試せるレシピを随時公開します。

### ホームページでの啓発【保健福祉課・出産育児課】

- 毎月19日の食育の日に、市ホームページで【食育コラム】、【こどもの食コラム】を更新し、日々の食生活に取り入れられる情報を発信します。

## 2-3-3 スポーツ活動の機会の醸成

主な対象

関連計画

基本  
方向

こどもがスポーツ活動に親しむように、多様な活動の場を充実するとともに、イベントや体験の場を提供します。

### 現状と課題

本市では、様々なスポーツ活動団体や健康づくりグループが活発に活動し、スポーツを通じて地域住民のつながりを深めることができる機会を創出しています。

また、摂津ふれあいマラソン親子チャレンジランなど、子育てでスポーツ活動の時間が取れない世代が親子で参加しやすいイベントを展開しています。

引き続き、誰もが参加しやすいスポーツイベントや、スポーツを通じて交流を広げられる機会を充実します。

### 具体的な取組

#### スポーツ少年団活動などの充実【文化スポーツ課】

- スポーツ少年団への体験入団等、活動活性化を検討し団員数の拡充に努めることでスポーツ人口のすそ野を広げます。

#### 生涯スポーツを通じた交流の促進【文化スポーツ課】

- アスリートの技術だけでなく、考え方やノウハウを学ぶことのできる内容でアスリートスポーツ教室事業が実施できるよう努めます。
- 幅広い年齢層が参加できるよう、摂津ふれあいマラソンの内容の充実にも努めます。

#### 子育て世代に対する機会の拡充【文化スポーツ課】

- 子育て世代が親子で参加しやすいイベントの展開に向けて、指定管理者と協議します。

## 2-4-1 情報発信の強化

主な対象

関連計画

基本  
方向

支援や制度が必要な家庭に活用されるよう、子育てに関する情報発信を充実します。

### 現状と課題

子育てに関する支援を充実するとともに、必要とする人が、その支援やサービス、制度を活用することができるよう、情報発信を充実する必要があります。

また、情報発信においては、多様なツールや手段を充実するとともに、定期的な発信や、イベントや健診等の機会での情報提供等を行うことで、多くの人が情報を受け取れるようにします。

### 具体的な取組

#### 子育てに関する情報提供の充実【出産育児課】

- 市のホームページや広報紙など様々なツールを活用するとともに、妊娠届や出生、健診、転入等の各時期に、子育てに関する情報提供を行います。
- 子育てに関する情報を集約した「せつつみんなで子育てガイド」を作成し、市内の子育てをしている人に配布します。
- 子どもの成長において大切にしてほしいことを集約した「せつつ子育て応援 BOOK」を出生届時に配布します。

#### 多様化する勤務形態・育児休業制度等の諸制度の普及・啓発【産業振興課】

- 働き方改革関連法など情勢の変化に応じて、国・府等からのパンフレットの配布や市ホームページ等、随時情報を発信し、制度の普及・啓発に努めます。

### 3-1-1 犯罪、交通事故等の抑制

主な対象

関連計画

基本  
方向

犯罪や交通事故等を防止するための取組を進め、子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### 現状と課題

本市では、公立認定こども園全園において玄関のオートロック化または受付員を配置し令和5年度において不審者の侵入は0件でした。また、防犯上の観点より公園の視認性を確保するため、高木の剪定、低木の刈込等を行いました。今後は、防犯に関する関心を高めることや犯罪抑止力を向上させるための取組の強化をさらに推進する必要があります。

本市内における子どもが関連した事故は、毎年10件程度で推移しています。また、小学生の交通事故の特徴として、歩行中の事故が最も多く過去5年合計で約6割を占め、その中では「下校中」が最も多くなっています。

交通安全啓発については、現在、認定こども園や保育所、小学校などへ交通安全教室を実施するほか、通学路にて、児童や自転車利用者等を対象に交通マナーを指導しています。また、安全対策が必要と判断した通学路に関して、工事を実施、車両の速度抑制等については、地元住民等からの情報をもとに安全対策を検討し、計画的に整備を進めています。

交通事故防止のため、今後も継続して交通安全教室等による交通安全意識の向上を図るとともに、通学路等安全対策プログラムに基づき通学路の整備等を推進し安全確保する必要があります。

## 具体的な取組

### 公立認定こども園・学校の安全確保を図る取組みの推進【教育政策課・保育教育課】

- 不審者侵入防止対策の強化を図るため、小学校のオートロック化を進めます。
- べふこども園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置し、児童が安全安心に通園・通学できるよう見守りを行います。

### 地域の公園の維持管理【水みどり課】

- 防犯上の観点から、高木の剪定、低木の刈込等を行い、視認性の確保に努めます

### 「子どもの安全・安心」まちづくり啓発活動【教育政策課】

- 摂津警察署及び摂津郵便局との連携協定に基づくこどもの見守り活動を実施し、犯罪や事故の未然防止を図ります。

### 非行防止活動の推進【学校教育課】

- 小中学校において、警察等の関係機関と連携し、外部講師等を活用した非行防止教室を実施するなど、子どもたちの非行防止に対する意識を高めます。

### 交通安全教育の推進【道路交通課・学校教育課】

- 交通安全教室等を開催し、児童・幼児や保護者に対し交通安全に関する啓発を行います。

### 通学路の安全確保【道路交通課・教育政策課・保育教育課】

- 通学路等交通安全プログラムに基づく点検を実施し、路面標示（グリーンベルト）の設置や交通専従員の配置などによる危険箇所への安全対策を実施します。

### 3-1-2 地域における見守り体制の強化

主な対象

関連計画

基本  
方向

地域における見守り活動を充実し、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。

#### 現状と課題

地域の見守り活動を行う民生委員・児童委員や、保護者や関係団体が連携し、子どもや犯罪や事故に巻き込まれることがない環境づくりを進めるとともに、緊急時の対応及び情報共有のために連携体制を強化します。

## 具体的な取組

### 「こども 110 番運動」・子どもの安全見守り隊の取組みの充実【生涯学習課】

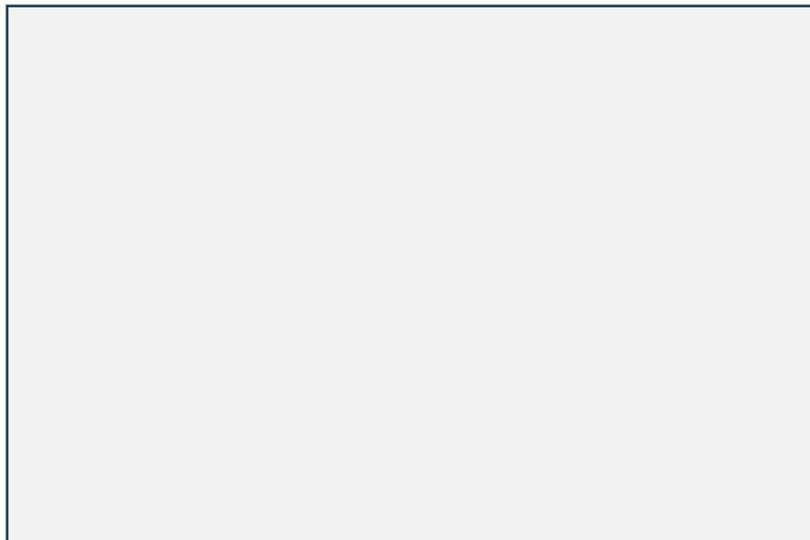
- こども 110 番運動の協力者に対して啓発物品の配付等を行うとともに、協力者数を増やすための啓発を実施します。
- 登下校中の子どもの見守り活動に担い手となる「子どもの見守りボランティア」の確保に努めます。

### 子どもの安全・安心のための情報提供【保育教育課・学校教育課】

- 不審者等の情報があった場合ただちに情報提供を行うとともに、その轄地域を重点的に巡回し安全の確認を行います。
- 地域の危険箇所のチェックや児童の登下校時のマナーに関する指導を行います。

### 民生委員・児童委員による子どもの見守り活動【保健福祉課】

- 子どもの見守り活動を行う民生委員・児童委員の活動状況を把握し、必要に応じて連携や情報交換を図り、住み慣れた地域で安心した子育てができる環境づくりにつなげます。



### 3-1-3 こどもの居場所づくりの推進

主な対象

関連計画

基本  
方向

地域におけるこどもの居場所を拡充し、子どもが自分らしく、安全に過ごせる場所を増やします。

#### 現状と課題

本市では、放課後子ども教室（わくわく広場）、子ども食堂、児童センターなどの事業や活動を通して、こどもの居場所づくりに取り組んでおりますが、すべての子どもたちが安心して過ごすことができる身近な地域の居場所の確保には至っておりません。

児童センターは市内に1か所だけで、地域的な偏りとともに中高生の居場所についても検討する必要があります。

子ども食堂をはじめとする、地域におけるこどもの居場所は十分に整備されているとはいえず、さらなる拡充が求められます。

また、こどもの居場所の取り組みや場所について、広く周知することが必要です。

これらの取り組みについていずれも主に小学生までを対象とした居場所となっており、中高生が主体的に活動できる居場所づくりも必要となっています。

## 具体的な取組

### 児童センターの拡充【こども政策課】

- 第2児童センターの整備を進めるとともに、中高生も対象とした施設としての機能や運営について検討します。

### 放課後子ども教室(わくわく広場)の充実【こども政策課】

- リーダー会議での情報交換により、活動の活性化を図るとともに、安全で安心なこどもの居場所づくりに努めます。

### こども食堂の拡充【こども政策課】

- こども食堂運営事業補助金を交付し、こども食堂の拡充を図ります。
- こども食堂ネットワークと連携し、情報交換を行うとともに、イベント等の開催により、子ども食堂の周知を図ります。

### 宿題カフェの展開【こども政策課】

- 喫茶店や事務所等の空きスペースを、放課後に小学生が宿題をすることができる場所として開放する宿題カフェの展開を図ります。

### 地域の公園や広場の活用の推進【水みどり課】

- 施設の日常点検・修繕・更新を適切に行い、子どもたちが安全・安心に遊べる環境づくりに努めます。

### 3-2-1 地域における子育て支援の充実

主な対象

関連計画

基本  
方向

子どもと他世代が交流する機会を充実し、誰もが子どもと子育てに関心を持ち、見守りや子育て支援に参加しやすい環境づくりを進めます。

#### 現状と課題

アンケートでは、地域の子育て支援サービスの利用について、つどいの広場の利用状況をみると「利用していない」が7割以上と最も高くなっており、気軽に利用できる地域の子育て支援サービスの提供を充実させる必要があります。

#### 具体的な取組

##### 乳幼児との交流機会の促進【保育教育課】

- 公私立認定こども園等において、中学生・高校生の体験学習を行います。

##### 体験学習の推進【学校教育課】

- 市内の農業関係者の協力を得て、農業体験学習を行います。5年生は、お米の植え付け体験や収穫体験を行い、3年生は、鳥飼なすの植え付け、収穫などを行います。

## 具体的な取組

### 青少年リーダーの養成【生涯学習課】

- 野外活動体験を通じて自らが積極的に物事に取り組み、仲間とともに行動できる青少年リーダーの養成を図ります。

### 乳幼児の訪問指導の充実 再掲【出産育児課】

- 保健師、助産師、栄養士、保育士による訪問指導を行い地域で安心した子育てができるように支援します。

### 子育てボランティア(エンゼルフレンド)との協働【出産育児課】

- エンゼルひろば、かるがも広場において、エンゼルフレンドを募集し、つどいの広場における行事や親子教室等の協働実施を行います。

### 子育てサロンを通じた交流の場の提供【出産育児課】

- 校区等福祉委員会では、市内7か所で子育てサロンを実施し、地域の人との交流や育児相談ができる場を提供します。

### 保育所・認定こども園等の地域子育て支援機能の充実【保育教育課】

- 保育所・認定こども園等が、地域の親子を対象とした園庭開放や親子教室、子育てサークルの支援などを実施し、地域の子育て支援としての機能を担います。
- 施設利用の保護者のほか、地域の親子を対象とした園庭開放や親子教室等の際に、保育教諭等が子育て相談を行います。

### 多世代・異年齢間の交流機会の充実【学校教育課・保育教育課】

- 保育所、幼稚園、認定こども園の幼児と小学生、中学生の交流を行うとともに、児童会・生徒会の全校的な活動により異年齢交流を図ります。
- 地域の未就園児向けの園庭開放や高齢者等のたちより体操等を実施し、地域の方々との交流を図ります。

### 児童センターの地域子育て支援の充実【こども政策課】

- 地域の親子の交流の場・小学生の遊び場としての機能を確保するとともに、利用者のニーズを把握し、地域子育て支援の充実を図ります。

### 3-2-2 保護者の孤立防止

主な対象

関連計画

基本  
方向

保護者が地域から孤立し、子育ての負担や不安を一人で抱え込むことがないように、子育ての相談や助け合いができる環境づくりを進めます。

#### 現状と課題

アンケートでは、子育てが地域の人に支えられていると感じていない割合が5割以上と高く、一方で、気軽に相談できる人や場所は、身近な家族や友人に相談する人が多く、自治体などの公的な機関や、民生委員・児童委員などへの相談は少なくなっています。

子どもに関する保護者の悩みの内容は、発育発達に関することや、健康、教育、子どもの友達付き合いや子どもとの接し方等、多岐にわたっています。相談したいとき、どこに相談すればよいのか悩む人を、適切な相談窓口や専門機関、必要な支援につなぐことができるよう、効果的に情報発信や周知を行う必要があります。

## 具体的な取組

### つどいの広場の実施【出産育児課】

- 子育てに悩む保護者などを子育て親子の交流等を促進するつどいの広場に繋ぎ、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。また、つどいの広場の適正配置について検討します。

### 子育て世帯への訪問・支援【こども家庭相談課】

- 保育所等に通っていない3歳以上の児童や登園が安定しない児童の家庭を訪問し、適切な子育てサービスに繋がります。

### 子育て講座の充実 再掲【生涯学習課・人権女性政策課】

- 市内公民館等で、「親子でリトミック」や「夏休み工作講座」等、子どもや親子で参加できる講座を開催します。また子どもの日頃のクラブ活動の成果発表として、「キッズなかよし発表会」を開催します。
- 男女共同参画センターで親子向け講座等を実施し、参加者同士の交流、情報交換ができる場を提供することで、子育てに前向きになれるよう支援します。

### 子育てサロンを通じた交流の場の提供 再掲【出産育児課】

- 校区等福祉委員会では、市内7か所で子育てサロンを実施し、地域の人との交流や育児相談をできる場を提供します。

### 児童センターの地域子育て支援の充実 再掲【こども政策課】

- 地域の親子の交流の場・小学生の遊び場としての機能を確保するとともに、利用者のニーズを把握し、地域子育て支援の充実を図ります。

### 3-2-3 地域と学校の連携強化

主な対象

関連計画

基本  
方向

地域住民や地域団体と学校が目標や課題を共有し、学校も含む地域全体でこどもの成長を支えます。

#### 現状と課題

各中学校区に設置された地域教育協議会（すこやかネット）の創設から20年以上が経過し、地域と学校とのさらなる連携強化に向け、地域学校協働本部を整備するとともに、地域学校協働活動推進員を設置することが求められます。

一部の小中学校では学校運営協議会が設置され、地域とともにある学校づくりが進んでいます。

## 具体的な取組

### 地域教育協議会(すこやかネット)活動の充実【こども政策課】

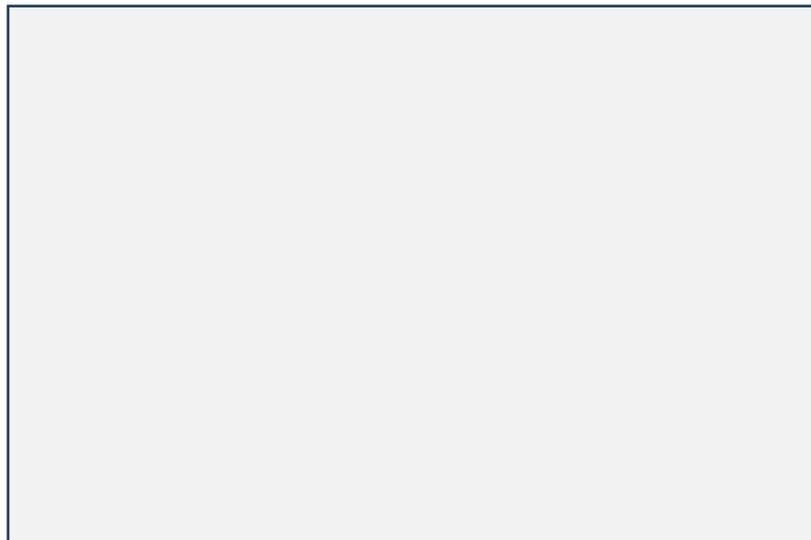
- 地域でこどもたちを見守り、こどもたちに様々な体験の機会を提供する、すこやかネットの活動の充実を図ります。

### 地域学校協働活動の推進【こども政策課】

- 学校を核とした地域づくりに向け、地域と学校をつなぐコーディネーター役となる地域学校協働活動推進員の設置や地域学校協働本部の整備を図ります。

### 学校運営協議会(コミュニティスクール)の推進【学校教育課】

- 教育委員会から委嘱・任命された地域住民や保護者、学識経験者等が委員となり、めざす子どもの姿に向け、目標やビジョンを共有し、地域一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めます。



### 3-3-1 地域における子育て支援団体の連携と充実

主な対象

関連計画

基本  
方向

地域における各種関係団体が連携を進め、子どもと子育て家庭に対する支援を強化します。

#### 現状と課題

本市では、子育て支援ネットワーク推進会議を開催し、子育てに関係する機関での連携強化や、地域の子育て家庭が抱える課題について、協議を進めています。

また、子どもや子育て家庭を支える様々な団体、関係機関があり、これらが今後一層連携・共同の取組を進め、より広く効果的な支援を可能とすることが望ましくなっています。

## 具体的な取組

### 子育てサークル支援の充実【出産育児課】

- 各子育てサークルの情報交換、交流の促進や、子育てサークル同士の相互支援などのため実施する子育てサークルで、制度の周知・相談を行い、保育士派遣や遊具の貸し出し等の活動支援を行います。

### 子育て支援ネットワーク推進会議の活動の充実【出産育児課】

- 子育て支援ネットワーク推進会議構成員の関係機関・団体のつながりを強化し、活動の充実を図ります。

### 地域教育協議会(すこやかネット)活動の充実 再掲【こども政策課】

- 地域でこどもたちを見守り、こどもたちに様々な体験の機会を提供する、すこやかネットの活動の充実を図ります。

### 地域学校協働活動の推進 再掲【こども政策課】

- 学校を核とした地域づくりに向け、地域と学校をつなぐコーディネーター役となる地域学校協働活動推進員の設置や地域学校協働本部の整備を図ります。

### 民生委員・児童委員、主任児童委員の相談支援活動の推進【保健福祉課】

- 民生委員・児童委員等、地域の子育て支援関係者による相談支援活動を推進するため、関係機関を通じ、課題の共有・連携強化を図ります。

### 青少年指導員の活動支援【生涯学習課】

- 青少年指導員連絡協議会の役員会や専門部会の運営及び各学校での活動を支援します。

### こども会活動の充実【生涯学習課】

- こども会育成連絡協議会と連携し、各単位こども会への支援や、こども会親善スポーツ大会・冒険プログラム等を実施します。

### イベント等を通じた啓発活動の推進【生涯学習課】

- 青少年指導員連絡協議会やこども会育成連絡協議会、PTA協議会と連携し、各種行事やイベントなどで、子育て環境の整備に向けた啓発活動に取り組みます。

### 3-3-2 地域における子育て支援交流の充実

主な対象

関連計画

基本  
方向

身近な場所で子どもや保護者などが気軽に集い、交流し、相談や情報共有ができる場を充実し、育児への不安や負担感の解消や地域の子育て力の向上を図ります。

#### 現状と課題

全国的に核家族化が進行しており、本市においても世帯数が年々増加する中、その内訳として核家族世帯と単身世帯が増加し続けています。アンケート調査では、子どもをみてもらえる親族や知人や、近所で子どもの話や世話をしてくれる人が「いない」と回答する保護者が年々増加しており、また、子育てが地域の人に支えられて「いない」と回答する保護者が増加するなど、子育て当事者の孤立が進んでいます。そのため、子育てに関する不安や悩みの軽減や、子育て中の親子が気軽に集い交流できるよう場の充実が必要です。

## 具体的な取組

### つどいの広場の子育て相談の充実【出産育児課】

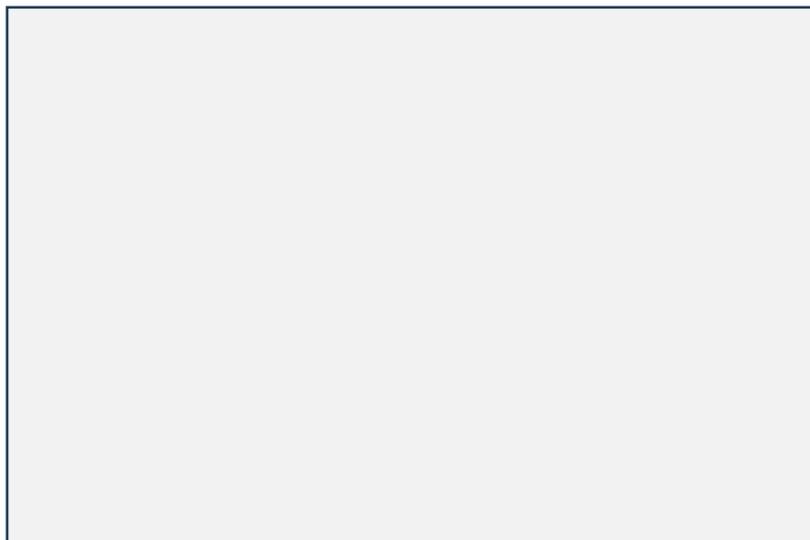
- つどいの広場担当者会議にて事例検討を行うなど、関係機関で情報の共有や連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

### 児童センターの地域子育て支援の充実 再掲【こども政策課】

- 地域の親子の交流の場・小学生の遊び場としての機能を確保するとともに、利用者のニーズを把握し、地域子育て支援の充実を図ります。

### 子育てサロンを通じた交流の場の提供 再掲【出産育児課】

- 校区等福祉委員会では、市内7か所で子育てサロンを実施し、地域の人との交流や育児相談をできる場を提供します。



## 第5章 こどもの成長を支える教育・保育の環境づくり

### 1 提供区域の設定

現在、安威川以北と安威川以南の圏域では、各年齢の児童人口が大きく異なり、5歳以下については、安威川以南より安威川以北の方が2倍ほど児童数は多く、それに伴い教育・保育事業も安威川以北の方が多い状況にあります。

第1期及び第2期計画においては、保育の提供区域について、市内における社会資源の整備状況や他の計画で設定している地域区分を考慮し、身近な区域であり他の計画や市の政策とも整合のとりにやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）を設定しました。また、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域としました。

居住地区別に事業の市外利用の現状・意向をみると、安威川以北圏域では、幼稚園（教育）の市外での利用が一定数いることから、教育事業の利用については、引き続き、市全体での提供とすることが望ましいと判断しました。

安威川以北と安威川以南では、区域での人口差が大きいことや施設数に差があるため、量の調整や確保が困難な面もあり、複数の区域設定でなく、市全域で1区域とすることも考えられますが、身近な圏域での事業利用を可能とする点を考慮し、引き続き、2圏域と設定しました。

### 2 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業

### 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

## 《資料編》

- 1 摂津市子ども・子育て会議条例
- 2 摂津市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 計画策定の経緯（子ども・子育て会議開催状況）

## 4 アンケート調査結果の概要

### 〔1〕子ども・子育て支援ニーズ調査

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、令和5年度（2023年度）に子ども・子育て支援ニーズ調査を実施しました。調査結果の主なものを掲載します。

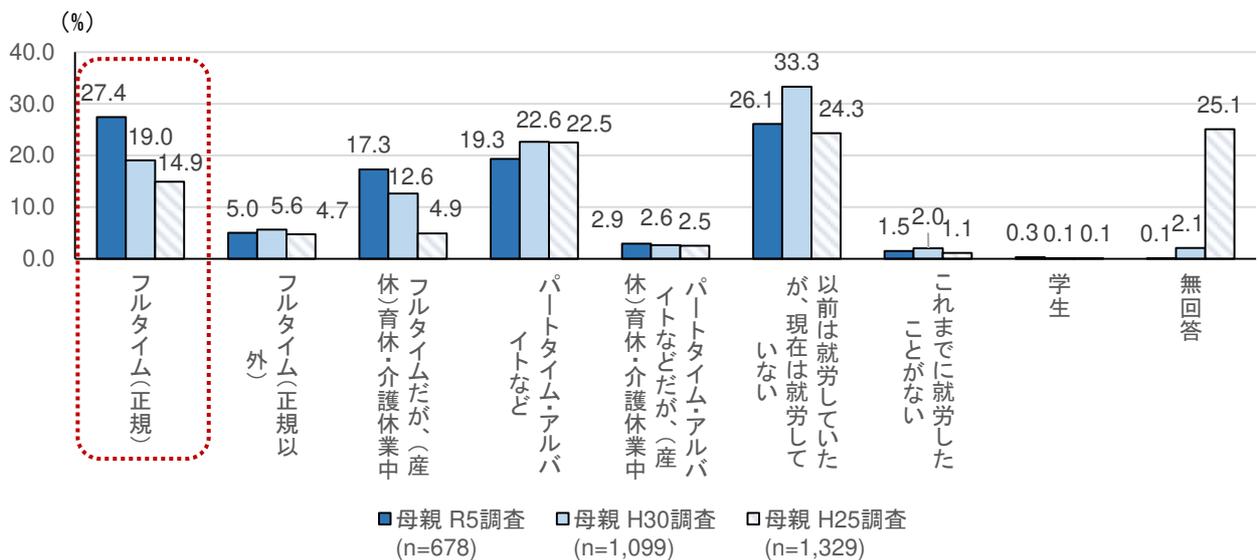
※グラフ中の「n」は当該質問の回答者総数、「MA%」は複数回答設問を表します。

#### (1)母親のフルタイム就労率の増加

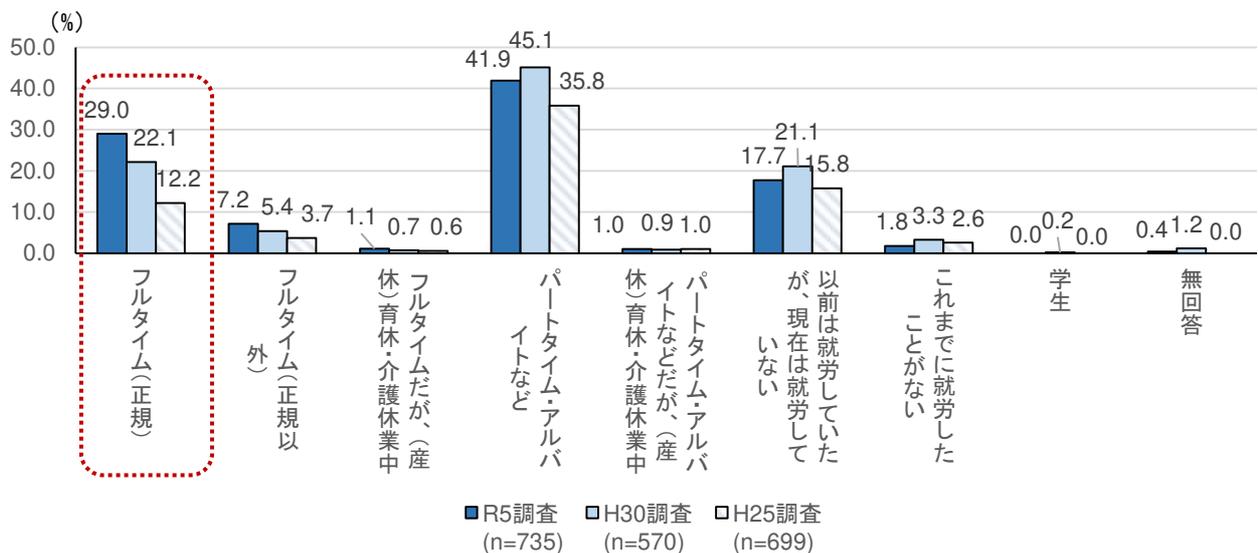
就学前児童・小学生の保護者ともに、母親の就労形態は「フルタイム（正規）」が増加傾向にあります。

【母親の就労形態】

##### 就学前児童の保護者



##### 小学生の保護者



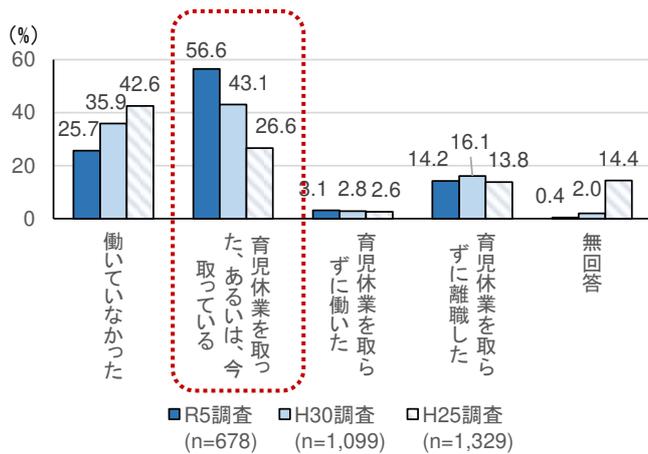
## (2) 育児休業の取得状況

### ① 育児休業の取得状況

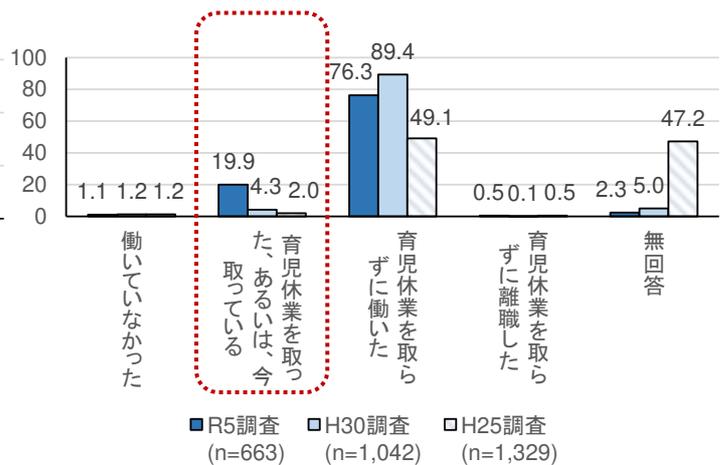
育児休業を取得している割合は、母親、父親ともに大きく増加しています。

#### 就学前児童の保護者

【母親の育児休業取得状況】



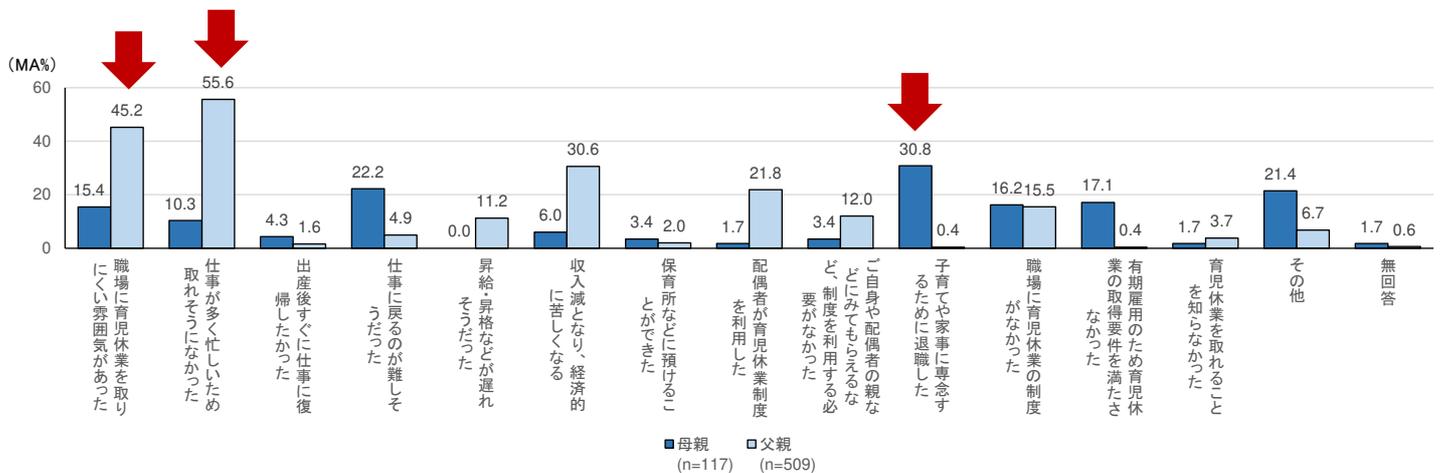
【父親の育児休業取得状況】



### ② 育児休業を取らずに働いた理由

母親と父親で理由の傾向が異なっており、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が最も高く、父親は「仕事が多く忙しいため取れそうになかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高くなっています。

【育児休業を取らずに働いた理由】



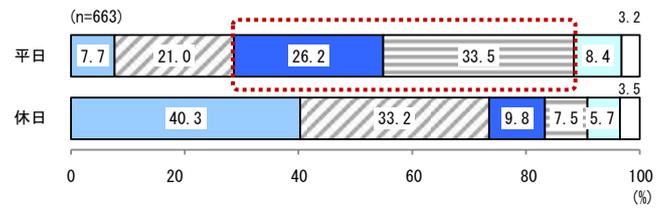
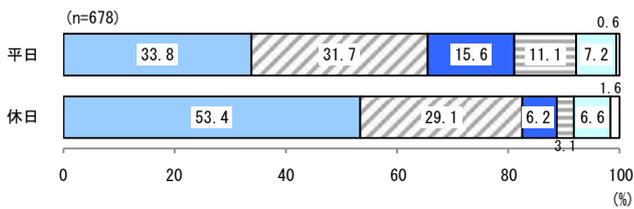
### (3)子どもと一緒に過ごす時間

就学前児童・小学生の保護者ともに、平日の父親の不満感（「やや不満」と「不満」の合計）が高い傾向にあります。

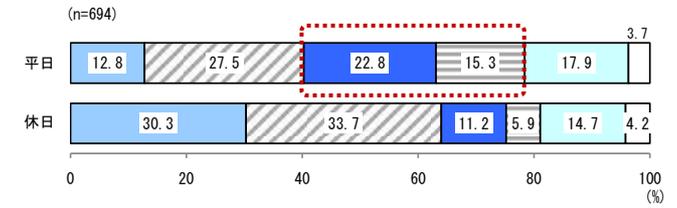
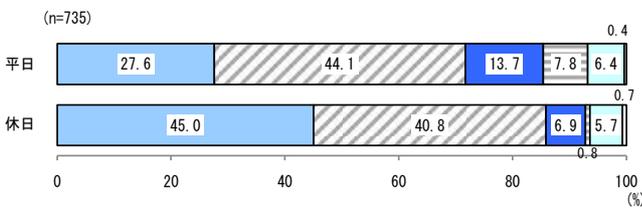
【母親が子どもと一緒に過ごす時間】

【父親が子どもと一緒に過ごす時間】

#### 就学前児童の保護者



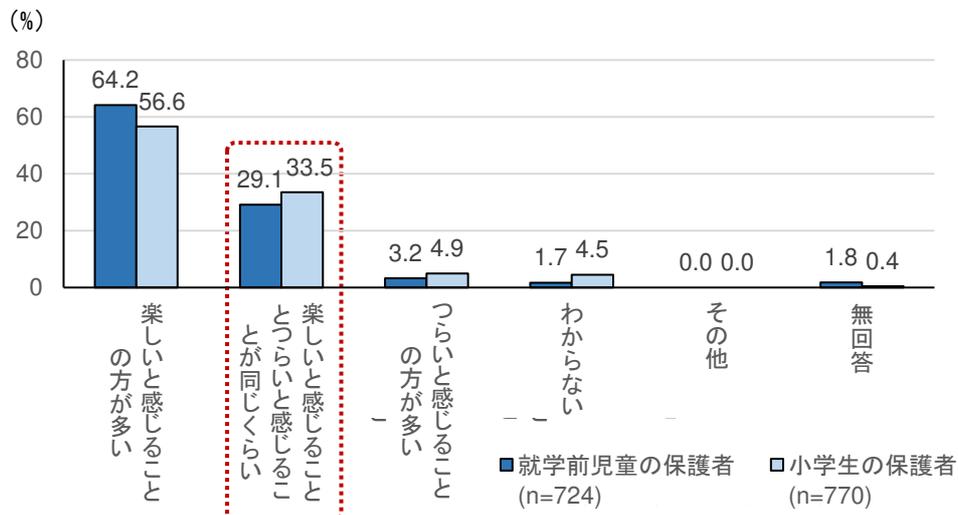
#### 小学生の保護者



### (4)家庭における子育て支援

就学前児童・小学生の保護者ともに「つらいと感じることがある」と回答している保護者はおよそ3割と高い傾向にあります。

【子育てに対する感じ方】

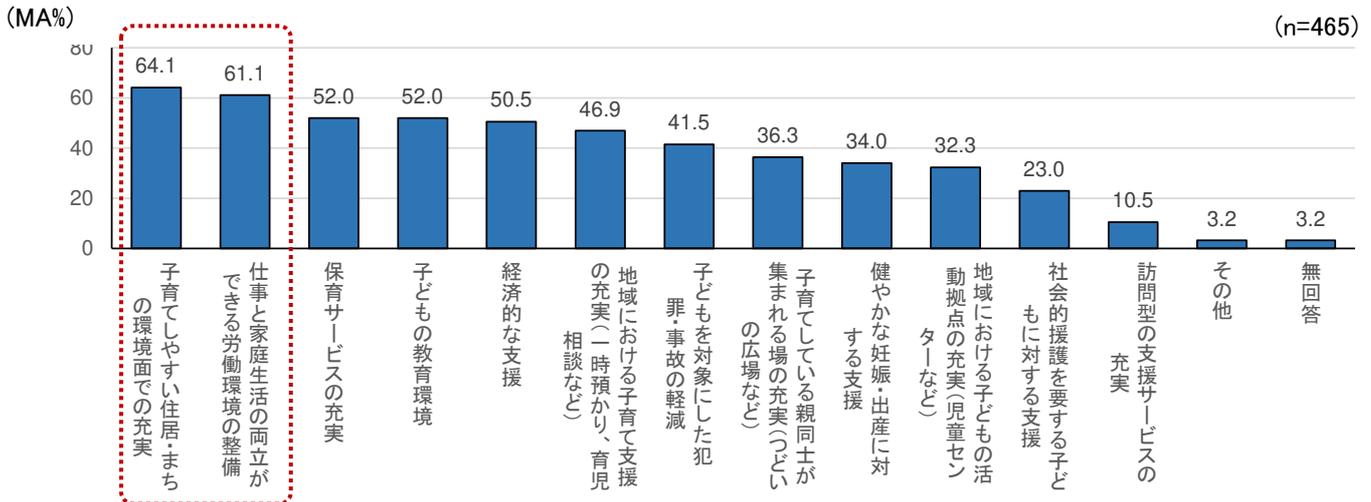


## (5)子育てをする中での必要な支援や対策

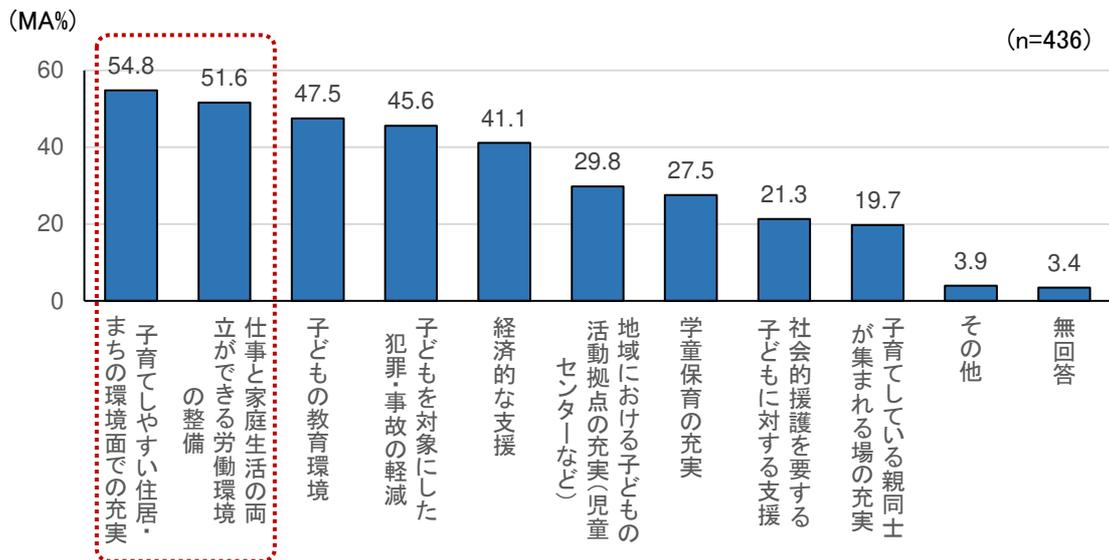
就学前児童・小学生の保護者ともに「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」や「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が高くなっています。

【子育てに対して有効な支援】

### 就学前児童の保護者



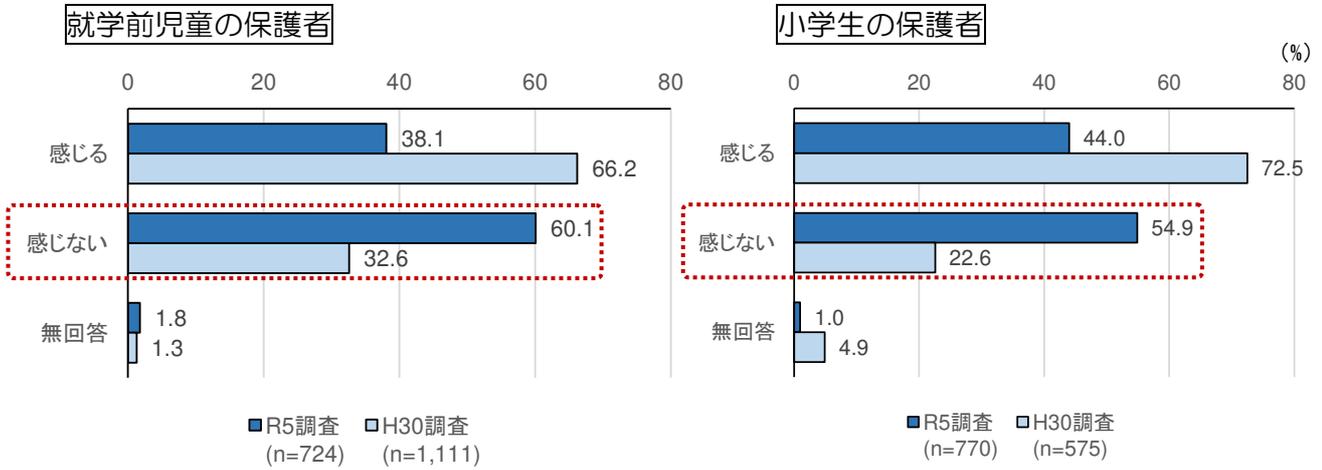
### 小学生の保護者



## (6)地域における子育て支援

就学前児童・小学生の保護者ともに「感じない」が高く、増加傾向にあります。

【子育てが地域の人に支えられていると感じるか】



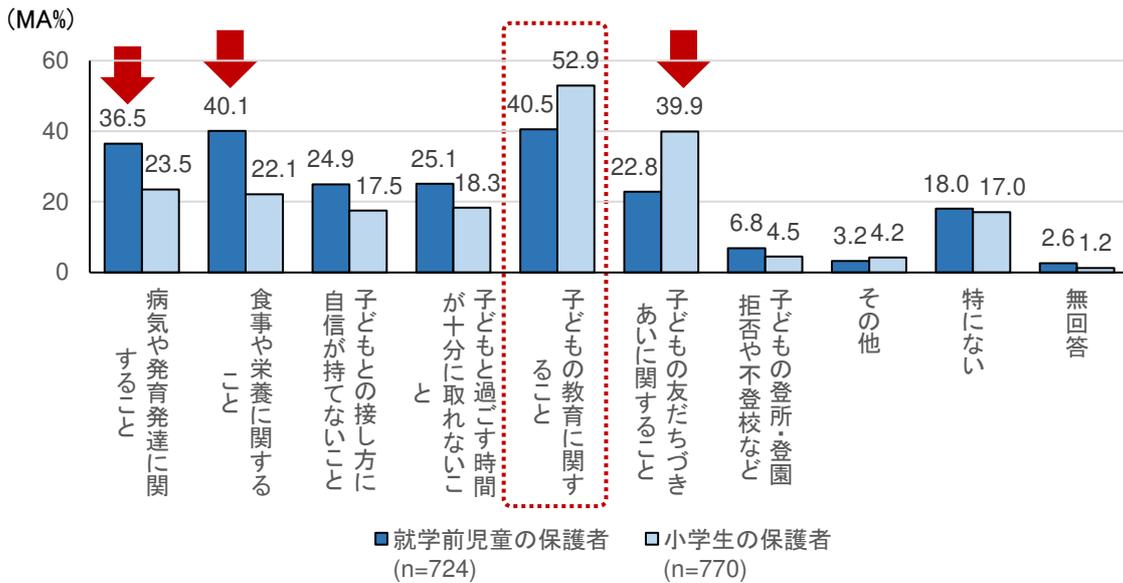
## (7)子育てについての悩みの解消

### ①子どもに関して悩んでいること

就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子どもの教育に関すること」が最も高いことが共通しています。

就学前児童の保護者は「食事や栄養に関すること」、「病気や発育発達に関すること」、小学生児童の保護者は「子どもの友だちづきあいにかんすること」も高くなっています。

【子どもに関して悩んでいること】

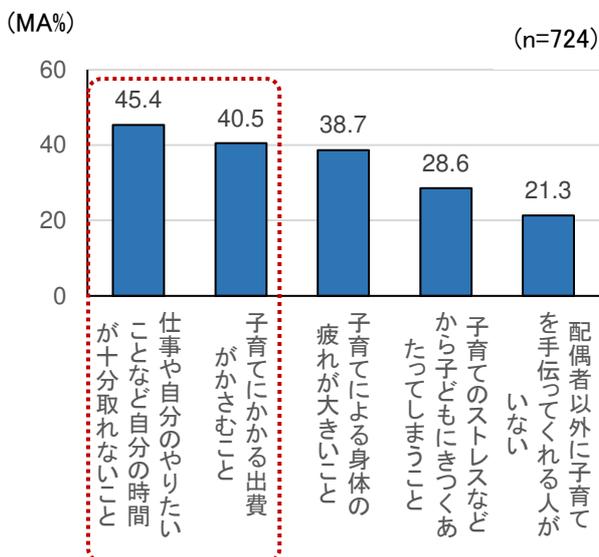


### ②回答者に関して悩んでいること(上位5位)

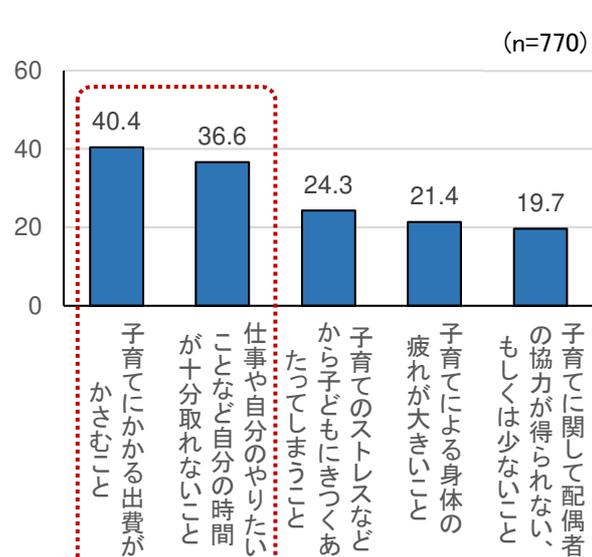
就学前児童・小学生児童の保護者ともに「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」「子育てにかかる出費がかさむこと」が高くなっています。

【回答者に関して悩んでいること】

就学前児童の保護者



小学生の保護者



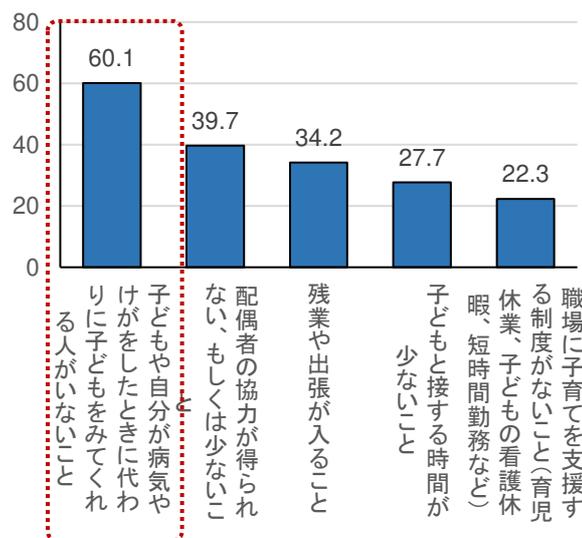
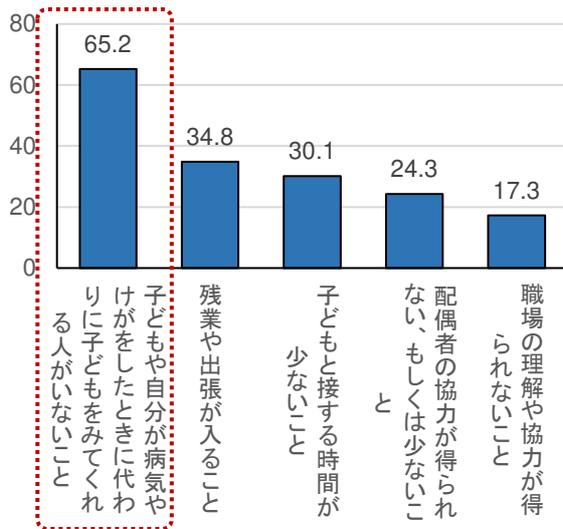
## (8)仕事と子育てを両立させるうえでの課題

就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が仕事と子育てを両立させるうえでの最も大きな課題となっています。

【仕事と子育てを両立させるうえでの課題】

就学前児童の保護者 小学生の保護者

(MA%)

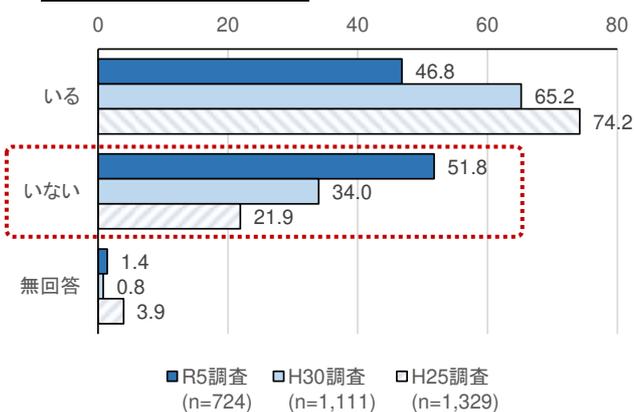


## (9)近所に子どもの話や世間話をする人の有無

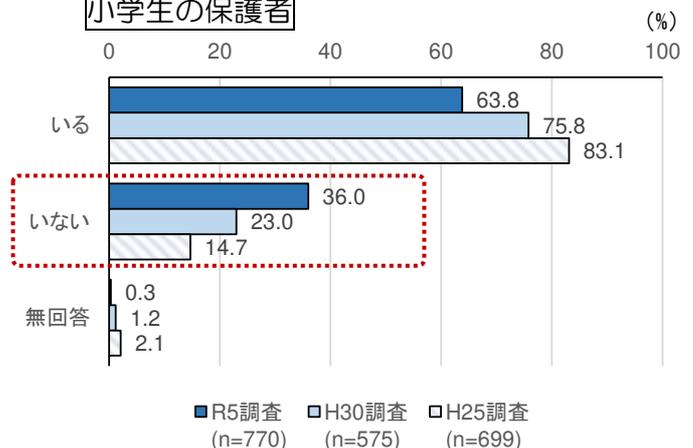
就学前児童・小学生児童の保護者ともに、近所に子どもの話や世間話をする人が「いない」割合が増加傾向にあります。

【近所に子どもの話や世間話をする人の有無】

就学前児童の保護者



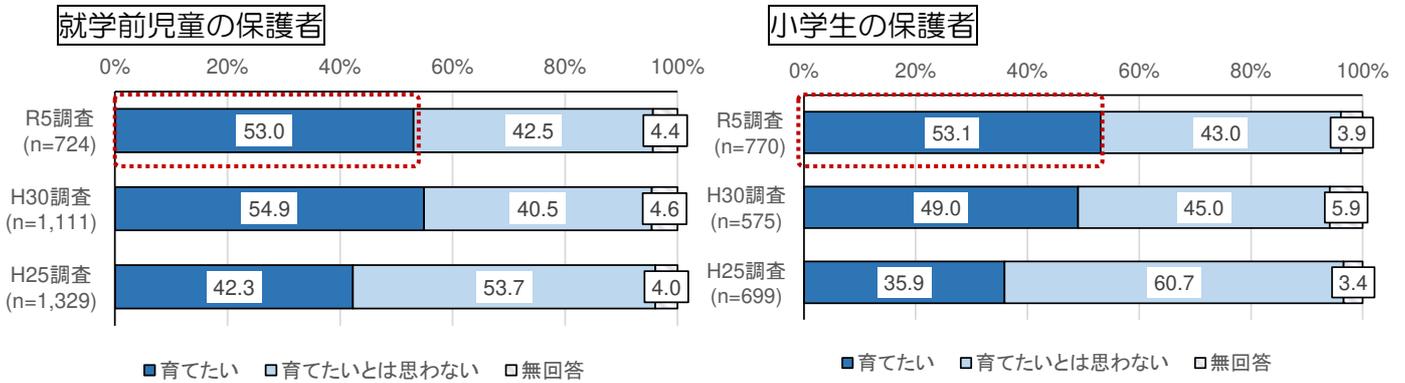
小学生の保護者



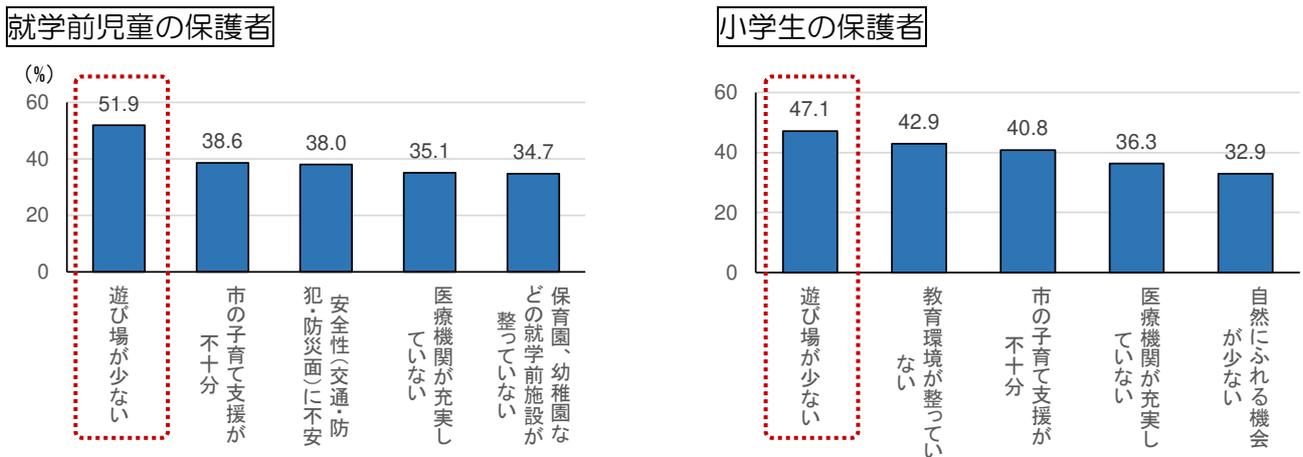
## (10)子育てを行う場所の意向

就学前児童・小学生児童の保護者ともに5割以上が「育てたい」と回答している一方で、育てたいと思わない理由としては、「遊び場が少ない」が共通して高くなっています。

### 【今後も摂津市で子育てをしたいと思うか】



### 【育てたいとは思わない理由（上位5位）】



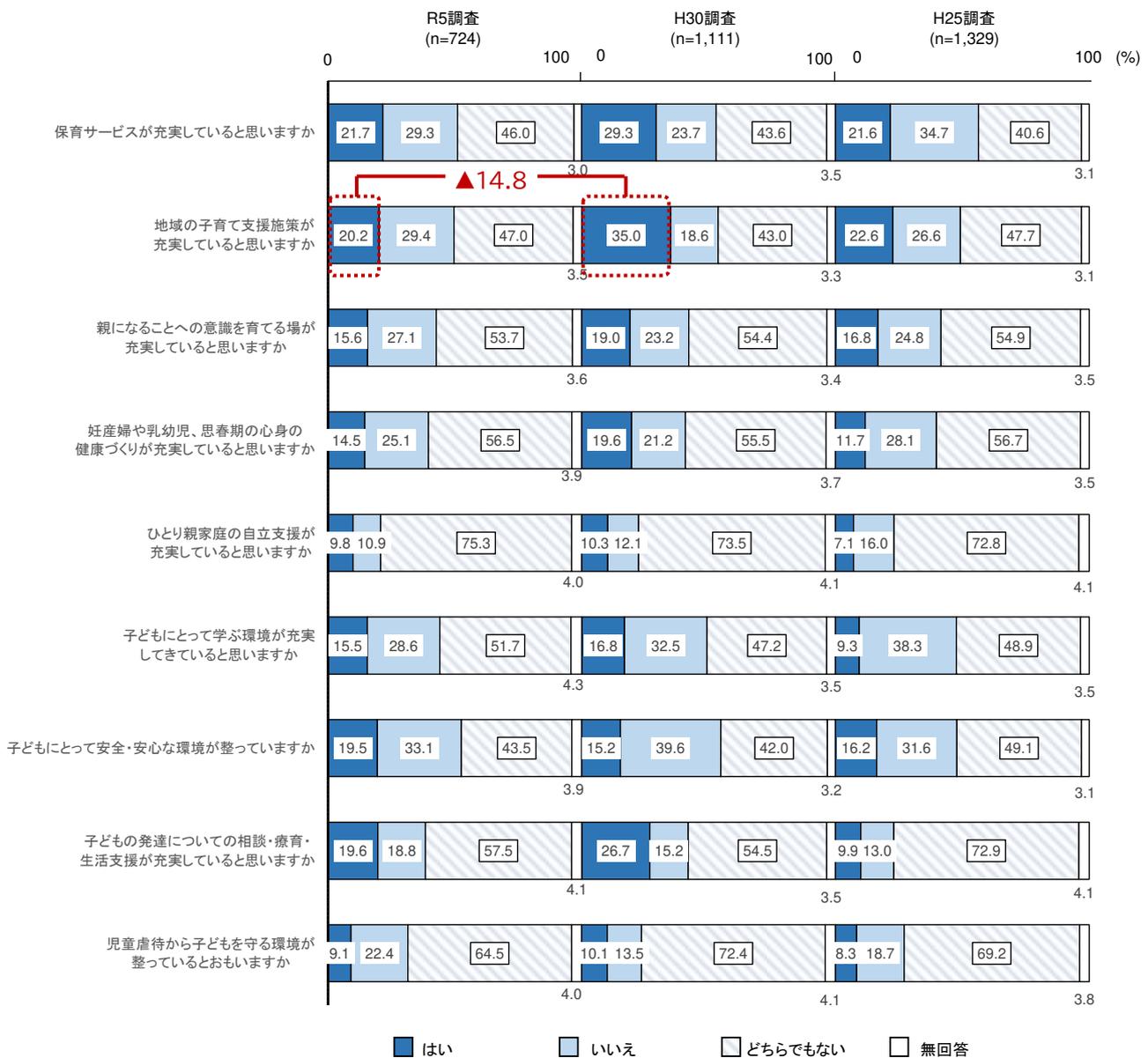
## (11) 摂津市の子育て施策の充実度

本市の子育て施策に対して、肯定的な意見（「はい」と回答）の割合は、就学前児童の保護者では全体的に減少傾向にあり、特に、『地域の子育て支援施策が充実していると思いますか』に対して、平成30年調査よりも「はい」の割合が14.8ポイント減少しています。

小学生児童の保護者では、『学童保育など放課後健全育成事業が充実していると思いますか』に対して、平成30年調査よりも「はい」の割合が5.3ポイント減少しています。

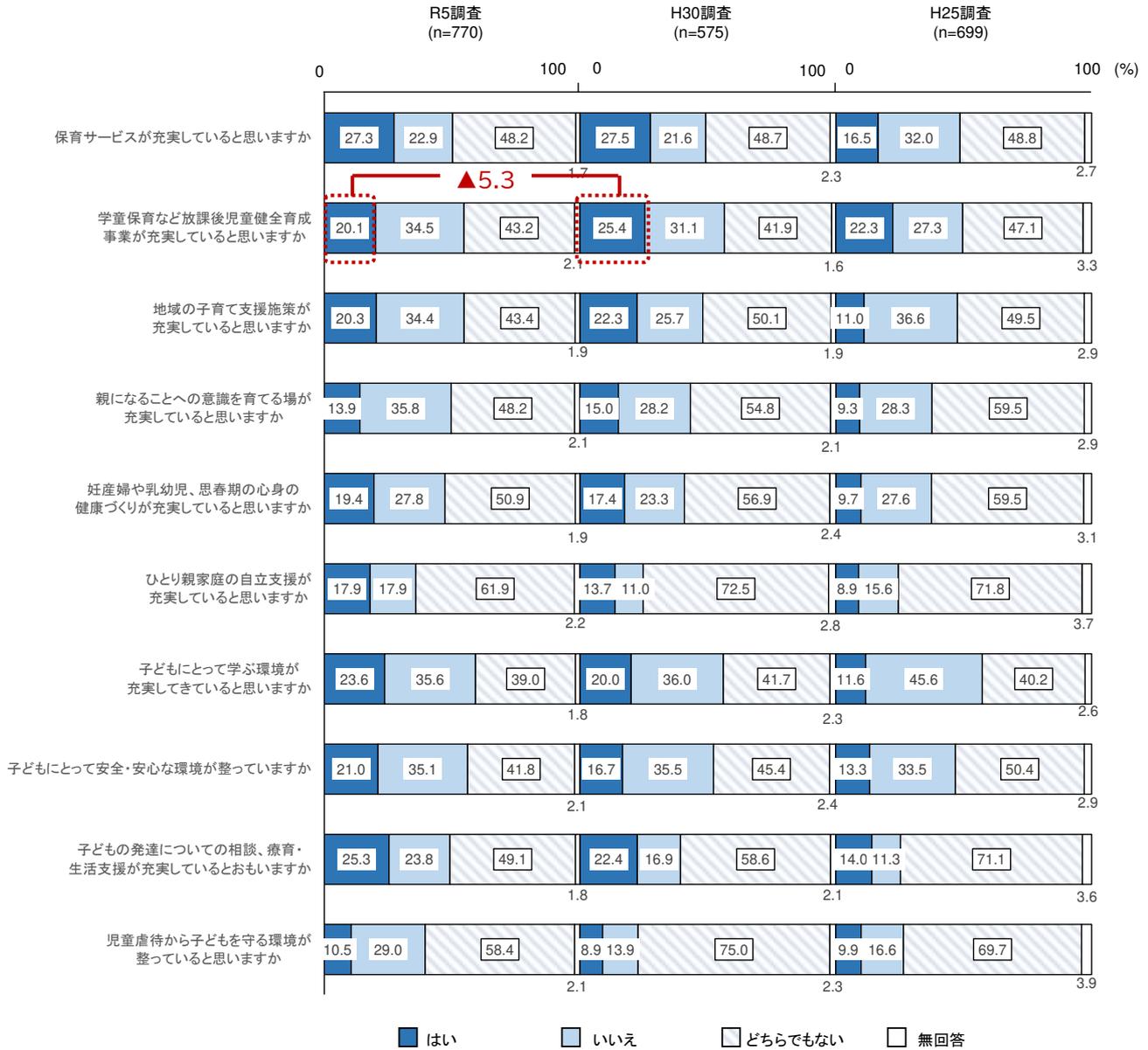
【摂津市の子育て施策に関する感じ方】

### 就学前児童の保護者



# 【摂津市の子育て施策に関する感じ方】

## 小学生の保護者

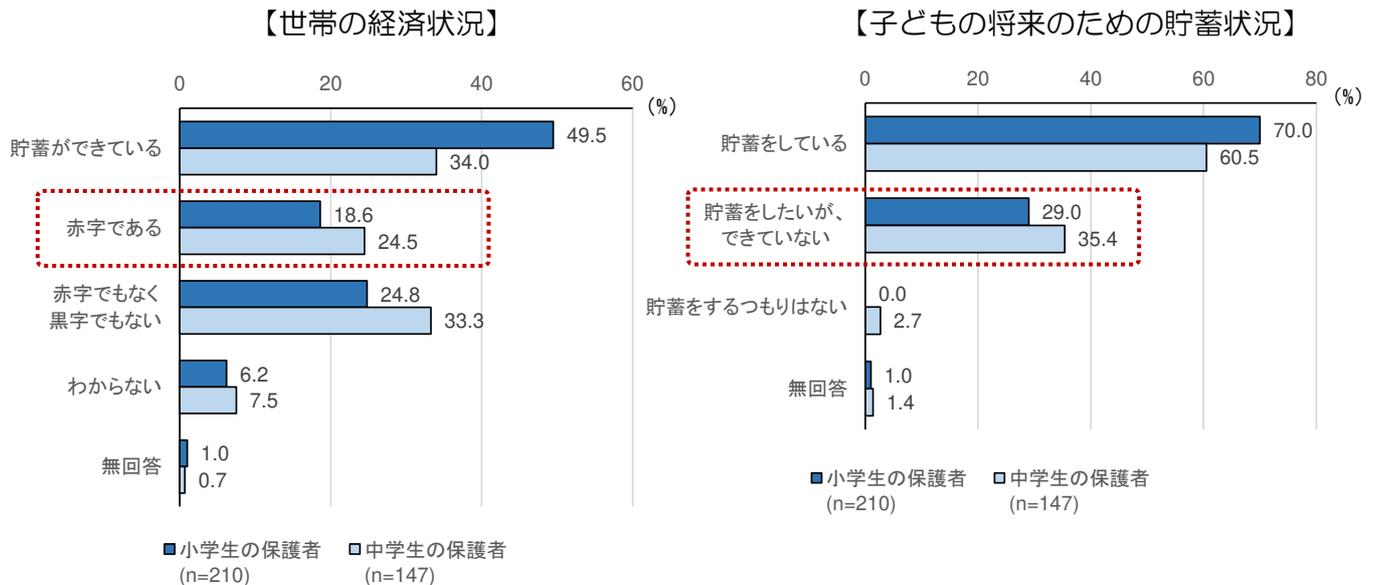


## 〔2〕生活実態調査

### (1)子育て世帯の経済状況

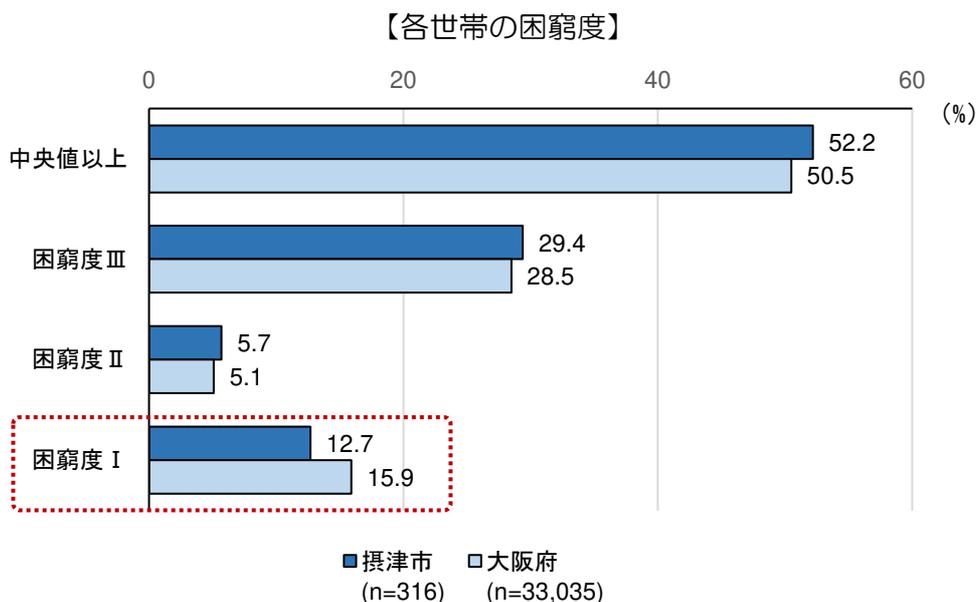
#### ①子育て世帯の経済状況

小学生・中学生ともに「赤字である」の割合がおよそ2割となっています。また、子どもの将来のための貯蓄状況をみると、小学生・中学生の保護者ともにおよそ3割が「貯蓄をしたいが、できていない」と回答しています。



#### ②各世帯の困窮度

大阪府全体と比較すると、結果に目立つ差はみられないものの、困窮度Ⅰの世帯は大阪府全体よりも3.2ポイント低くなっています。

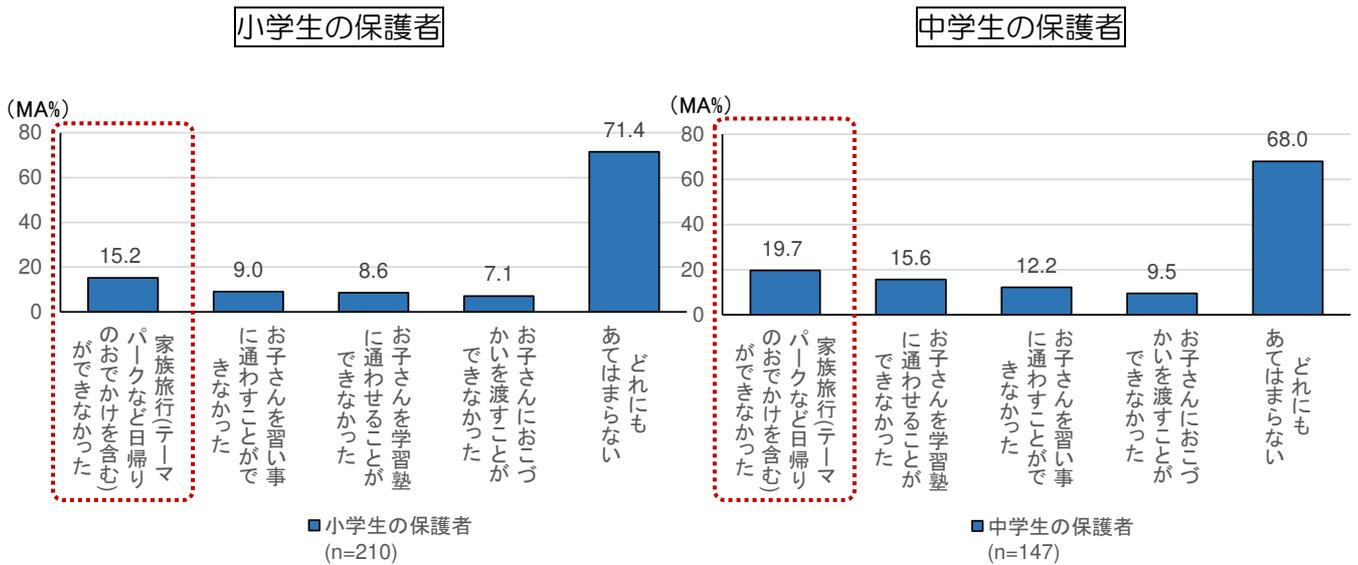


### ③経済的な理由で子どもにできなかったこと

小学生・中学生の保護者ともに、およそ7割が「どれにもあてはまらない」と回答しており、その中でも経済的な理由で習い事や家族旅行ができないという回答が多く、生活上での不便等を感じている子どもは少なくなっています。

困窮度別にみると、家族旅行や学習塾などの回答傾向としては同じですが、困窮度Ⅰ～Ⅲに該当する場合は中央値以上に比べて回答率が増加しています。

【経済的な理由で子どもにできなかったこと（上位4位+どれにもあてはまらない）】



【困窮度別】上位3位

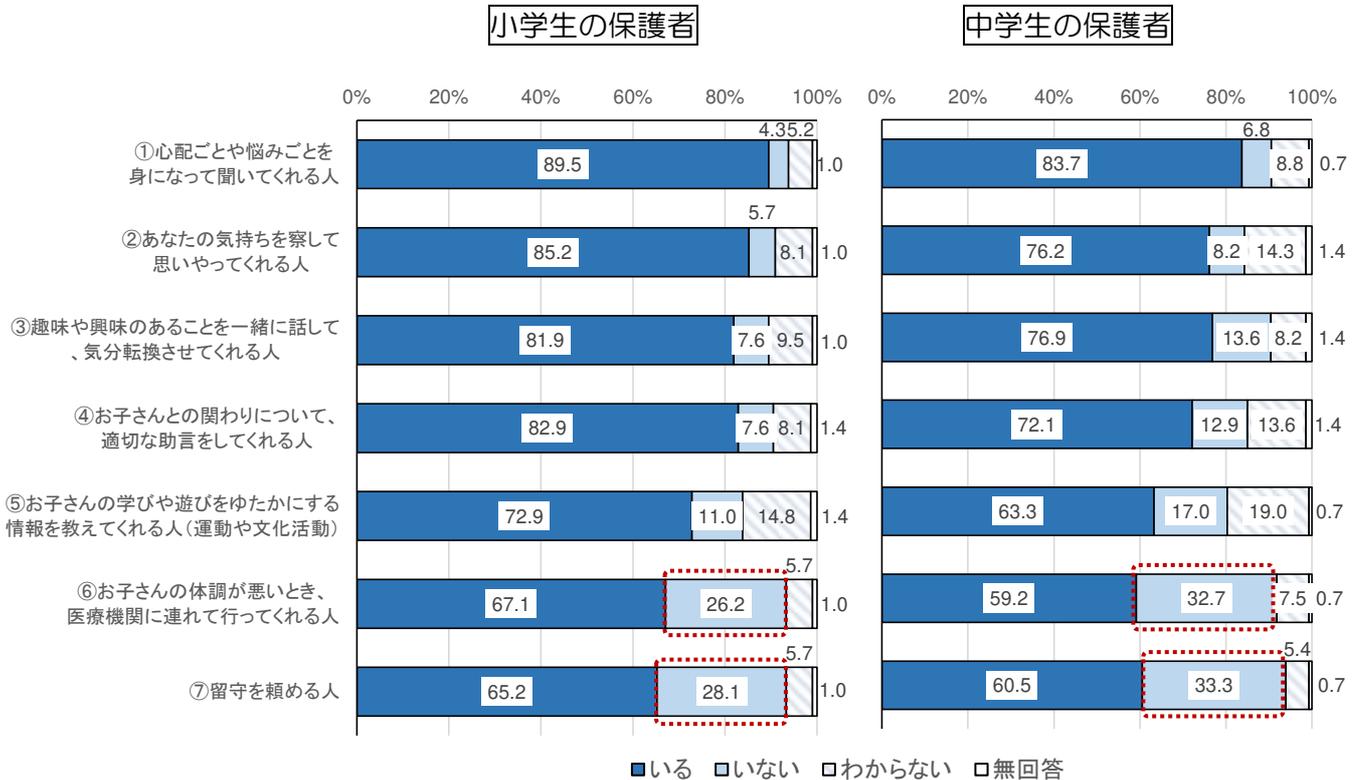
	中央値以上 (n=165)	困窮度Ⅲ (n=93)	困窮度Ⅱ (n=18)	困窮度Ⅰ (n=40)
1位	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (8.5%)	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (25.8%)	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (44.4%)	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (32.5%)
2位	お子さんを学習塾に通わせることができなかった (4.8%)	お子さんを学習塾に通わせることができなかった (15.1%)	お子さんを学習塾に通わせることができなかった (38.9%)	お子さんを学習塾に通わせることができなかった (22.5%)
3位	お子さんに新しい服や靴を買うことができなかった (1.8%)	お子さんに新しい服や靴を買うことができなかった (14.0%)	お子さんに新しい服や靴を買うことができなかった (33.3%)	お子さんに新しい服や靴を買うことができなかった (20.0%)

## (2)子育ての困難等に対する支援

### ①生活や子育てを支えてくれる、または手伝ってくれる人の有無

小学生・中学生の保護者ともに「⑥お子さんの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人」「⑦留守を頼める人」がない割合が3割前後となっており、保護者が動けない場合に支援してくれる人が求められています。

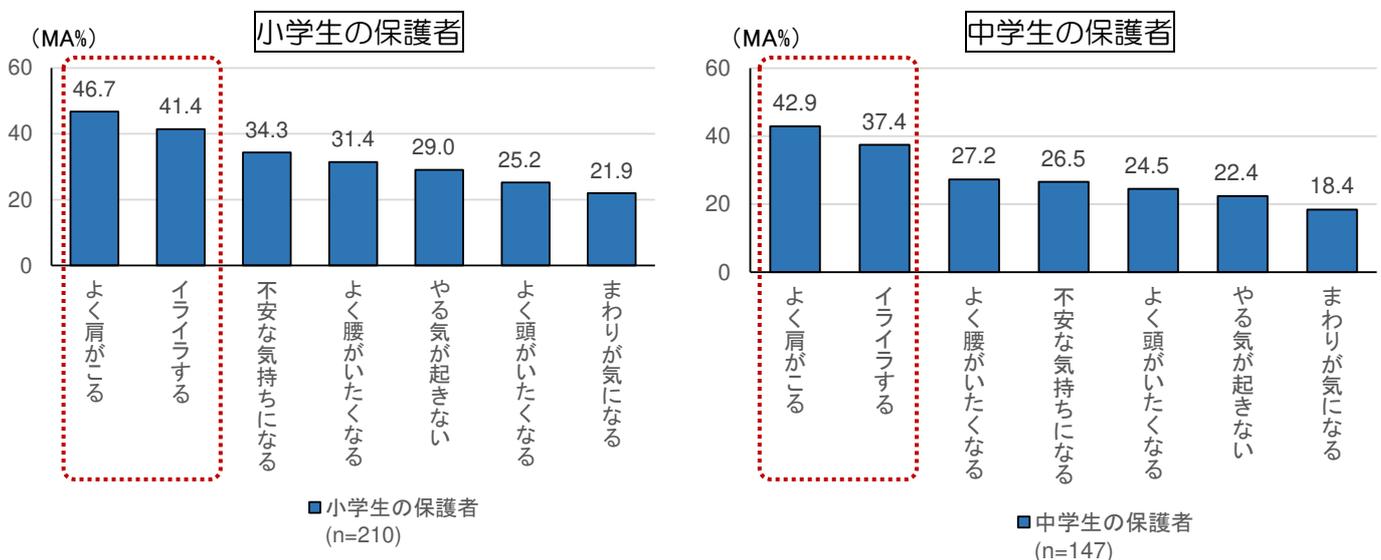
【生活や子育てを支えてくれる、または手伝ってくれる人の有無】



### ②保護者が自分の体や気持ちで気になること

小学生・中学生の保護者ともに「よく肩がこる」、「イライラする」、「不安な気持ちになる」、「よく腰がいたくなる」が上位に挙がっており、子育てをする保護者の心身の不調やストレスを解消できる支援が求められます。

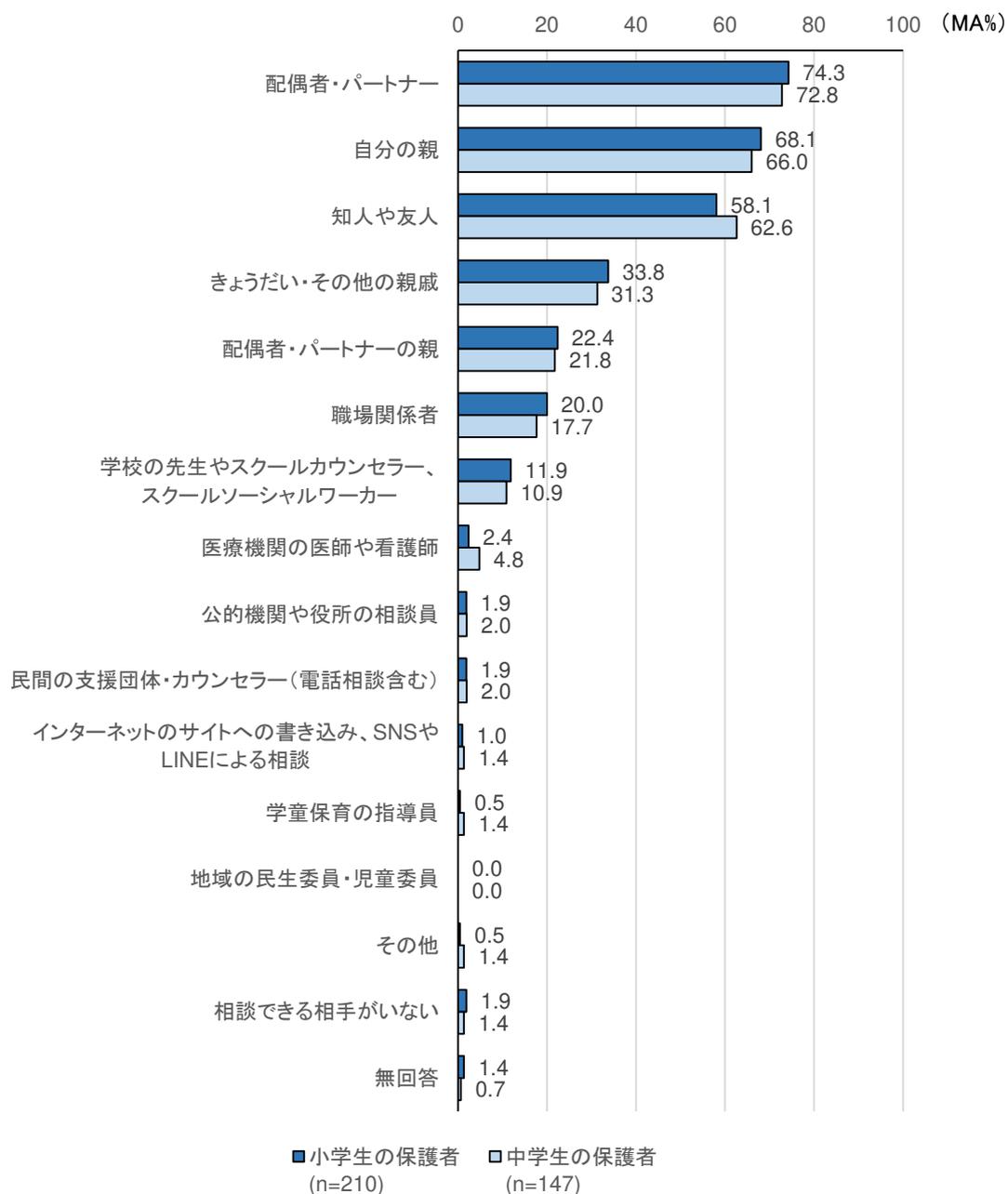
【保護者が自分の体や気持ちで気になること（上位7位）】



### ③困った時の相談相手

小学生・中学生の保護者ともに「配偶者・パートナー」、「自分の親」、「知人や友人」、「きょうだい・その他の親戚」など身近な人が上位かつ同順位となっており、それぞれの回答の割合は高くなっています。一方で、「相談できる相手がない」の回答も若干数みられ、また「地域の民生委員・児童委員」の回答がみられなかったことから、民生委員・児童委員の役割等の周知を図る必要があります。

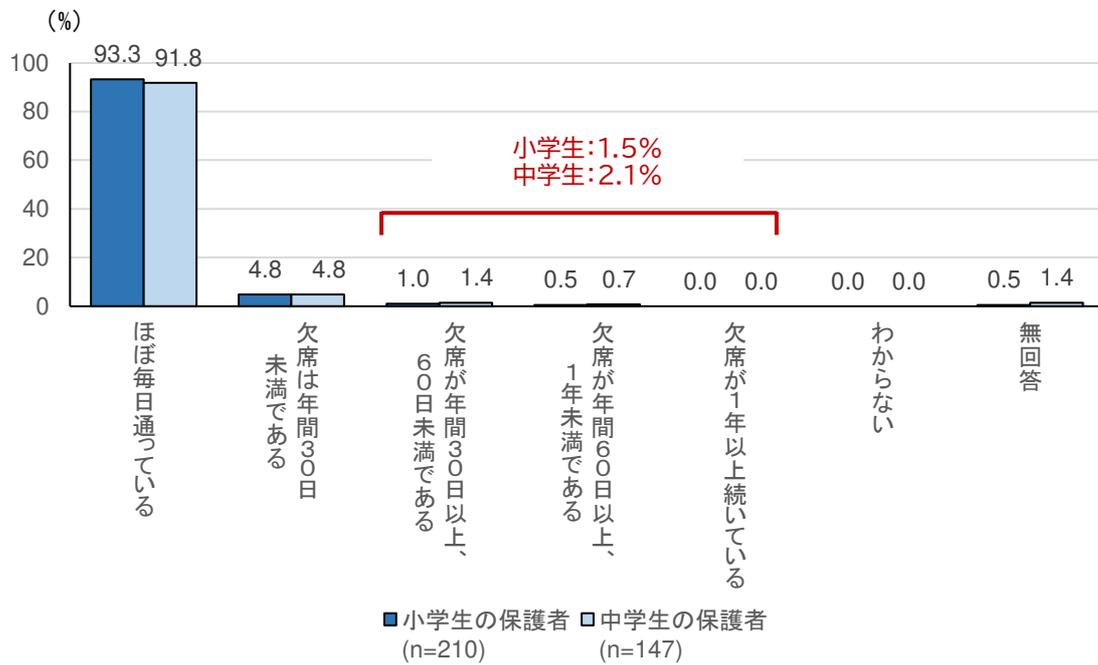
【困った時の相談相手】



## (2)子どもの通学状況

子どもの通学状況は、小学生・中学生の保護者ともに「ほぼ毎日通っている」と回答した割合は9割を超え、欠席が年間30日以上の割合が小学生で1.5%、中学生で2.1%であることから本市の通学状況は良好と言えます。

【保護者からみた子どもの通学状況】

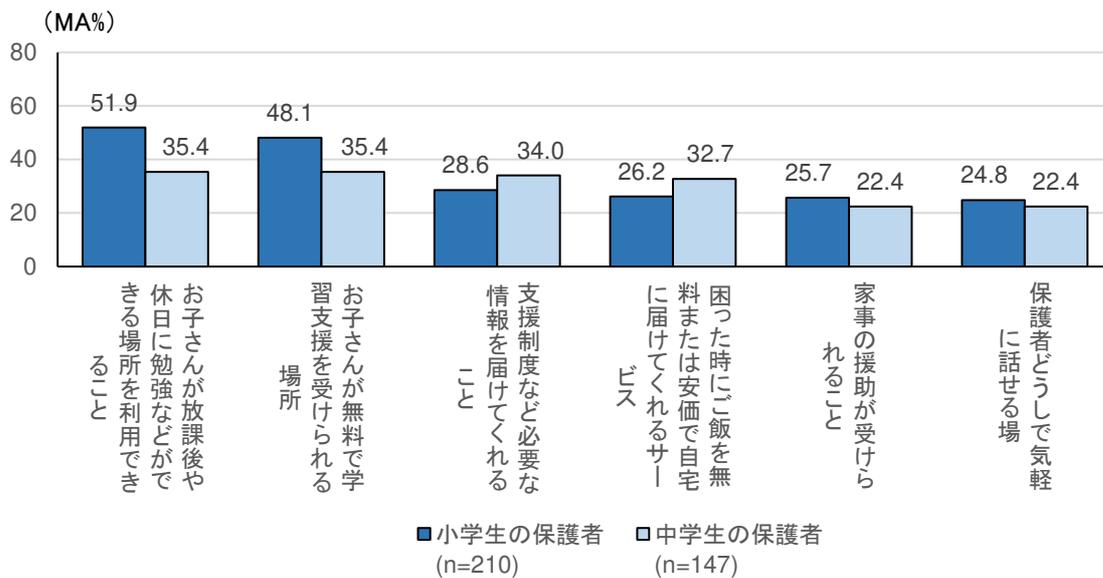


## (5)地域の子育て支援

### ①身近にあるといいと思うこと

小学生・中学生の保護者ともに「お子さんが放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」、「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」、「支援制度など必要な情報を届けてくれること」、「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」が上位に挙がっており、子どもの学習環境や情報の周知、支援が必要な時のサービスの充実が求められています。

【身近にあるといいと思うこと（上位6位）】

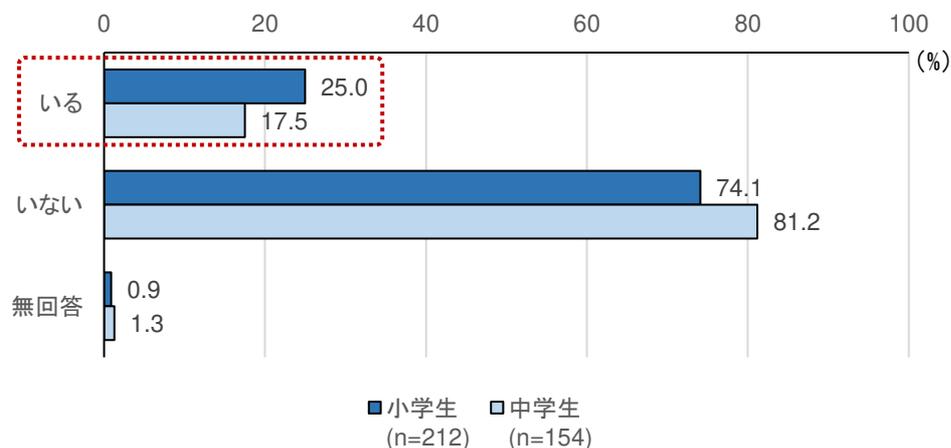


## (6)ヤングケアラーについて

### ①家庭で子どもが世話をしている人の有無

小学生は 25.0%、中学生は 17.5%が「いる」と回答しています。

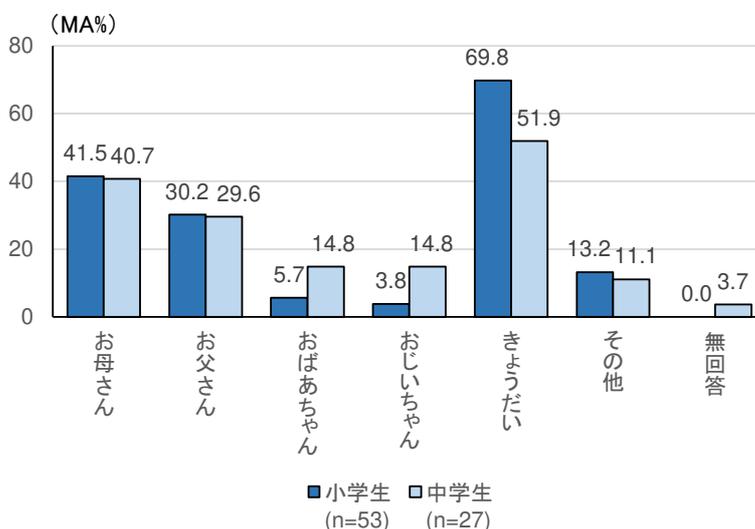
【家庭で子どもが世話をしている人の有無】



## ②世話をしている相手

小学生・中学生ともに「きょうだい」が最も多く、小学生がおよそ7割、中学生がおよそ5割となっています。次いで「お母さん」がおよそ4割、「お父さん」がおよそ3割となっています。

【世話をしている相手】

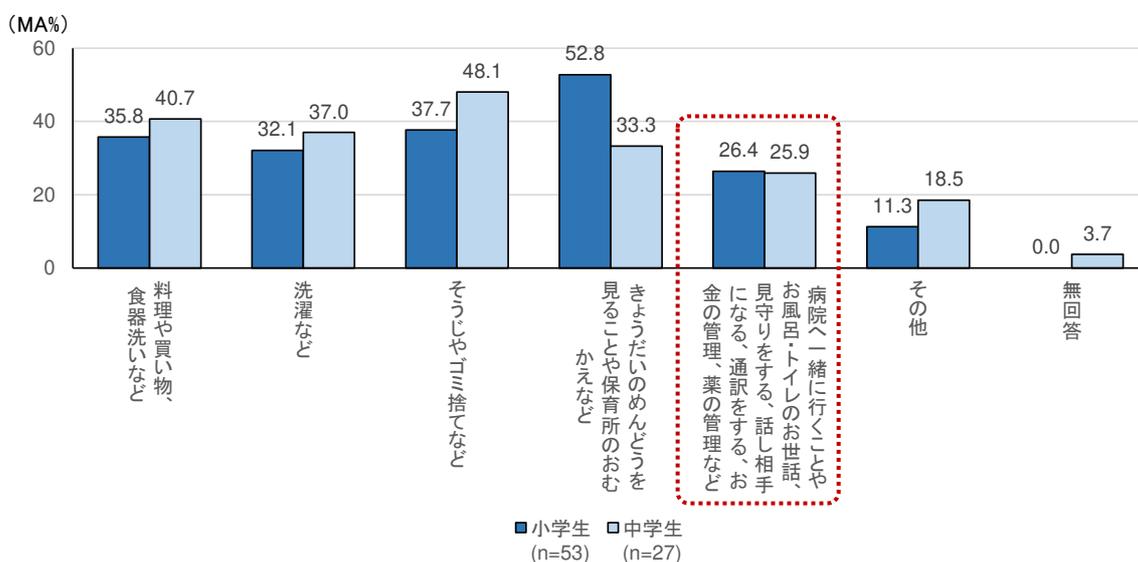


## ③世話をやっている内容

小学生は「きょうだいのめんどうを見ることや保育所のおむかえなど」が52.8%、中学生は「そうじやゴミ捨てなど」が48.1%で、それぞれ最も多くなっています。

項目の中で負荷の高い「病院へ一緒に行くことやお風呂・トイレのお世話、見守りをする、話し相手になる、通訳をする、お金の管理、薬の管理など」は小学生が26.4%、中学生が25.9%となっています。

【世話をやっている内容】

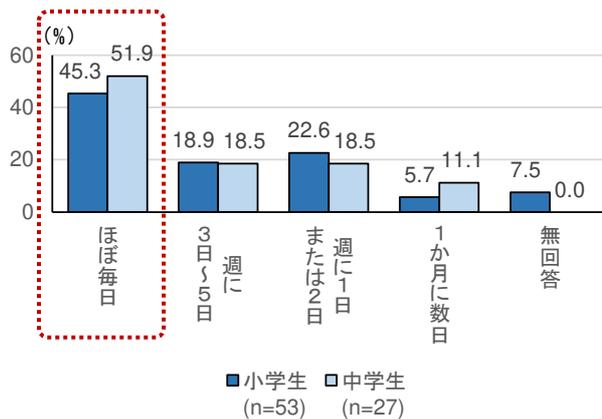


#### ④世話をする頻度と時間

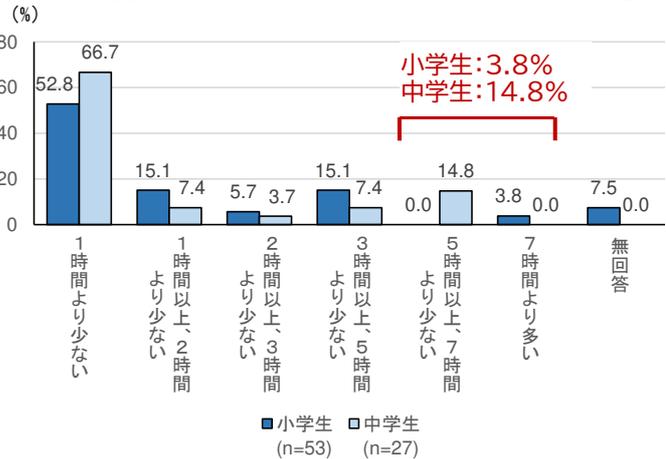
小学生・中学生ともに「ほぼ毎日」がおおよそ4～5割で最も多くなっています。

時間については「1時間より少ない」が全体の半数以上を占めている一方で、長時間家族の世話をしている回答もみられ、小学生は「7時間より多い」が3.8%、中学生は「5時間以上、7時間より少ない」が14.8%となっています。

【世話をする頻度】



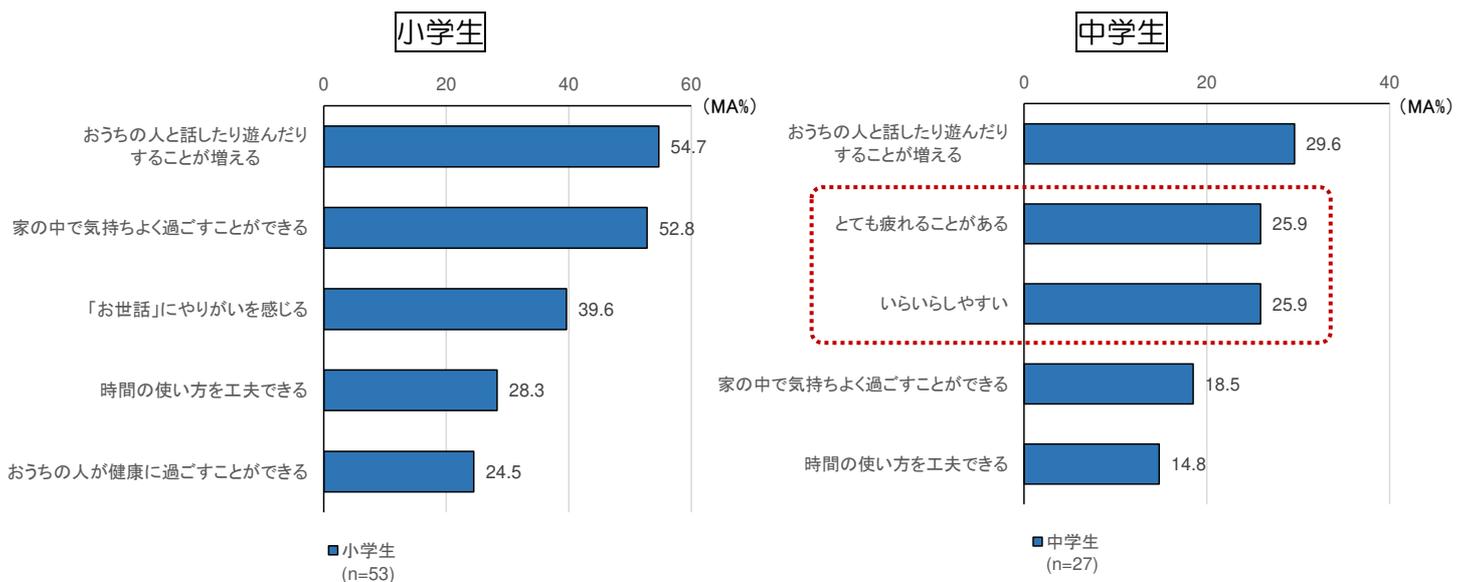
【学校がある日に世話をする1日の時間】



#### ⑤世話をしていることの影響

小学生は「おうちの人と話したり遊んだりすることが増える」、「家の中で気持ちよく過ごすことができる」、「お世話」にやりがいを感じる」などの肯定的な回答が目立つ一方、中学生は「とても疲れることがある」、「いらいらしやすい」など、精神的負担を感じている回答が多くみられます。

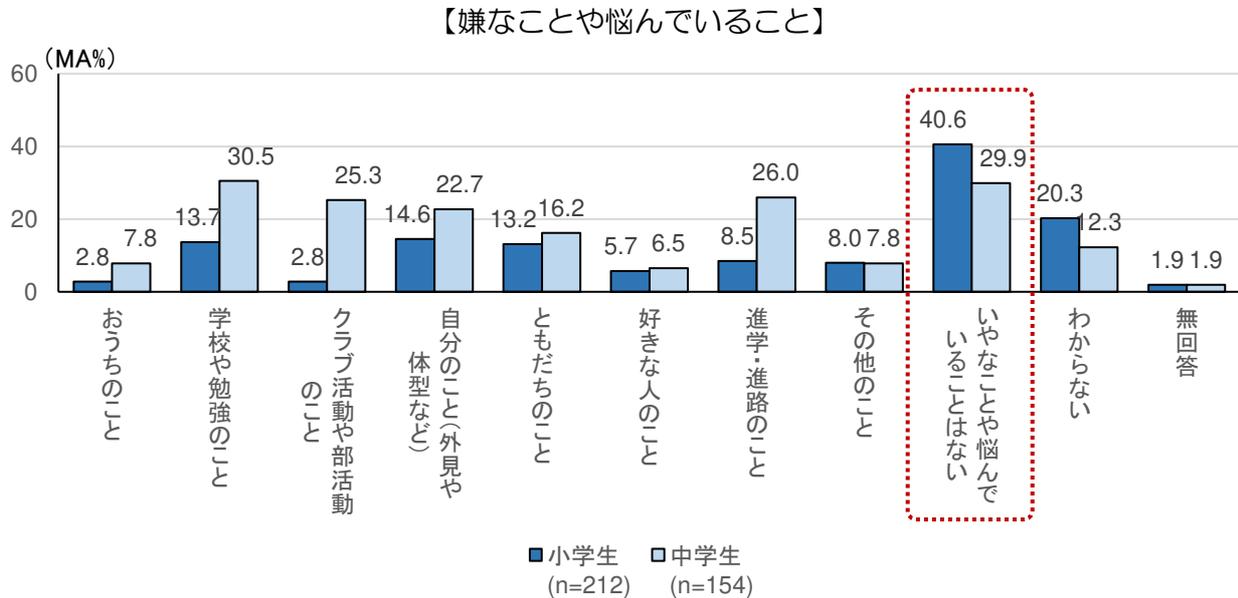
【世話をしていることの影響（上位5位）】



## (7)子どもの普段の生活のことについて

### ①嫌なことや悩んでいること

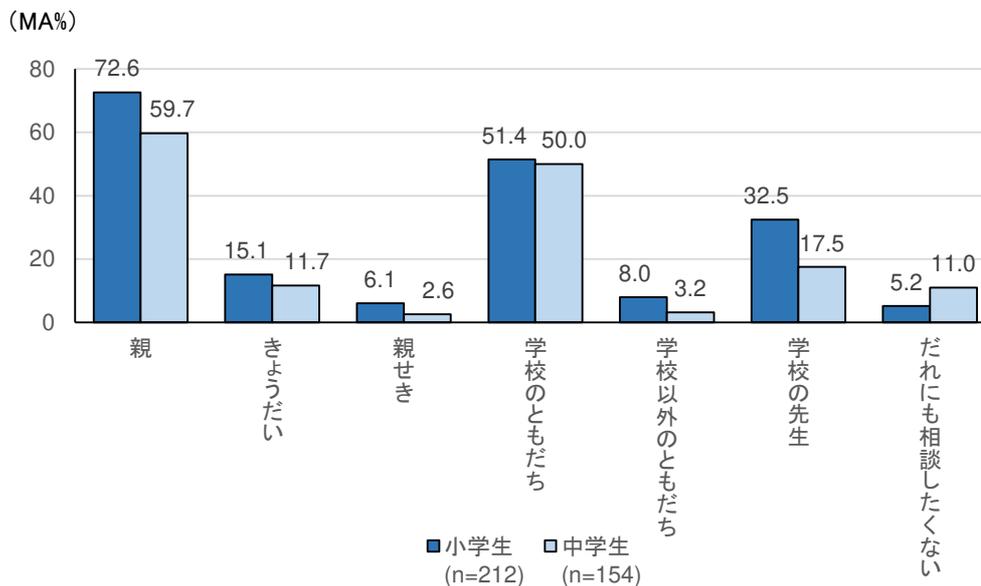
「いやなことや悩んでいることはない」は小学生がおよそ4割と最も多くなっているのに対し、中学生は2割強と低くなっており、中学生になると悩みなどが増えることがわかります。



### ②嫌なことや悩んでいることがある時の相談相手

小学生・中学生ともに「親」「学校のともだち」「学校の先生」が多くなっています。一方で、中学生は「親」「学校の先生」の回答が小学生よりも低く、「誰にも相談したくない」が小学生に比べて2倍の回答があり、年齢が上がるにつれて相談しづらくなることがわかります。

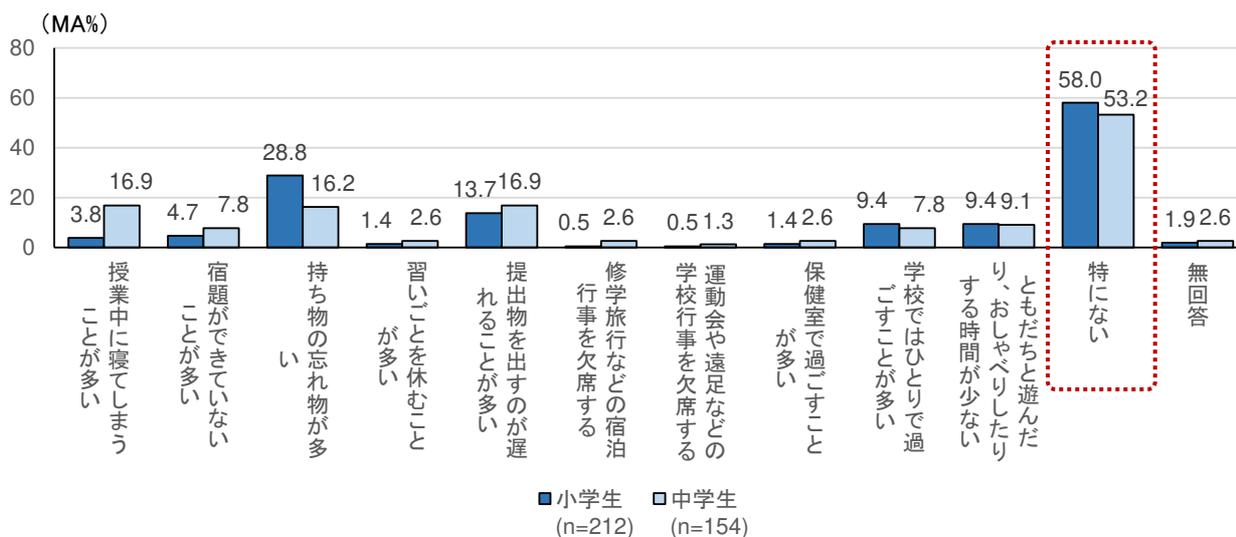
【嫌なことや悩んでいることがある時の相談相手（上位6位+誰にも相談したくない）】



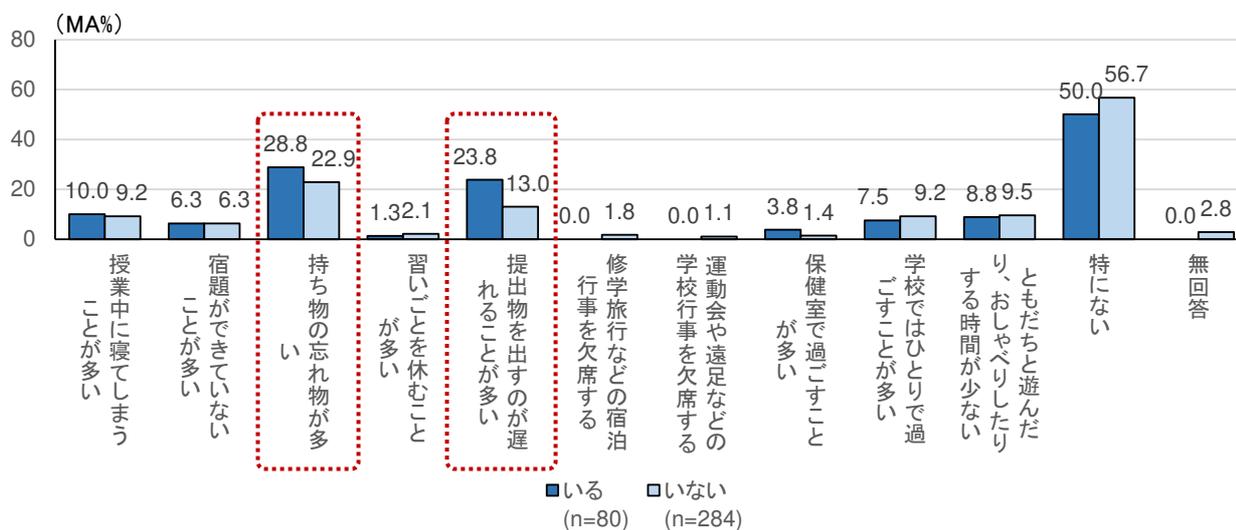
### ③学校や学校の行事等の状況

小学生・中学生ともに「特にない」の回答が5割を超えて高くなっています。小学生は「持ち物の忘れ物が多い」、中学生は「提出物を出すのが遅れることが多い」がそれぞれおよそ3割・2割となっています。自分が世話をしている人の有無別にみても同様の傾向がみられますが、中学生においては「提出物を出すのが遅れることが多い」よりも「持ち物の忘れ物が多い」が高くなっています。

【学校や学校の行事等の状況】



【自分が世話をしている人の有無別】



### 〔3〕ひとり親家庭に関する調査

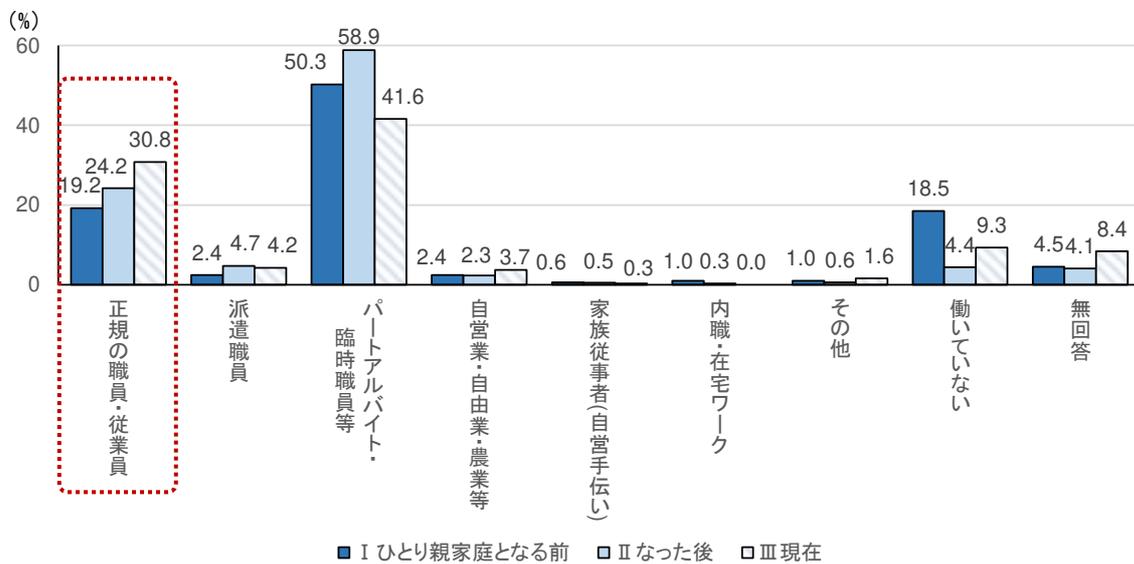
#### (1)ひとり親家庭になった事による変化等

##### ①ひとり親家庭になる前後での仕事の変化

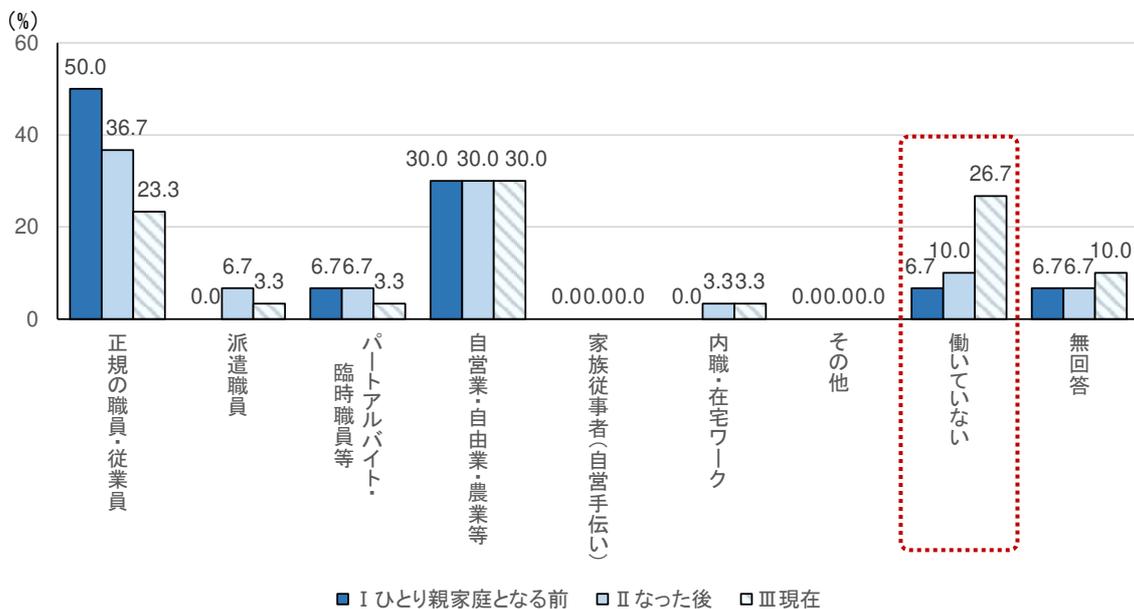
母子家庭は「正規の職員・従業員」がひとり親家庭になる前から現在にかけて増加し、「パート・アルバイト、臨時職員等」は減少しています。父子家庭は、「正規の職員・従業員」が減少し、「働いていない」はひとり親家庭になった後以降に大幅に増加しています。

#### 母子家庭

【ひとり親になる前後での仕事の変化】



#### 父子家庭

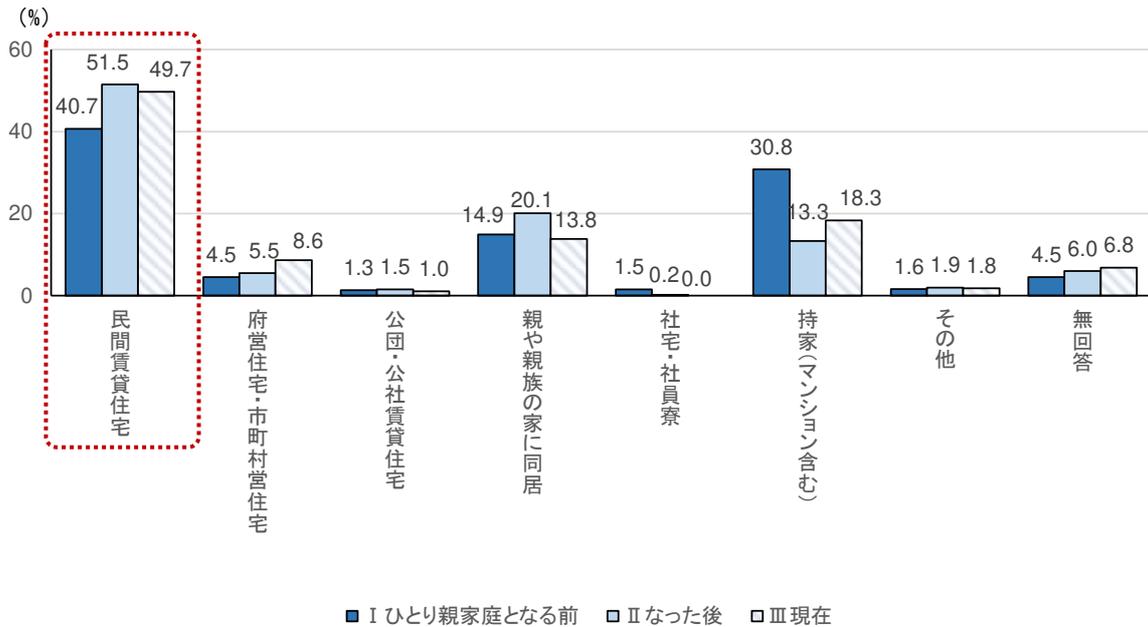


## ②ひとり親家庭になる前後での住まいの変化

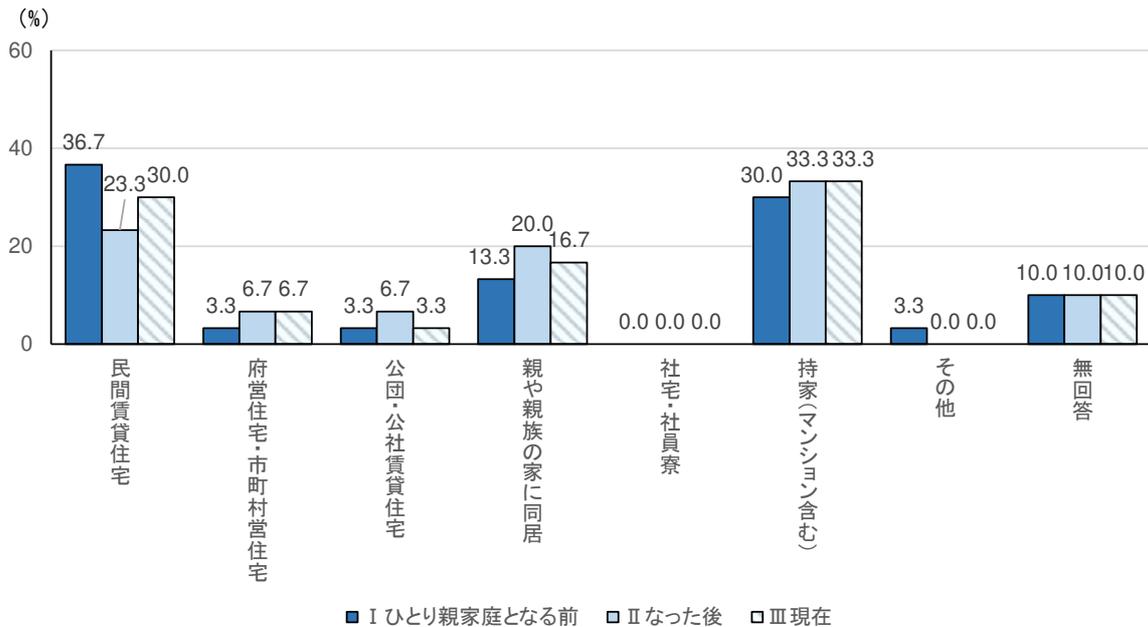
母子家庭は「持家（マンション含む）」が半数以上減少し、「民間賃貸住宅」はひとり親家庭となった後に増加しています。一方、父子家庭は母子家庭と比べて「持家（マンション含む）」の回答数に大きな変化はありません。

母子家庭

【ひとり親になる前後での仕事の変化】



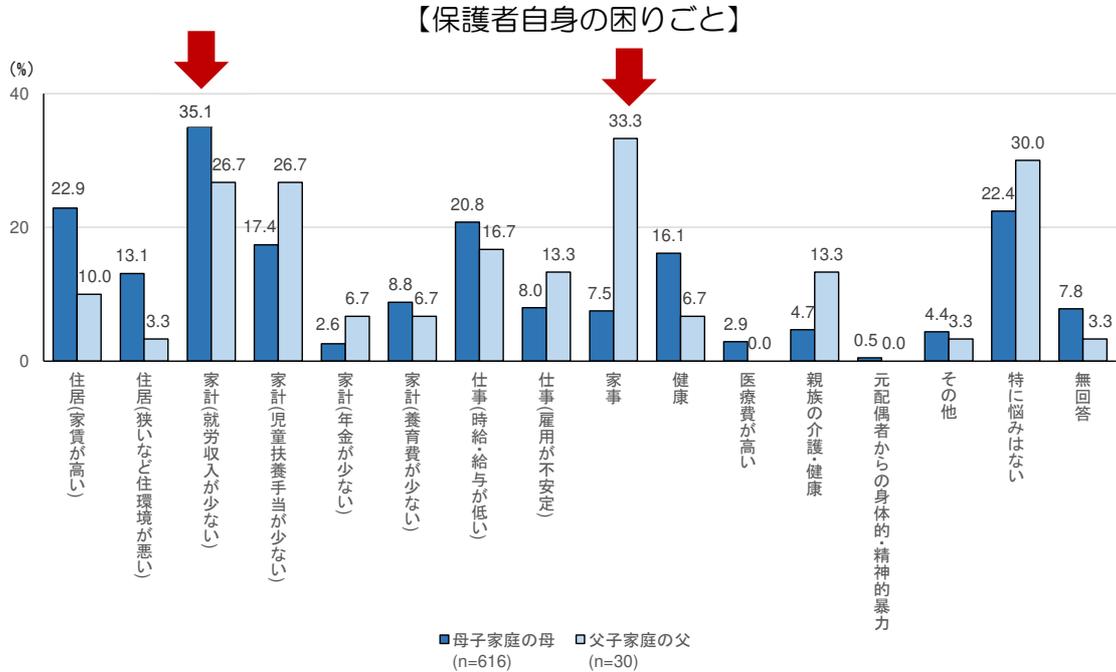
父子家庭



### (3)ひとり親家庭で困っていること

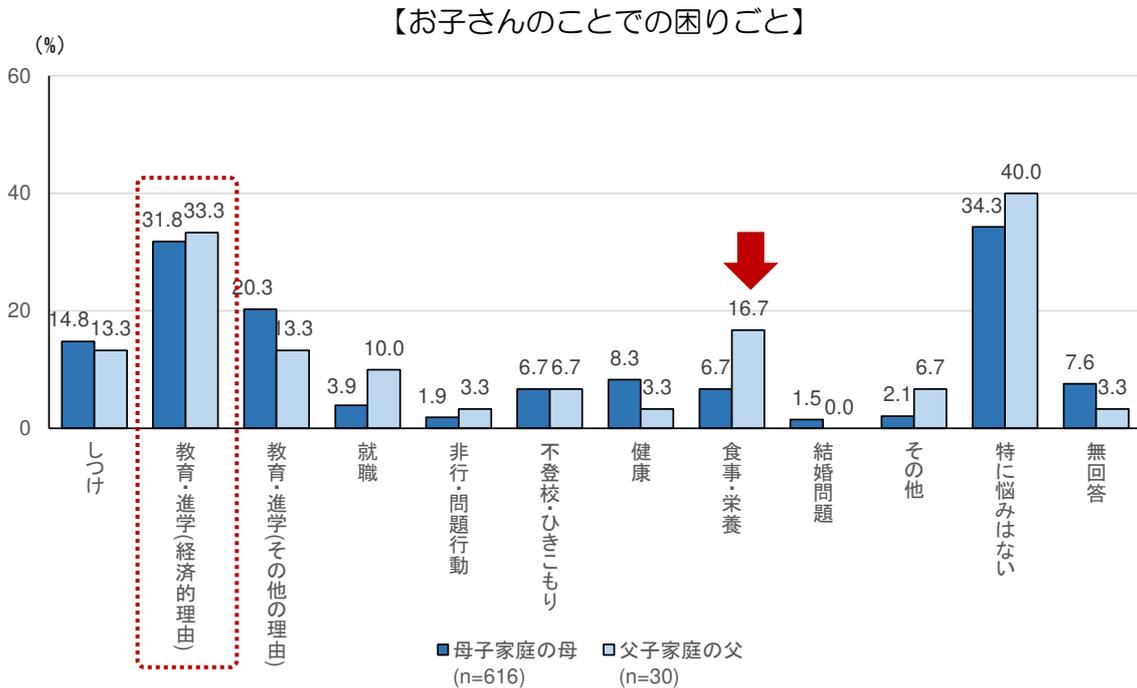
#### ①保護者自身の困りごと

母子家庭は「家計（就労収入が少ない）」、父子家庭は「家事」が最も高く、父子家庭が家事で困っている割合は母子家庭のおよそ4倍となっています。



#### ②お子さんのことでの困りごと

母子家庭・父子家庭ともに、教育・進学に関する困りごとが多く、「教育・進学（経済的理由）」が最も高くなっています。一方、父子家庭が「食事・栄養」で困っている割合は、母子家庭の倍以上となっています。

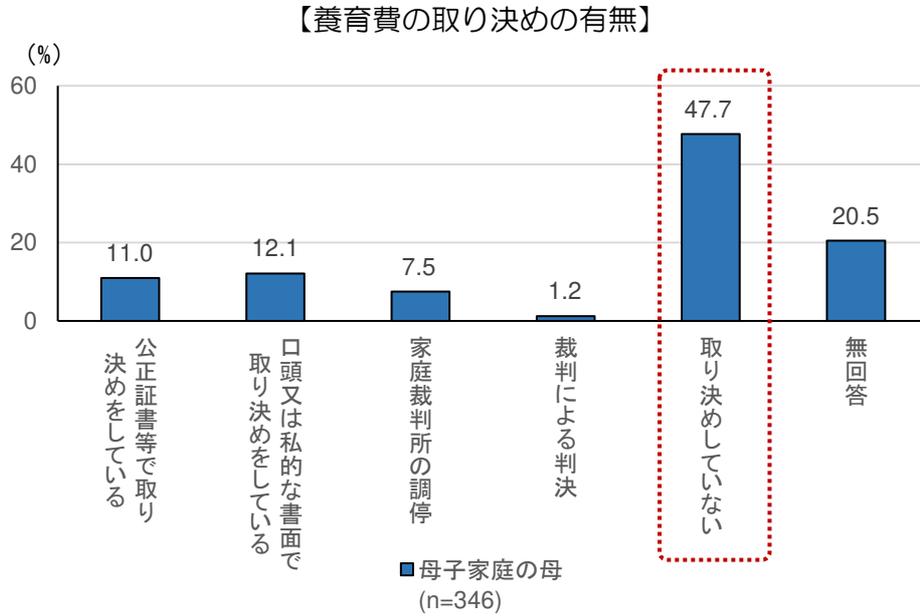


## (4) 養育費について

### ① 養育費の取り決めの有無

母子家庭の母は、「取り決めていない」が最も高くなっています。

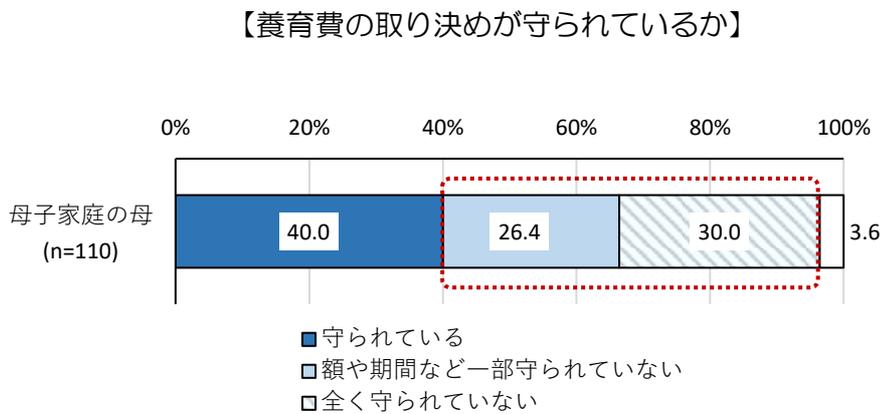
母子家庭



### ② 養育費の取り決めが守られているか

取り決めをしている場合は「守られている」が4割となっていますが、「額や期間など一部守られていない」「全く守られていない」を合わせた『守られていない』回答は、5割を超えて高くなっています。

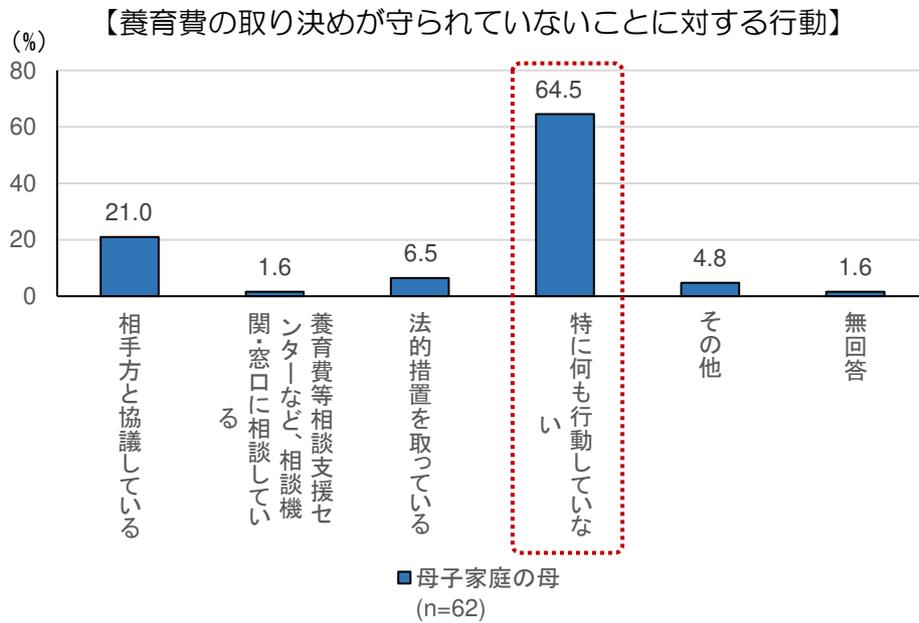
母子家庭



### ③養育費の取り決めが守られていないことに対する行動

「特に何も行動していない」が最も高く、およそ6割を占めています。

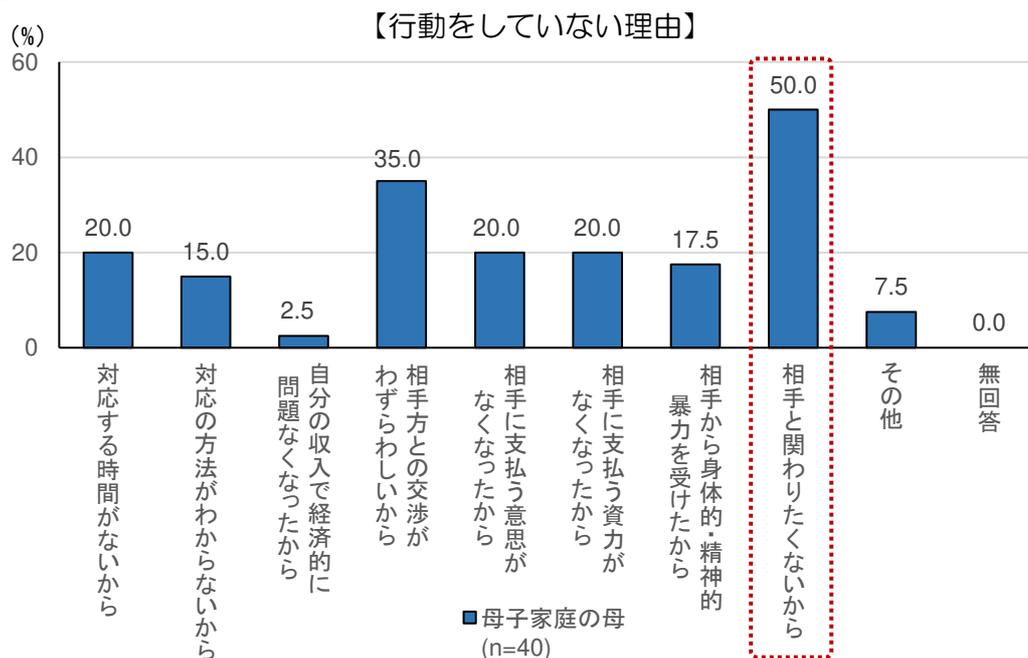
#### 母子家庭



### ④行動をしていない理由

「相手と関わりたくないから」が最も高く、次いで「相手方との交渉がわずらわしいから」となっており、離婚相手と関わることに否定的・消極的な回答が目立ちます。

#### 母子家庭

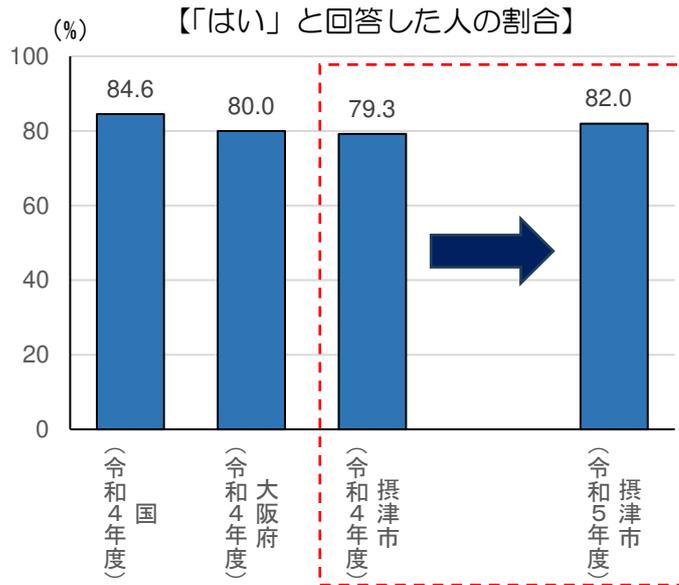


## 〔4〕令和4年度乳幼児健康診査問診回答結果

### (1) 摂津市の妊娠・出産への支援等について

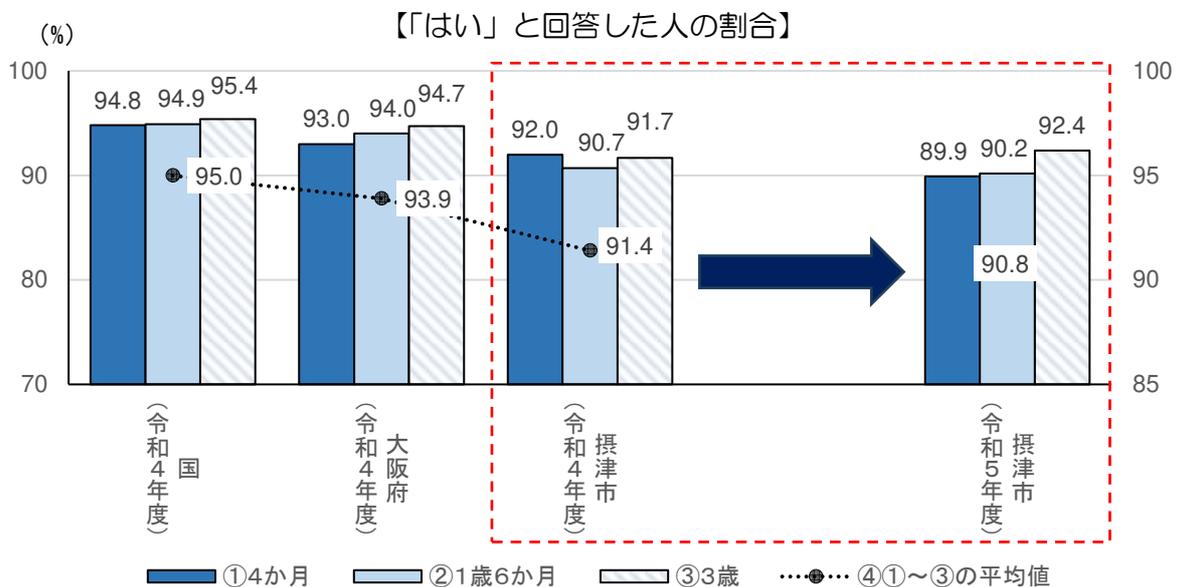
#### ①産後の指導・ケアへの満足度

産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができたかという問いに対し「はい」と回答した人の割合は、本市は79.3%と国や大阪府の結果と比べるとやや低くなっていましたが、令和5年度には82.0%まで増加しています。



#### ②今後、摂津市で子育てをしたいと思う親の割合

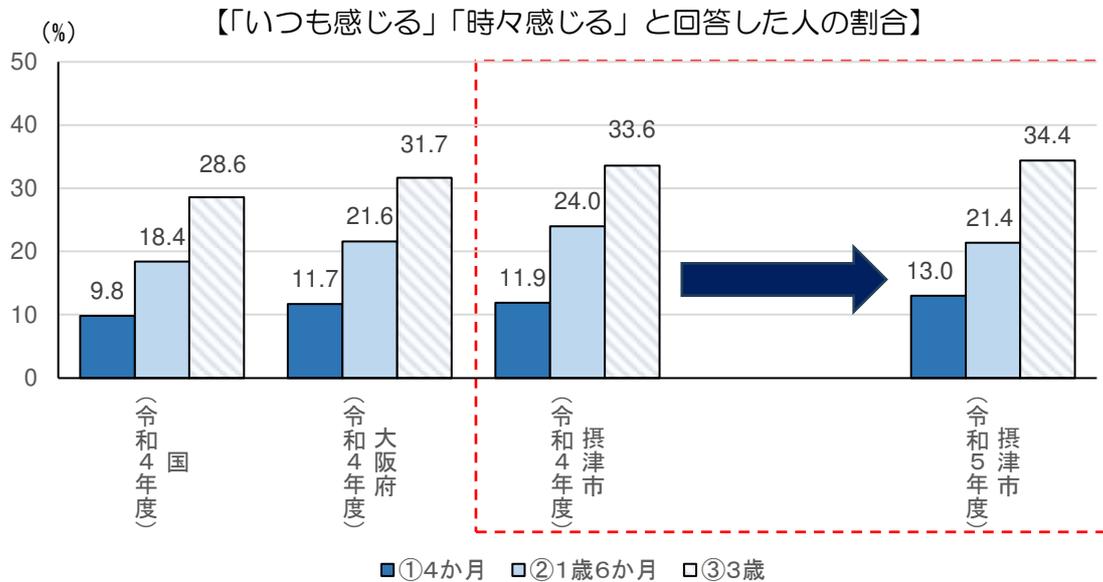
「はい」と回答した人の割合を調査対象者の子どもの年齢別にみると、いずれの年齢においても本市は国、大阪府と比べるとやや低くなっていきます。令和5年度の回答の割合は、3歳のみ微増し、その他の年齢は減少しています。



## (2)子育てについて

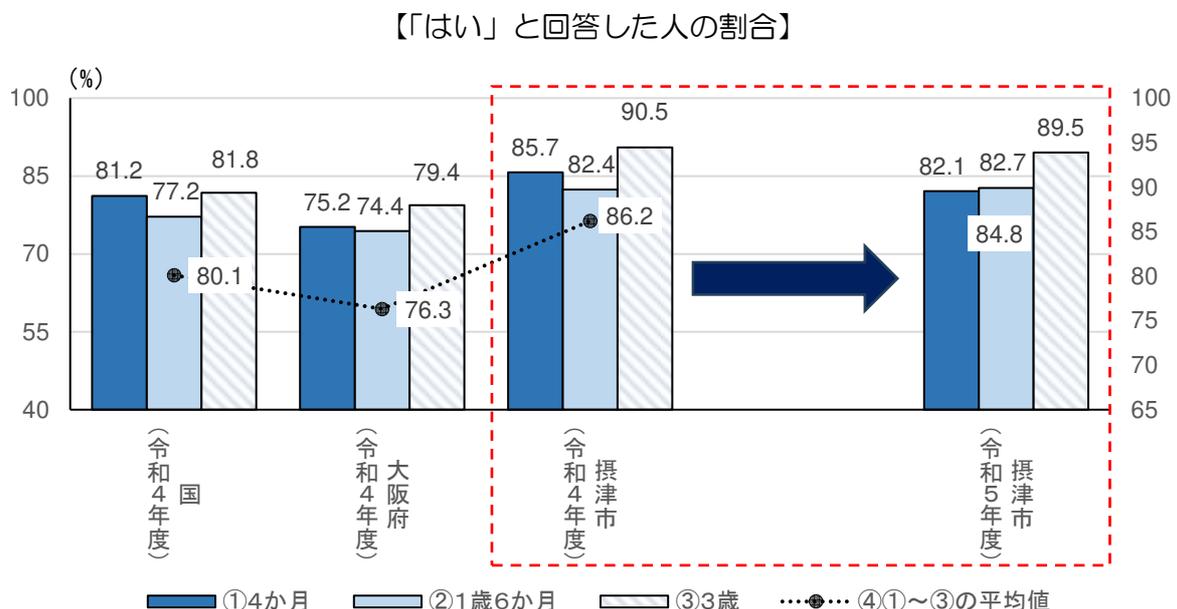
### ①子どもの育てにくさについて

育てにくさを「いつも感じる」、「時々感じる」と回答した人の割合を調査対象者の子どもの年齢別にみると、いずれの年齢においても本市は国、大阪府と比べると高くなっています。令和5年度の回答の割合は1歳6か月のみ2.6ポイントの減少がみられます。



### ②育てにくさを感じた時の相談先・解決方法について

(育てにくさを「いつも感じる」、「時々感じる」と回答した人に対して、) 育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っているかという問いに対し、「はい」と回答した人の割合を調査対象者の子どもの年齢別にみると、いずれの年齢においても本市は国、大阪府と比べて高く、特に3歳は本市のみ9割を超えています。令和5年度の回答の割合は4か月、3歳は減少したものの、いずれの年齢も8割以上と高くなっています。



### ③乳幼児期の体罰や暴言、ネグレクト等について

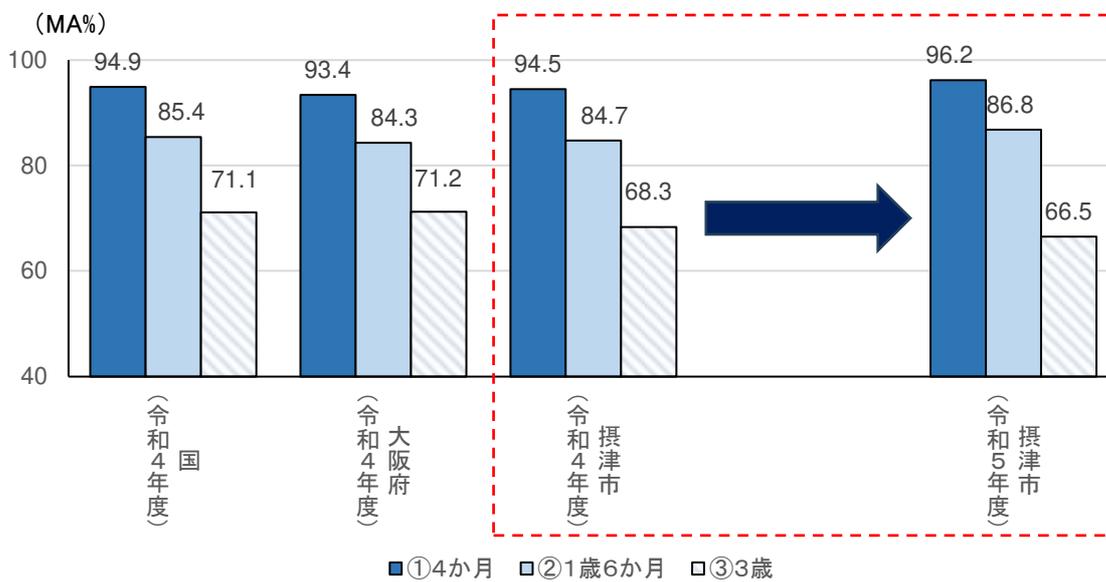
下記の選択肢※の有無について、「いずれにも該当しない」と回答した人の割合は、4か月、1歳6か月は国、大阪府と比べてもほぼ同程度の割合となっていますが、3歳は本市のみ70.0%未満となっています。

#### ※選択肢

- ①しつけのし過ぎがあった
- ②感情的に叩いた
- ③乳幼児だけを家に残して外出した
- ④長時間食事を与えなかった
- ⑤感情的な言葉で怒鳴った
- ⑥子どもの口をふさいだ
- ⑦子どもを激しく揺さぶった
- ⑧いずれにも該当しない

※3歳は①～⑤、⑧のみ

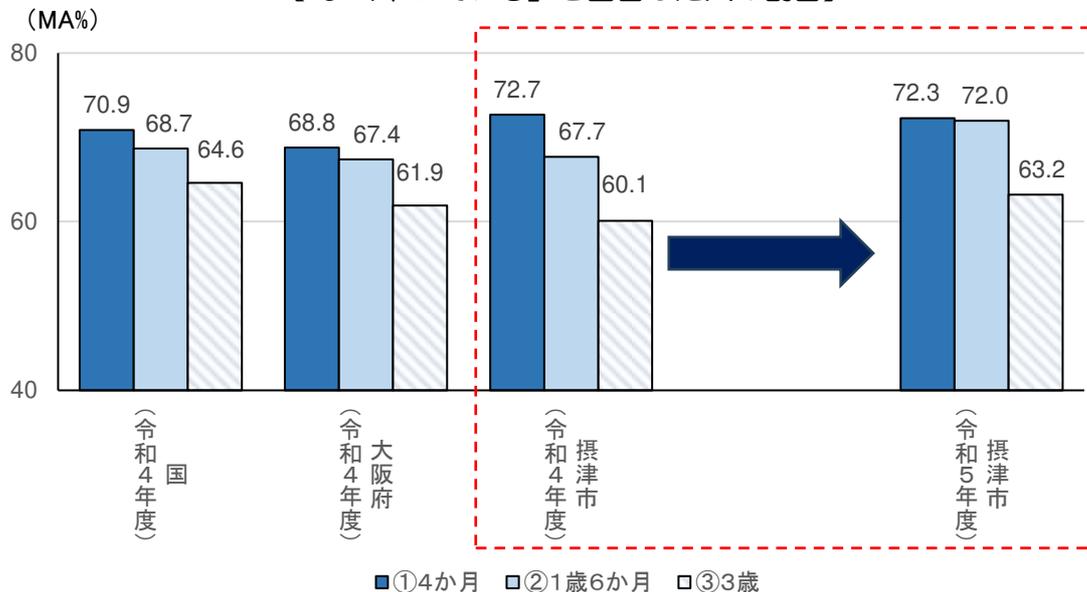
【「いずれにも該当しない」と回答した人の割合】



### ④積極的に育児をしている父親の割合

「よくやっている」と回答した人の割合は、いずれの年齢においても、国、大阪府と比べてもほぼ同程度となっています。

【「よくやっている」と回答した人の割合】



## 5 用語解説